

岩手県国土強靭化地域計画

資料編

【改訂版】

平成28年 2月策定
平成29年 6月改訂
令和2年 1月改訂

岩 手 県

資料編

(別紙 1) 起きてはならない最悪の事態の様相（例示）	1 頁
(別紙 2) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	8 頁
(別紙 3) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	56 頁
(別紙 4) 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策	104 頁
(別紙 5) 施策分野ごとの対応方策	147 頁
(別紙 6) 施策分野ごとの目標指標一覧	183 頁
(別紙 7) 計画の策定までの経過	189 頁

(別紙1) 起きてはならない最悪の事態の様相（例示）

(目標) 1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命の保護を最大限図る

(事態) 1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

(様相の例示)

- 太平洋沖地震や直下型地震が発生し、県全域で強い揺れに見舞われた。
- 耐震化が不十分な住宅やビル、病院や店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物、道路や鉄道施設、世界遺産登録資産などが倒壊した。
- 倒壊を免れた建築物でも、非構造部材や棚等の落下、ブロック塀の倒壊等が発生した。
- 市街地の各所で火災が発生し、倒壊した電柱や信号機などが道路を塞ぎ、断水も発生し消火が十分にできず、延焼が拡大した。
- 津波により、燃料漏れを起こしながら流される漁船や車、ガスボンベ、破壊されたガソリンスタンドなどに引火して、その火が津波とともに街を襲い、市街地では大規模な火災が発生した。
- 津波が引かない状況の中で、消火ができなかった。
- 避難路となるべき道路が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生した。
- これらによって、多くの死傷者が発生した。

(事態) 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(様相の例示)

- 太平洋沖地震が発生後、沿岸部には大津波が襲来し、河川を遡上した。
- 地震による強い揺れで海岸や河川の堤防が損壊したため、津波は内陸部まで到達した。
- 地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、また、停電により信号機が消えたことにより、一斉に渋滞が発生し、車による素早い避難ができず、大混乱となった。
- これらによって、逃げ遅れた住民に多くの死傷者が発生した。

(事態) 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(様相の例示)

- 大型化する台風の来襲等により、長時間の激しい降雨に見舞われ、河川の水位が急激に増し、堤防の越水又は決壊が起きた。
- 短時間の激しい降雨により、上流部からの土砂流出による河道埋塞や、河川・沢沿いの立ち木が流出し、橋梁に流木が詰まる堰上げなどにより浸水被害が発生した。
- 河川周辺等の地域等市街地以外においても浸水被害が発生した。
- 住家等の浸水被害が多数発生した。
- 医療機関・社会福祉施設等に浸水被害が発生した。
- これらによって、避難の遅れた住民に多くの死傷者が発生した。

(事態) 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

(様相の例示)

- 活火山（八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）が噴火し、周辺市町村に、噴石、火碎流、溶岩流、火山灰等の降下、土石流、融雪による火山泥流が発生した。
- 大型化する台風の来襲や激化する梅雨前線等により、集中豪雨が発生し、がけ崩れ、地すべり、

土石流などの土砂災害が県内各地で多発した。

- 流水、土砂により、国道などの主要道路が通行困難となり、路線バスなどの多数の立ち往生車両が発生した。
- 大規模な深層崩壊も発生し、多くの住宅が消滅した。
- これらによって、避難の遅れた住民に多くの死傷者が発生した。

(事態) 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(様相の例示)

- 暴風雪及び豪雪、雪崩等により、国道、県道などの主要道路が通行困難となり、多数の立ち往生車両が発生した。
- 緊急車両等も到着することができず、多くの死傷者が発生した。

(事態) 1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生

(様相の例示)

- テレビ、ラジオ、携帯電話等の通信手段の断絶や、避難指示等の遅れ、防災意識の低さ等により、住民の避難行動の開始が遅れ、多数の死傷者が発生した。
- 福祉施設等における高齢者、障がい者等の要配慮者の避難行動の開始の遅れにより、多数の死傷者が発生した。
- 発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥り、携帯電話、テレビ等のあらゆる情報通信が長期間麻痺し、その後の余震や天候の悪化等に伴う新たな避難情報や、避難生活に必要な情報など、県民に重要な情報が届かず、多数の死傷者や県民生活への大きな影響が発生した。

(目標) 2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行う

(事態) 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(様相の例示)

- 高規格幹線道路は被害が少なかったため、いち早く通行が確保されたが、緊急輸送道路については、津波や土砂崩れ等により至る所で通行不能となり、港湾や空港の復旧にも時間を要し、被災地への輸送は困難な状態が続いた。
- これによって、食料や飲料水、灯油等の搬送が困難な状況が続き、物資等の供給が長期停止した。
- 鉄道や幹線道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車での帰宅も困難となった。
- 自宅に帰ることのできない人が、勤務先や駅、一時避難所及び指定緊急避難所などにあふれ、水・食料等の供給が不足する事態が発生した。

(事態) 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(様相の例示)

- 同時多発的な山間部の道路斜面の崩壊、橋梁の落橋や、積雪による主要道路の通行困難により、多数の孤立集落が発生した。
- 道路の復旧には時間を要し、電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取り戻すには長い時間要した。

(事態) 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

(様相の例示)

- 自衛隊、警察、消防等の施設、車両、資機材等に被害が出た。
- 救助・救急活動については、被害が県下全域に及ぶことから、人員や資機材が絶対的に不足した。
- 広域的な道路の通行止めや港湾施設、石油備蓄施設の損壊などの影響で、ガソリンや軽油等の県全域への供給が長期にわたり途絶した。
- 救助・救急活動に必要な車両等の燃料の備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。

(事態) 2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

(様相の例示)

- 医療機関の多くが被害を受け、使用不能の事態に至った。
- 被災した有床の医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送が急がれるもの、医療従事者の状況や基幹道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送ができなかつた。
- 医薬品や医療資機材も不足し、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生した。
- 断水や停電等により、医療機関において透析治療が困難となった。
- 福祉施設の多くも被害を受け、使用不能の事態に至った。
- 被災した福祉施設の入所者は、福祉避難所等へ避難したが、福祉関係者の被災などにより、必要な支援を受けることができない事態が発生した。

(事態) 2-5 被災地における感染症等の大規模発生

(様相の例示)

- 地震や津波等により下水道及び上水道施設が損壊し、汚水の処理ができなくなったことなどから不衛生な状況となった。
- 医療従事者や医薬品の不足により満足な治療が受けられない状態が続いた。
- 避難所の寒さが厳しいうえ、大勢の避難者が生活していることから、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重症化した。

(目標) 3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する

(事態) 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(様相の例示)

- 県職員及び市町村職員に多くの死傷者が出了。
- 多くの職員が出勤できない事態が発生し、出勤可能な職員においても、道路状況や余震による津波の再来襲の危険、地盤沈下の影響で水が引かない等、施設に近づくことができない状況に陥った。
- 行政機関の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となったことから、行政機能が機能不全となつた。
- 被災者は、ライフラインの途絶、食料や水の不足もあり、自宅を離れ、指定避難所などへ避難したことから、被災地域は無人となつた。
- 警察官にも死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出たうえ、被災しなかつた警察官

も人命の救出に優先的に当たったことから、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化した。

- 大規模な停電が発生し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機は全て滅灯した。
- 道路が冠水し、信号機の制御機内部等に浸水したことにより、信号機が滅灯した。
- 無秩序に走行する車や避難しようとする車が多重衝突事故や人身事故を起こすなど、重大事故が多発した。
- 県施設に浸水被害が発生した。

(目標) 4 いかなる大規模自然災害が発生しようと、地域経済システムを機能不全に陥らせない

(事態) 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

(様相の例示)

- 主要幹線道路が寸断され、部品の調達等ができなくなり、県内企業の生産力が大きく低下した。
- 製造業等の工場施設が被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼動が停止した。
- 発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設の被害により、受入れ及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期に停止した。

(事態) 4-2 食料等の安定供給の停滞

(様相の例示)

- 津波等により、漁村地域に深刻な被害が発生したことから、県産水産物の供給が停止した。
- 緊急輸送路やそれを補完する農林道、港湾施設が被災し、県内外からの食料等物資の供給が停滞した。
- 同時多発的な山間部の道路斜面の崩壊、橋梁の落橋や、積雪による主要道路の通行困難により、農業資材や家畜飼料等の供給が滞り、農業生産活動ができない事態が発生した。
- 基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞るとともに、塩害、さらには、担い手や販路の不足による元々の生産量の減少も影響し、農業生産ができない事態が発生した。

(目標) 5 いかなる大規模自然災害が発生しようと、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

(事態) 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

(様相の例示)

- 発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔の倒壊もあり、電力供給が長期にわたり停止した。
- 道路の寸断により、復旧車両の通行が困難であったことなどから、電力供給が長期にわたり停止した。
- ガス製造設備や主要導管網が大きな被害を受け、ガス供給が長期にわたり停止した。
- 広域的な道路の通行止めや港湾施設、石油備蓄施設の損壊などの影響で、供給能力を喪失し、ガソリンや軽油等の県全域への供給が長期にわたり途絶した。

(事態) 5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止

(様相の例示)

- 県内の至る所で上水道、農・工業用水道の配管が破裂した。
- 道路が寸断され、初期の給水車による応急給水活動ができず、病院からの応急給水要請に対応

出来なかった。

- 上水道の取水施設が損壊するとともに、津波等による浸水被害を受けて機能停止した。
- このため、上水道、農・工業用水等が長期にわたり供給停止となり、県民の生活や農工業に大きなダメージを与えた。
- 下水処理場の設備等が大きな被害を受け、長期の機能停止に陥った。
- 下水管やマンホールが液状化等によって広い範囲で浮き上がり、下水道が長期の機能不全に陥った。

(事態)5-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(様相の例示)

- 陸上交通は、高規格幹線道路も甚大な被害を受け、緊急輸送道路も津波や土砂崩れ等により至る所で通行不能となり、鉄道施設も大きな被害を受け、長期使用不能となった。
- 海上交通は、港湾施設が長期使用不能となり、貨物船等の入出港の規制が長期化した。
- 津波は、大小の船舶を飲み込み、転覆、座礁が多発するとともに、破壊された船舶が燃料漏れや引火した状態で臨海部に運ばれ、広範囲で火災が発生した。
- 空路は、空港の滑走路の使用ができない状況が長期に発生した。

(目標) 6 いかなる大規模自然災害が発生しようと、制御不能な二次災害を発生させない

(事態)6-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(様相の例示)

- 大規模な山腹崩壊が発生し、ダムに大量の土砂や流木が流入することで、洪水調整機能が低下し、下流部において洪水被害が頻発した。
- 山腹崩壊により天然ダムが形成され、上流部が湛水するとともに、その後の台風や豪雨により決壊し、一気に流出した土石流が下流の集落を飲み込み、被害が広範囲に拡大した。
- 豪雨等によりため池の貯水位が急激に上昇し、決壊、越流による堤体の破壊等により下流の人家等が流出した。
- 工場や事業者等の有害化学物質貯蔵設備等が損壊し、有害化学物質が周辺土壤や河川・沿岸海域に流出し、土壤・水質汚染等の二次災害が発生した。
- 特定動物の飼養施設が損壊し、特定動物が脱走し、人に対し危害を加えた。

(事態)6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(様相の例示)

- 山間部の農地や山林が、大規模崩壊により大きな被害を受け荒廃した。
- 荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こした。
- 農地・農業用施設が被災し、営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展し、担い手や販路不足も要因となり、中山間地域において集落が消滅する危機に瀕した。
- 裸地化の進行や亀裂が生じている状態を放置した状態が続き、その後の降雨により大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生した。
- 堤防や護岸、排水機場が被災し、液状化とともに地盤沈下したところへ津波が来襲することで広域が水没、塩害で防潮林が枯損し、広範囲な農地が、ガレキや海水の流入により甚大な被害を受けた。
- その後も海拔0mとなった地域は、潮の干満によって長期にわたり水没した状態となり、さら

	に台風に襲われるなどして被害が拡大した。
(目標) 7 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する	
(事態) 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
(様相の例示)	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 家屋倒壊や津波堆積物等による災害廃棄物が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生じた。 ■ 悪臭や粉塵が発生し、生活環境が著しく悪化した。 ■ 広域処理の調整がつかず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れた。 	
(事態) 7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
(様相の例示)	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受けた。 ■ 被害が広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れた。 	
(事態) 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
(様相の例示)	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 長期の避難生活により、地域コミュニティが崩壊し、その後の復興作業が大幅に遅れた。 ■ コミュニティ拠点施設の崩壊等により、コミュニティ活動が停止し、その後の地域コミュニティの再生が大幅に遅れた。 	

(参考) 本県における危機事案への対応

危機事案	対応する計画・マニュアル等
大規模自然災害 (地震、津波、火山噴火、風水害・土砂災害、雪害 等)	岩手県国土強靭化地域計画【国土強靭化基本法】 (主に発災前における平時の施策を対象) 岩手県地域防災計画【災害対策基本法】 (リスクを特定し、そのリスクへの対応を対象)
上記以外	
武力攻撃事態	岩手県国民保護計画
航空機事故	交通施設安全確保計画（岩手県地域防災計画） 花巻空港航空機事故の対応マニュアル 航空機事故対応マニュアル
列車事故	交通施設安全確保計画（岩手県地域防災計画） 列車事故等対応マニュアル
米軍関係事故・自衛隊事故	アメリカ合衆国軍隊関係事故対応マニュアル 自衛隊関係事故対応マニュアル
大規模火災	火災予防計画（岩手県地域防災計画） 大規模火災等初動対応マニュアル
海上流出油事故	海上災害予防計画（岩手県地域防災計画） 海上流出油事故等初動対応マニュアル
石油コンビナート事故	岩手県石油コンビナート等防災計画
水道施設事故	ライフライン施設等安全確保計画（岩手県地域防災計画） 岩手県水道施設災害対応マニュアル
毒劇物の混入	危険物施設等安全確保計画（岩手県地域防災計画） 毒物・劇物健康危機管理実施要綱
感染症の蔓延 (新型インフルエンザの発生、 鳥インフルエンザの発生 等)	岩手県感染症予防計画 岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画 鳥インフルエンザ対策マニュアル
鉱毒水中和処理施設事故	旧松尾鉱山新中和処理施設災害・事故等対応マニュアル
放射性物質関係施設(RMC)事故	放射性物質関係施設(RMC)事故危機対応マニュアル
トンネル崩落等道路事故	交通施設安全確保計画（岩手県地域防災計画） トンネル崩落等対応マニュアル
コンピュータ問題対応（情報セキュリティ、通信事故等）	情報セキュリティインシデント対応マニュアル 通信事故等対応マニュアル
食の安全安心関係危機（食中毒、 BSE(牛海綿状脳症)等）	岩手県食の安全安心推進計画

(別紙2) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

1. いかなる大規模自然災害が発生しようと、人命の保護を最大限図る

1-1) 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

《住宅・病院・学校等の耐震化》

【総務部、保健福祉部、商工労働観光部、国土整備部、教育委員会事務局】

(住宅の耐震化)

- 市町村と連携のもと、木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等により、住宅の耐震化の促進に取り組んでいるが、住宅の耐震化率は、全国と比較して 10 ポイント程度低い状況にある。
- 木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等の活用状況が低いことなどから、住宅の耐震化に対する必要性や支援制度の周知が課題である。
- 耐震化を一層促進するため、市町村と連携し耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図る必要がある。

[現状] 住宅の耐震化率 73.2% (H25) 全国 82.0% (H25)

(大規模建築物の耐震化)

- 耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物（ホテル・旅館等）に対し、耐震診断・耐震改修への補助等の制度を設け、市町村と連携のもと、対象施設に耐震化を働きかけている。
- 耐震診断については、所有者によりおおむね計画どおりに進められている。
- 耐震化を促進するため、耐震性不足の建築物所有者に対し、引き続き耐震化の啓発や支援制度の周知などを図る必要がある。

(病院の耐震化)

- 災害時に医療救護活動の拠点となる災害拠点病院 11 病院については、移転新築する 1 病院を除き、全て耐震化済であるが、その他の病院及び社会福祉施設の耐震化率は全国と比較して低い状況にある。
- 大規模停電時においても、診療機能を維持できるよう、災害拠点病院をはじめとする病院の自家用発電装置や燃料タンク等の非常用設備の整備を進めている。
- 既存の国の医療提供体制整備交付金を活用するなどし、耐震化されていない病院、施設に対し、改修等の促進を図る必要がある。

[現状] 病院の耐震化率 61.5% (H26) 全国 67.0% (H26)

(社会福祉施設等の耐震化)

- 災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金や社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を進める必要がある。

[現状] 社会福祉施設の耐震化率 79.0% (H24) 全国 84.2% (H24)

(公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化)

- 各市町村において、幼稚園、小中学校の耐震化の推進に取り組んでいるが、学校統廃合に係る地域との協議・調整、自治体の財政状況等を要因として、平成 27 年度末までの耐震化完了が困難である見通しが示されている。
- 県立学校の耐震改修は、「岩手県耐震改修促進計画」(対象建築物「学校等：階数 3 及び床面積 1,000

m²以上」に基づき取り組んできているが、文部科学省の「耐震改修状況調査」（対象建築物「2階建て以上又は延べ床面積 200 m²超」）では、全国の進捗率に比較し、高等学校の耐震化の取組に遅れが生じている。

- 他県の状況を踏まえ、文部科学省が示す対象建築物の耐震化に向けた一層の促進を図る必要がある。
- 公立学校施設、公立社会体育施設及び公立社会教育施設は、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め耐震化の一層の促進を図る必要がある。

[現状] 公立幼稚園の耐震化率	82.8% (H27)	全国 86.7% (H27)
公立小中学校の耐震化率	92.6% (H27)	全国 95.6% (H27)
公立高等学校の耐震化率	84.9% (H27)	全国 93.7% (H27)
(「岩手県耐震改修促進計画」に基づく耐震化率)	97.8% (H27)	
公立特別支援学校の耐震化率	100.0% (H27)	全国 98.1% (H27)

(私立学校の耐震化)

- 私立学校の学校安全計画（災害安全点検）の策定や学校施設の耐震化は、全国と比較して進んでいない。
- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時に地域住民の避難所として利用されることもあることから、日常的な点検や施設の耐震化等により安全性を確保する必要がある。
- 多数の児童等が同時に被災することを防ぐため、天井の脱落対策等も含め私立学校が行う計画的な耐震化等の取組を促進していく。

[現状] 私立学校の耐震化率	72.5% (H26)	全国 80.6% (H26)
私立学校の学校安全計画（災害安全点検）の策定率	68.0% (H25)	全国 89.7% (H25)

(県立職業能力開発施設の耐震化)

- 耐震診断が必要な県立職業能力開発施設は3施設あり、平成26年度に1施設終了し、平成27年度に1施設実施予定としている。
- 老朽化した県立職業能力開発施設について、耐震診断を行うことにより、必要な改修工事等の検討を進める必要がある。

[現状] 県立職業能力開発施設の耐震診断実施率	33.3% (H26)
-------------------------	-------------

《公営住宅の老朽化対策》【県土整備部】

- 既存の公営住宅の個別施設計画は策定済みであるが、東日本大震災津波発災後に整備が進められている災害公営住宅については、個別施設計画が未策定である。
- 個別施設計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《市街地整備》【県土整備部】

(幹線街路整備)

- 市街地における幹線街路の整備は、計画延長 759.5 kmに対して 490.1 kmとなっている。
- 密集した市街地を整備する街路事業では補償すべき物件が多いことに加え、土地・建物の権利関係が複雑であるため事業用地の取得に相当程度の期間を要している。
- 避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や市町村と連携を図り幹線街路の整備を推進する必要がある。

[現状] 幹線街路整備進捗率 64.5% (H25) 全国 61.0% (H24)

(都市公園における防災対策)

- 県内の都市公園 1,199箇所 (H25) のうち防災公園として位置づけている公園数は 52 箇所 (H25) である。
- 発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備促進のため、市町村が実施する事業に対して、助言等を実施していく必要がある。

[現状] 防災公園数 52 箇所 (H25)

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 市街地等の幹線道路における無電柱化を進めている。
- 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における無電柱化を進める必要がある。

[現状] 無電柱延長 (累計) 25.8km (H26)

《道路施設の防災対策》【農林水産部、国土整備部】

- 道路防災点検結果に基づき、落石や崩壊のおそれのある斜面等の要対策箇所について対策工事を実施しており、要対策箇所と位置づけられた 165 箇所のうち、97 箇所の対策工事が完了している。
- おおむね計画どおりの進捗となっており、要対策箇所の調査設計、用地の取得等を進めている。
- 大規模災害時に、救助や救援活動、緊急物資輸送などを迅速かつ的確に行うことができるよう、引き続き計画的な整備を行っていく必要がある。
- 農道橋・農道トンネルの点検診断の実施率は 1.9% (H26)、林道橋・林道トンネルの点検診断の実施率は、69.1% (H26) となっている。
- 農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断や補強等の保全対策を円滑に進めるため、関係市町村との連携を強化していく必要がある。

[現状] 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率 58.8% (H26) 全国 62.0% (H25)
農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.9% (H26) 全国 20.0% (H25)
林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26)

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

- 発災時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による橋梁や高架の耐震補強など、鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要があり、三陸鉄道や I G R が行う安全性の向上に資する設備の整備に対して国と連携して支援を行っている。
- 発災時における事故発生防止や代替輸送手段の確保に向けて、関係機関が連携して情報収集を行い、共有化を図るなど、災害対応マニュアルに基づき対応する必要がある。

《世界遺産登録資産の防災対策》【教育委員会事務局】

- 平泉の文化遺産については包括的保存管理計画を策定しており、中尊寺では管理者が地震時の火災予防、震災時の避難、風害対策、大雨時の土砂災害対策、異常気象時の点検等の措置を行うこととし、非常時には消防機関及び地元自治体災害対策本部と協力して対処することとしている。
- 実効性がある計画となるよう、地元自治体が中心となり所有者、関係機関・団体、地域住民と調

整し、県も引き続き地元自治体と連携しながら協力体制をより強固にしていく必要がある。

- 所有者（管理責任者）による管理のほか、文化財保護指導員による文化財パトロールの中で世界遺産関連地域を重点地域として実施しているが、防災の視点も意識した実態把握に努める必要がある。
- 必要に応じた他地域からの支援に係る連携体制など広域的な行動計画の検討も必要である。
- 世界遺産である平泉の文化遺産や橋野鉄鉱山、世界遺産登録を目指している一戸町御所野遺跡が、大規模災害により被害を受けた場合の復旧を支援するとともに、資産と周辺の維持管理・パトロールを行いつつ、所有者・管理者・関係機関との日常的な連携・情報共有が必要である。

《空き家対策》【県土整備部】

- 人口減少社会の到来に伴い、空き家が増加している。
- 空き家の中でも特に、倒壊のおそれがある空き家や密集市街地の空き家は、大規模災害発生時、倒壊による避難経路の閉塞や火災発生、類焼のリスクが高く、また、防犯上や環境衛生上も、周辺に悪影響を与えている場合がある。
- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して、倒壊のおそれ等がある危険な空き家（特定空家）の解体を促すこと、また、活用が可能な空き家の再利用等を図るなど、地域課題を解決するため、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進といった、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

[現状] 空き家率 13.8% (H25) 全国 13.5% (H25)

《防火対策》【総務部】

- 不特定多数が集まる施設に設置されている消防設備の適切な維持管理を図るために、消防機関による立入検査や指導を定期的に実施している。
- 消防設備士及び危険物取扱者の育成や技術向上を推進し、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止を図る必要がある。

《石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実》【総務部】

- 久慈国家石油備蓄基地に係る総合的な防災対策の推進を図り、地域住民の身体及び財産を災害から保護するため、「岩手県石油コンビナート等防災計画」に基づき、関係機関が連携し、防災訓練（隔年実施）を実施している。

[現状] 石油コンビナート等総合防災訓練の実施（隔年実施） 1回 (H25)

《避難場所等の指定・整備》【総務部、保健福祉部】

(避難場所及び避難所の指定・整備)

- 平成25年6月の災害対策基本法の改正に基づき、市町村は新たに緊急避難場所及び避難所を指定する必要が生じており、22市町村が指定済みである。
- 今後、指定を完了していない市町村に対し、早急に指定作業を行うよう働きかけを行う必要がある。

[現状] 緊急避難場所等を指定した市町村 22市町村 [67.0%] (H26)

(福祉避難所の指定・協定締結)

- 福祉避難所の指定・協定締結済の市町村は25市町村であるが、福祉施設等との協議や検討に時

間を要していることなどにより全市町村での協定締結に至っていない状況であり、その割合は、全国と同程度となっている。

- 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を運営する事業者との協議が進むよう、市町村の取組を促進する必要がある。

[現状] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) 全国 75.4% (H26)

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

- 改正災害対策基本法に基づき、市町村に義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成（名簿作成済みかつ地域防災計画の必要な修正が完了）は、11 市町村にとどまっており、災害時において円滑な避難支援を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を通じて、避難行動要支援者名簿の速やかな作成を促進する必要がある。
- 国の取扱指針に基づき、平常時から名簿情報を提供することに同意した者について、事前に避難支援等関係者に情報提供し、発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくりを促すとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を促進する必要がある。

[現状] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27)

(消防団活動の充実強化)

- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、県内では年々消防団員数が減少している。
- 地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るために、県民に対する啓発活動や市町村に対する情報提供等の支援を行っていく必要がある。

[現状] 消防団の条例定数充足率 86.1% (H26) 全国 92.9% (H26)

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

- 地域の状況・特性に応じた対応を可能とする自主防災組織のカバー率については、平成 25 年度にはじめて全国平均を上回り、その後も上昇傾向にある。
- 東日本大震災津波で被害の大きかった沿岸地域や県北地域においては 50% を下回っているところもあり、今後、岩手県地域防災センターの活用等を通じて市町村の取組を継続して支援していく必要がある。
- 結成後の組織活性化のため、研修会を開催するとともに、国の資機材無償貸付事業や、自治総合センターの助成等を活用した資機材の整備について支援する必要がある。
- 大雨等による災害への適切な対応を行うため、防災気象情報や災害発生の仕組みなどへの理解を深める必要がある。

[現状] 自主防災組織活動カバー率 82.6% (H26) 全国 80.0% (H26)

自主防災組織に対する研修会の実施回数 2 回 (H26)

1-2) 大規模津波等による多数の死傷者の発生

《津波防災施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(津波防災施設の整備)

- 平成 26 年末現在、県が所管する津波防災施設の要整備区間総延長 78.0 km に対する整備済総延長は 25.2 km となっている。
- 人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるため、施工確保対策等の取組や現場に応じた創意工夫をしながら、湾口防波堤・防潮堤等の津波防災施設の整備を早急に進める必要がある。

[現状] 新しい津波防災の考え方に基づいた津波防災施設の整備率 32.3% (H26)

　　湾口防波堤の整備率 43.1% (H26)

(海岸水門等操作の遠隔化・自動化)

- 海岸水門等について、操作員の安全確保と津波襲来時の確実な閉鎖のため、自動閉鎖システムの整備等を着実に進めていく必要がある。

[現状] 海岸水門等の遠隔操作化箇所数 (累計) 9 箇所 (H26)

(津波防災地域づくり)

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を策定するに当たり、津波浸水想定区域図作成の前提条件となる最大クラスの津波設定の参考とするため、津波痕跡調査を実施している。
- 学識経験者の指導・助言を得ながら、津波痕跡調査を取りまとめるとともに、津波浸水想定の設定に向けた津波シミュレーションの検討などを進めていく必要がある。

[現状] 津波浸水想定区域の設定市町村 0 市町村 (H26)

《河川・海岸施設の老朽化対策》【県土整備部】

- 水門、樋門、陸閘の一部について個別施設計画を策定済みであるが、震災後に整備された新たな施設などの個別施設計画を策定していく必要がある。

《津波避難体制の整備》【総務部、保健福祉部、農林水産部、県土整備部】

(津波避難計画の策定)

- 市町村の津波避難計画の策定を支援するため、平成 16 年度に「津波避難計画策定指針」を作成しており、沿岸 9 市町村が計画を策定している。
- 今後、未策定の市町村に対し、助言等を行い、早急な計画策定を促進する必要がある。

[現状] 津波避難計画を策定した市町村 9 市町村 [75.0%] (H26)

(石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実)

【1-1 から再掲】

(港湾・漁港における避難対策)

- 港湾利用者の避難対策推進のため、地元自治体の避難計画に併せ、港湾就労者や交流施設利用者を安全な高台へと誘導する施設及び避難看板等の設置等を進める必要がある。
- 漁港利用者の避難対策推進のため、漁業者等を安全な高台へと誘導する津波避難誘導デッキ等の施設が必要である。

[現状] 津波避難誘導デッキの整備割合 0.0% (H26)

《避難場所等の指定・整備》【総務部、保健福祉部】

(避難場所及び避難所の指定・整備)

【1-1 から再掲】

(福祉避難所の指定・協定締結)

【1-1 から再掲】

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

【1-1 から再掲】

(消防団活動の充実強化)

【1-1 から再掲】

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

【1-1 から再掲】

《津波防災教育の実施》【県土整備部】

- 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施している。

《市街地整備》【県土整備部】

(幹線街路整備)

【1-1 から再掲】

(都市公園における防災対策)

【1-1 から再掲】

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

【1-1 から再掲】

《空き家対策》【県土整備部】

【1-1 から再掲】

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

《河川改修等の治水対策》【県土整備部】

(河川整備)

- 近年に浸水被害を受けた箇所など、緊急性が高い地域について、着実に整備を進めている。
- 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、引き続き河川改修等の整備を進めていく必要がある。

[現状] 河川整備率（国管理） 49.7% (H26)

　　河川整備率（県管理） 48.6% (H26)

(洪水浸水想定区域の指定)

- 水防法に基づき、水位周知河川に指定された河川については、浸水想定区域の指定が義務付けられており、23河川において洪水浸水想定区域を指定済み。
- 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、近年の洪水被害等を勘案し、緊急性の高い河川について優先的に指定を進めているところ。
- 引き続き、指定する河川の優先度を考慮しながら、洪水浸水想定区域の指定を進めていく必要がある。

[現状] 洪水浸水想定区域を指定した河川数（累計） 23河川 (H26)

(洪水ハザードマップの作成)

- 水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、関係市町村は洪水ハザードマップの作成が義務付けられており、北上川沿川を中心に、23市町村で洪水ハザードマップ（防災マップ等を含む）を作成済みである。
- 今後、洪水ハザードマップ作成に必要な洪水浸水想定区域の指定を進めていくとともに、未作成の市町村に対し、ハザードマップ作成のための助言等を行っていく必要がある。

[現状] 洪水ハザードマップを作成した市町村 23市町村 (H26)

(水位周知河川の指定)

- 水位周知河川の指定について、平成16年度から、流域内に人口及び資産が集中する河川、過去に浸水被害が発生した河川、防災に関する地域のニーズが強い河川に該当する河川を優先的に進め、平成26年度末で、21河川25区間が指定となっている。

《河川・ダム施設の老朽化対策》【県土整備部】

- 水門、樋門、陸閘の一部について個別施設計画を策定済みであるが、震災後に整備された新たな施設などの個別施設計画を策定していく必要がある。

《内水危険箇所の対策》【県土整備部】

(内水危険箇所のソフト対策)

- 岩手県独自の取組目標として、「岩手県汚水処理施設整備構想（いわて汚水処理ビジョン2010）」では、平成11年度～20年度の10年間に浸水被害が発生した21市町村で内水ハザードマップを作成・公表することとしており、そのうち、内水ハザードマップを作成・公表している市町村は、平成26年度末で8市町村となっている。

- 今後、未作成の市町村に対し作成方法を情報提供するなどし、策定の促進を図る必要がある。

[現状] 内水ハザードマップを作成した市町村の割合 38.0% (H26)

(内水危険箇所のハード対策)

- 「岩手県汚水処理施設整備構想（いわて汚水処理ビジョン2010）」では、「浸水被害の可能性のあ

る家屋」を、2,623戸（H20年度末）から2,200戸（H30年度末）に軽減することを目指しているが、平成25年末現在までに解消された「浸水被害の可能性のある家屋」は94戸となっている。

- 近年のゲリラ豪雨等の増加も踏まえながら、内水被害の防止に向け、一層の雨水排水施設の整備を進める必要がある。

[現状] 浸水被害想定家屋の対策実施率 22.2% (H25)

《避難場所等の指定・整備》【総務部、保健福祉部】

(避難場所及び避難所の指定・整備)

【1-1 から再掲】

(福祉避難所の指定・協定締結)

【1-1 から再掲】

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

(避難勧告等発令基準の策定)

- 国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、市町村に土砂災害を中心に避難勧告等発令基準の策定を働きかけた結果、全市町村において策定済みとなっている。
- 今後は、洪水災害を中心に避難勧告等発令基準の策定を働きかけるとともに、発災時に円滑に市町村が避難勧告等の発令を行えるよう、継続して助言等を行っていく必要がある。

[現状] 市町村の策定状況（津波） 12市町村 [100.0%] (H26) 全国 80.0% (H25)

市町村の策定状況（土砂災害） 33市町村 [100.0%] (H26) 全国 77.0% (H25)

市町村の策定状況（洪水予報河川及び水位周知河川に係る洪水災害）

11市町村 [44.0%] (H26)

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

【1-1 から再掲】

(消防団活動の充実強化)

【1-1 から再掲】

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

【1-1 から再掲】

《市街地整備》【県土整備部】

(幹線街路整備)

【1-1 から再掲】

(都市公園における防災対策)

【1-1 から再掲】

1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

《警戒避難体制の整備》【総務部、県土整備部】

(火山ハザードマップの作成)

- 常時観測3火山（岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）のうち、岩手山及び秋田駒ヶ岳については、火山ハザードマップを策定しているが、栗駒山については、噴火史などの解明（研究）が進んでいないことから、取組が進められていない。
- 火山ハザードマップの策定にあたっては、調査研究成果のとりまとめが前提となることから、国、市町村等で組織する火山防災協議会において、有識者等の助言を得ながら検討を進めていく必要がある。

[現状] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山 2火山 [66.6%] (H26)

(土砂災害ハザードマップの作成)

- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定が行われた場合、市町村は土砂災害ハザードマップを作成する必要があり、10市町村で作成済みである。
- 今後は、土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、ハザードマップ未作成の市町村に対して、簡易な作成手法について情報提供を行うことなどにより、土砂災害ハザードマップの作成の促進を図る必要がある。

[現状] 土砂災害ハザードマップを作成した市町村

10市町村 [30.3%] (H26) 全国 991市町村 [57.7%] (H26)

(土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表)

- 県内の土砂災害警戒区域の指定状況は、平成26年度末時点で全国と比較すると30ポイント以上低い状況にあり、県民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査に多額の費用が必要であるほか、住民説明会の開催等に多大な時間を要している。
- 今後は、基礎調査を早急に進めるとともに、関係市町村と連携して区域指定を推進する必要がある。

[現状] 土砂災害警戒区域指定割合(指定数/土砂災害警戒区域の総区域数の推計値)

23.7% (H26) 全国 61.2% (H26)

土砂災害のおそれのある区域を公表した箇所数 4,898箇所 (H26)

(土砂災害警戒情報の周知)

- 大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、県と盛岡地方気象台が連携して土砂災害警戒情報を市町村単位で発表している。
- 過去の土砂災害において、土砂災害警戒情報を発表する前に土砂災害が発生した場合があり、精度に課題があるほか、危険が切迫している地域であっても避難に結びつかないなど、情報提供のあり方に課題が生じている。
- 今後は、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民の避難行動につながる分かりやすい情報提供を実施していく必要がある。

《砂防施設等の整備による土砂災害対策》【県土整備部】

- 土砂災害のおそれがある箇所を対象に、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害対策施設の整備を進めているが、土砂災害危険箇所整備率が低い状況にある。
- 今後は、災害履歴がある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所等の整備を重点的に進める必要がある。

- 土砂災害により著しい被害が生じるおそれがある区域に立地する住宅等については、住宅の建替え等の時期を捉えて移転、改修を行うなど、土砂災害からのリスクを考慮したまちづくりを進める必要がある。

[現状] 土砂災害危険箇所整備率（人家5戸以上の箇所） 12.3% (H26)

《砂防施設の老朽化対策》【県土整備部】

- 砂防設備については個別施設計画を策定済みであるが、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設については未了となっている。
- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の個別施設計画の策定を進めていく必要がある。

《農山村地域における防災対策》【農林水産部】

- 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
- ため池や農業用ダムの漏水・決壊を防止するため、計画的にため池等の点検・調査と保全対策を行うとともに、ため池決壊の浸水予測図に基づいた、市町村によるハザードマップの作成と地域住民への公表を支援し、防災訓練等に活用するなど、ハード・ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。
- 大雨や地震等による林地崩壊や土石流などの山地災害を防止するため、治山事業による治山施設の設置や、森林整備による公益的機能の維持・強化を進める必要がある。

[現状] ため池の詳細調査実施割合 0.0% (H26)

大規模ため池等のハザードマップ策定率 20.8% (H26) 全国 30.0% (H24)

山地災害防止機能が確保された集落数（累計） 951 集落 (H26) 全国約 55 千集落 (H25)

《登山者の安全対策》【総務部】

- 登山者に火山情報を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達手段を整備し、適時適切な運用を図る必要がある。

《避難場所等の指定・整備》【総務部、保健福祉部】

(避難場所及び避難所の指定・整備)

【1-1 から再掲】

(福祉避難所の指定・協定締結)

【1-1 から再掲】

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

(避難勧告等発令基準の策定)

【1-3 から再掲】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

【1-1 から再掲】

(消防団活動の充実強化)

【1-1 から再掲】

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

【1-1 から再掲】

《市街地整備》【県土整備部】

(幹線街路整備)

【1-1 から再掲】

(都市公園における防災対策)

【1-1 から再掲】

1-5) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

《防雪設備等の整備》【県土整備部】

- 県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、堆雪帯などの防雪施設等は、おおむね整備が完了している。
- 今後、気象状況の変化等により新たな対策が必要な箇所が生じた場合は、対応を検討していく必要がある。

《道路施設の老朽化対策》【県土整備部】

- 橋梁・舗装・シェルター・シェッドについては、個別施設計画を策定済みであるが、道路トンネルについて、個別施設計画の策定が未了となっている。
- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、道路トンネルの個別施設計画の策定を進めいく必要がある。

《立ち往生車両の未然防止》【県土整備部】

- 豪雪等の異常気象による立ち往生車両の発生を未然に防止するため、災害対策基本法による事前通行止めや緊急車両の妨げとなる車両の移動命令や撤去を検討することとしている。
- 災害対策基本法に基づく車両の損傷や民有地使用における障害物の処分に対する補償問題への具体的対応について基準が明確にされていないため、実施に先立ち不明事項の整理が課題である。
- 災害対策基本法に基づく道路の通行止め情報や迂回路情報などの情報共有や、運用方法について関係機関と検討を進めていく必要がある。

《孤立集落を想定した防災訓練の実施・通信手段の確保》【総務部】

- 孤立集落の発生を想定した防災訓練を、県総合防災訓練の一環として実施している。
- 孤立集落の状況を収集し、救援救助に向かうためには、孤立集落との通信連絡が不可欠であり、孤立可能性のある 378 集落のうち 201 集落に防災行政無線等の通信手段が配備されている。
- 通信手段のない孤立可能性集落に対する通信手段の確保について、市町村へ働きかける必要がある。
- 通信訓練も含めた訓練を、今後も継続して実施する必要がある。

[現状] 孤立可能性のある集落数 378 集落 (H25) 全国 19,145 集落 (H25)

県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練実施回数 1 回 (H26)

1-6) 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動等の遅れ等で、多数の死傷者の発生

《避難勧告等発令基準の策定》【総務部】

【1-3 から再掲】

《住民等への情報伝達の強化》【総務部、県土整備部、教育委員会事務局】

(災害情報の円滑な伝達)

- 県立文化施設等（図書館・美術館・博物館等）の来館者、鉄道・旅客・空港の利用者等に対する災害情報の伝達に関する方策を検討、実施する必要がある。
- J-アラートと、防災行政無線や緊急速報メール等の情報伝達手段の自動起動機による接続については、全市町村で対応済み。

[現状] J-アラートと災害情報伝達機能を接続した市町村（自動起動機整備市町村）

33 市町村 [100.0%] (H26)

(水位周知河川の指定)

【1-3 から再掲】

(土砂災害警戒情報の周知)

【1-4 から再掲】

《災害情報システムの整備》【総務部】

- 災害情報をG I S等にて視覚的に分析する機能や、住民への情報発信のためのJ-アラートへの接続機能を有した、新たな災害情報システムへの更新などを平成27年度に行っている。

[現状] 災害情報集計システムを活用している市町村 33 市町村 [100.0%]

《情報通信利用環境の整備》【政策地域部】

(携帯電話等エリア整備)

- 県内の携帯電話不感地域解消のため、市町村においては、国の無線システム普及支援事業費等補助金を活用した基地局整備に取り組んでいるが、解消率は84.3%となっている。
- 今後、災害時でも有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消していくため、通信事業者へ働きかけを行うなど基地局整備に取り組んでいく必要がある。

[現状] 携帯電話不感地域解消率 84.3% (H26)

(民放ラジオ難聴解消)

- 地域によって民放ラジオ難聴地区が存在している。
- 今後、災害時でも多くの住民に対し情報伝達を行うことのできるラジオの難聴解消のため、国の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用し、ラジオの難聴解消のための中継局の整備を進める必要がある。

(ブロードバンド利用環境整備)

- 県内においては、ブロードバンドは100%、超高速ブロードバンド（伝送速度が上りと下りの両方ともに「30Mbps以上の回線」）は99%の世帯で利用可能となっている。

[現状] 超高速ブロードバンド利用可能世帯率 99.0% (H25) 全国 99.9% (H25)

(通信事業者との連携)

- 発災後の情報通信基盤の障害状況を把握するため、通信事業者と引き続き連絡体制を維持する必要がある。

《防災訓練の推進》【総務部】

- これまでの災害を踏まえた検証や災害対応力の向上のため、今後も図上訓練を継続して実施することが必要である。
- 各市町村における災害対策能力の向上や住民の防災意識の醸成を図るため、各市町村において毎年度防災訓練が行われることが望ましいが、平成26年度においては4町で訓練を実施していない。
- 今後、未実施の市町村に対し、訓練を実施するよう、助言等を行う必要がある。
- これまで市町村における災害対応能力を向上させるため、希望する市町村に対して図上訓練を実施してきたところ。
- 今後もこれら図上訓練の実施を継続するとともに、各市町村において住民参加型防災訓練等を実施するに当たり必要となる支援を行っていく必要がある。

[現状] 県における図上訓練の実施回数

3回 (H26)

防災訓練を実施した市町村

29市町村 [88.0%] (H26)

市町村を対象とした図上訓練の実施状況

3市町村 (H26)

《防災教育の推進・学校防災体制の確立等》【総務部、教育委員会事務局】

(防災教育の推進)

- 県内における防災教育を推進するため、津波災害等を対象とした3種類の防災教育教材を作成したところ。
- 今後は、これまで作成した教材について教育現場での活用を促すため、防災教育に携わる教員に対して、必要な研修等を行っていく必要がある。

[現状] 作成した防災教育用DVDの種類 3種類

防災教育研修会への参加市町村 33市町村 [100.0%] (H26)

(学校防災体制の確立)

- 東日本大震災津波の教訓を踏まえ、学校防災体制を確立するために、「学校防災・災害対応指針」と「教育委員会危機管理マニュアル・改訂版」を策定したところ。
- 各学校では、これらをもとにマニュアルの見直しを行い、各校や地域の実情に応じた避難訓練等を実施しているが、より一層、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、学校の防災体制の確立を図っていく必要がある。

(実践的な防災教育(【そなえる】を中心とした「いわての復興教育」の推進)

- 復興教育副読本は、様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう働きかけていく必要がある。
- 学校・家庭・地域・関係機関が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を進めていく必要がある。

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

【1-1から再掲】

(消防団活動の充実強化)

【1-1から再掲】

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

【1-1から再掲】

《災害に備えた道路交通環境の整備》【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置の整備を進めている。
- 東日本大震災津波後は沿岸地域の主要交差点への重点的な整備を推進してきたが、今後は県全域を対象とし、交通事故の発生状況や交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備を進める必要がある。
- 災害発生時の緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等の道路障害物の除去に関し、日本自動車連盟東北本部岩手支部と覚書を取り交わし、道路障害物の排除活動に係る支援体制を確立している。
- 災害発生時の信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事の実施に関し、全国交通信号工事技術普及協会及び全国道路標識・標示業協会東北支部岩手県協会と協定を締結し、被災施設の機能確保及び回復を図るための支援体制を確立している。
- 今後も、災害発生事における支援・協力体制を確保するため、事業者との連携を強化する必要がある。
- 災害発生による車両の通行を禁止又は制限した場合における緊急通行車両の確認及び標章等の交付について、地方公共団体及び民間事業者から事前届出を受理しているが、早急な災害応急対策に資するため、今後、事前届出制度について、関係団体等への指導を行うとともに、適正な確認を行う必要がある。

[現状] 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数（累計）

61 台 (H26) 全国 5,830 台 (H26)

道路障害物の排除活動に係る協力要請団体（累計） 1 事業所 (H27)

交通安全施設の被害調査・応急復旧に係る協力要請団体（累計） 2 団体 (H27)

緊急通行車両の事前届出（累計） 8,223 台 (H27.5)

2. いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行う

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【総務部、商工労働観光部、県土整備部】

(広域防災拠点の配置、防災拠点の充実)

- 平成 24 年度策定の「広域防災拠点整備計画」、平成 25 年策定の「広域防災拠点配置計画」を踏まえ、広域防災拠点の具体的な運用方法、活動手順及び連携対策等を定めた「広域防災拠点運用マニュアル」を平成 27 年 3 月に策定。
- 今後、運用マニュアルをもとにした訓練等での検証を行い、平成 28 年度からの本格運用を着実に実施する必要がある。

[現状] 広域防災拠点配置数 5 箇所

(非常物資の備蓄体制の強化)

- 「災害備蓄指針」に基づいて、広域防災拠点に配備を行う災害備蓄物資等について、順次備蓄を開始しているところであり、引き続き、計画的な備蓄を推進していく必要がある。

[現状] 広域防災拠点における備蓄量 (H26)
食料（乾パン、アルファ化米等）9,160 食
飲料水（2ℓペットボトル）10,800 本
毛布 290 枚
簡易トイレ 34,500 回（100 回×345 箱）

(支援物資の供給等に係る応援協定等の締結)

- 災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等に関する応援協定等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について協力要請することとしている。
- 災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数（民間企業、団体） 31 者 (H26)

(避難所等への燃料等供給の確保)

- 災害時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合と協定を締結しているほか、L P ガスや資機材の確保について協力を要請するため、県高圧ガス保安協会とも協定を締結している。
- 県石油商業協同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。
- 災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、国の石油製品利用促進対策事業費補助金を活用し、避難所、病院等に設置する災害時に活用可能な石油製品・L P ガスの貯槽等の導入を進める必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数(県石油商業協同組合・石油連盟・県高圧ガス保安協会) 3 者 (H26)

(既存道の駅の防災拠点としての機能強化)

- 道の駅 21 施設について、大規模災害発生時に備え、情報提供装置の更新や自家発電機の設置、受水槽の改修などの防災機能強化を実施している。

[現状] 道の駅の防災機能強化の対策完了率 100.0% (H27)

(要配慮者（難病患者等）への医療的支援)

- 災害等の停電に備えて、在宅で人工呼吸器等を使用している患者に貸与するための非常用発電装置について、難病医療拠点・協力病院が整備するための補助を行っている。
- 全県では在宅難病患者に貸与するための装置数は、患者数を上回っているものの、各保健所の圈

域別にみると不足する圏域があることから、実態把握に努め、必要に応じて医療機関への働きかけなどを行っていく必要がある。

- 災害時における透析患者への支援について、透析医療の確保を図るため「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」を策定し、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保についての具体的な対策等を定めている。
- 今後も、隨時、マニュアルの見直し等を実施するなど、透析医療関係機関・団体の連携強化を図る必要がある。

[現状] 非常用発電装置の配置率 151.0% (H26)

(災害用医薬品等の確保)

- 災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、「災害時医薬品等供給体制構築のための行動マニュアル」を策定するとともに、県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会と協定を締結するなど災害用医薬品の供給体制等を整備している。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、隨時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

[現状] 災害時協定の締結件数 4者 (H26)

《防災ヘリコプターの円滑な運航の確保》【総務部】

- 大規模災害発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、ヘリポートを確保する必要がある。
- 防災航空隊の効果的な部隊運用を行うため、ヘリコプターの位置情報をリアルタイムに把握できるヘリコプター動態管理システムを導入し運用を図っている。
- 大規模災害等が発生し、他の都道府県防災航空隊の部隊の応援を受ける際に、知事の要請に基づき消防本部が防災航空隊に派遣する消防職員をあらかじめ登録し、航空消防防災活動を支援する体制を整えている。
- ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図るために、岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、課題等の検討や調整を行っている。

《水道施設の防災機能の強化》【環境生活部】

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、施設の耐震化対策を促進する必要がある。

[現状] 基幹管路の耐震適合率 46.2% (H26) 全国 34.8% (H25)

淨水施設の耐震化率 26.0% (H26) 全国 22.1% (H25)

配水池の耐震化率 36.3% (H26) 全国 47.1% (H25)

《応急給水の確保に係る連携体制の整備》【環境生活部】

(応急給水)

- 災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給ができるよう、水道事業者に対し、応急給水資機材の整備の促進を図っている。
- 災害時における飲料の確保に関する協定において、飲料水メーカーに、災害時の飲料水の確保に

について協力要請することとしている。

- 災害時に、応急給水活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応急給水関係の協定件数（民間企業） 3社 (H26)

(水道施設の応急復旧)

- 円滑な応急対策のため、水道事業者による応急復旧用資機材の備蓄の促進を図っている。
- 災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定において、水道工事業の団体を通じ応急復旧について協力要請することとしている。
- 災害時に、応急復旧活動が円滑に行われるよう、防災訓練を継続し、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 水道施設の応急復旧に係る協定件数 2団体 (H26)

(水道災害訓練)

- 県の総合防災訓練の一環として実施する情報連絡訓練などにおいて、県内の水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧に係る協定締結先等の関係機関と連携を図っている。
- 災害時に協定に基づく活動が円滑に行われるよう、訓練を継続し、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 水道災害関係通信情報連絡訓練 年1回 (H26)

《道路施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策)

【1-1 から再掲】

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

- 橋脚の倒壊や落橋のある橋梁について、「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」及び「岩手県東日本大震災津波復興実施計画」に基づき耐震補強工事を実施しており、耐震補強が必要な橋梁のうち、210橋梁の対策工事が完了している。
- 東日本大震災津波復興事業の本格化により労働者や資材が不足し、入札不調により、事業進捗に遅れがある。
- 複数の発注件数を大括り化や債務負担工事により適切な工期設定を行うなど、入札不調対策に取り組み、計画的な耐震補強工事を推進する必要がある。
- 高規格幹線道路の供用率は73%と、全国平均75%を下回っている状況である。
- 復興道路も計画延長393kmに対し供用済延長123km、供用率31%にとどまっている状況であり、事業の円滑な促進のため、関係機関との調整に努めている。
- 東日本大震災津波時、三陸縦貫自動車道等の幹線道路ネットワークが避難や救急物資輸送、救護活動を支える「命の道」として有効に機能したことを踏まえ、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要である。
- 大規模災害発生時の建物倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図る必要がある。

[現状] 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路等における耐震化橋梁の割合

63.4% (H26) 全国 81.0% (H25)

高規格幹線道路等の供用率

55.9% (H26)

《道路施設の老朽化対策》【県土整備部】

【1-5 から再掲】

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

【1-1 から再掲】

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、県土整備部】

(港湾施設の耐震・耐津波強化対策)

- 県内港湾の耐震強化岸壁整備割合は、全国に比較して低い水準にあるが、東日本大震災津波発災以降、耐震強化岸壁の整備を順次進めているところ。
- 県内の港湾が、災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を果たすことができるよう、平時より、岸壁の耐震・耐津波性能の強化など、県内港湾の機能強化を推進することが必要である。

[現状] 耐震強化を計画している岸壁の整備割合 33.0% (H26) 全国 66.0% (H23)

(港湾における業務継続体制の整備)

- 県内にある重要港湾 4 港において、業務継続計画 (BCP) を策定済みである。

[現状] 重要港湾における港湾の事業継続計画 (港湾 BCP) が策定されている港湾の割合

100.0% (H27) 全国 3.0% (H24)

(漁港施設の耐震・耐津波強化対策)

- 地域防災計画の海上輸送拠点に位置づけられている漁港は、災害時において緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を担うため、防波堤及び岸壁等の耐震・耐津波の強化を図る必要がある。

[現状] 海上輸送拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率 7.1% (H26)

《港湾施設の老朽化対策》【県土整備部】

- 港湾施設が東日本大震災津波により被災したため、個別施設計画の策定が未了である。
- 今後、復旧した港湾施設の計画的で効率的な維持管理を推進するため、個別施設計画の策定を進めて行く必要がある。

《空港の体制整備》【県土整備部】

(大規模災害時の空港運用体制の構築)

- 大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などを定めた空港保安管理規程が定められている。
- 東日本大震災津波発災時のように空港が 24 時間体制で運用された場合、空港事務所の職員体制のみでは対応不可能であることから、空港業務経験を有する職員の応援体制をあらかじめ構築しておく必要がある。

(広域防災拠点としての受入体制の整備)

- 大規模災害時に空港が広域防災拠点として、応援ヘリの受入れや災害医療活動、支援物資受入業務を迅速かつ適切に行えるよう、受入れ体制の構築が必要である。

《空港施設の老朽化対策》【県土整備部】

- 空港施設の個別施設計画は策定済みであり、今後、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

《県総合防災訓練の実施による関係機関との連携》【総務部】

- 東日本大震災津波を契機に、複数市町村を対象とした広域的な訓練を行っており、県・市町村・防災関係・NPO・ボランティア団体等の多様な機関が連携し、市町村における避難勧告等の発令から避難、避難生活に至るまで多項目の訓練を実施している。
- これらの訓練を通じ、県・市町村・防災関係機関の連携を強化し、訓練から得られた成果と課題を今後の防災対策に繋げていくことが必要である。
- 県総合防災訓練では地域住民等に対する防災知識の普及啓発のため、炊き出し訓練をはじめとする住民参加型の訓練、家庭における備蓄品の展示等を行っている。
- 今後も防災知識の普及啓発のため、訓練のほか広報等を利用した取組を継続してしていく必要がある。

[現状] 県総合防災訓練の実施状況 年1回

《孤立集落の発生を想定した防災訓練の実施・通信手段の確保》【総務部】

【1-5 から再掲】

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【総務部、商工労働観光部、県土整備部】

(広域防災拠点の配置、防災拠点の充実)

【2-1 から再掲】

(非常物資の備蓄体制の強化)

【2-1 から再掲】

(避難所等への燃料等供給の確保)

【2-1 から再掲】

(既存道の駅の防災拠点としての機能強化)

【2-1 から再掲】

(要配慮者（難病患者等）への医療的支援)

【2-1 から再掲】

(災害用医薬品等の確保)

【2-1 から再掲】

《防災ヘリコプターの円滑な運航の確保》【総務部】

【2-1 から再掲】

《ドクターヘリの運航確保》【保健福祉部】

- ドクターヘリを運航し、平時には県全域の救急医療に対応し、災害発生時にはDMA T搬入の先遣隊としての移動手段と患者搬送に利用することとしている。
- 災害時において、機動的にドクターヘリを活用するための体制整備を進める必要がある。
- 平成25年4月から試行的に実施していたドクターヘリの北東北三県広域連携について、平成26年10月に三県知事による協定を締結して正式に運航を開始するとともに、試行期間の運航実績や県境地域からの要望等を踏まえ、一部運航ルールの見直しを実施済み。
- ドクターヘリのより効果的な運行を確保するため、災害拠点病院にヘリポートを整備する必要がある。

○ ドクターへリを安全かつ円滑に運航するため、消防機関との連携を密にするとともに、出動事例の事後検証を行うことで、より効果的な運用を図る必要がある。

[現状] ドクターへリの年間運航回数 423 回 (H26)

北東北三県ドクターへリ広域連携の運航実績（三県計） 36 回 (H25. 4～H27. 5)

《道路施設の整備等》【農林水産部、国土整備部】

(道路施設の防災対策)

【1-1 から再掲】

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

【2-1 から再掲】

《道路施設の老朽化対策》【国土整備部】

【1-5 から再掲】

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

《災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化》【総務部、国土整備部】

(県庁舎の強化)

- 大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎は、計 21 棟あり、順次耐震化を進めている。
- 大規模停電時においても、庁舎機能を維持できるよう、自家用発電設備の整備も併せて行っている。
- 今後も、計画的に、継続して県庁舎及び各地区合同庁舎の耐震化を図る必要がある。

[現状] 県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) 全国 71.8% (H25)

(市町村庁舎の強化)

- 大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす市町村庁舎（階数 3 以上かつ床面積の合計 1,000m² 以上）は 74 棟あるが、平成 25 年度末までに 50 棟が耐震化済みである。
- 市町村では、財政状況を考慮しつつ、おおむね計画どおりに耐震化を進めているところ。
- 大地震時の大規模災害時における災害対策本部機能を確保するため、今後も、計画的に、市町村庁舎の耐震化の促進を図る必要がある。

[現状] 市町村庁舎の耐震化率 76.3% (H26)

(消防本部・消防署等庁舎の強化)

- 消防本部及び消防署等庁舎の耐震化率は 75.3% となっている。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対策の拠点としての機能を發揮して業務を継続するため、十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐えうるよう整備を促進する必要がある。
- 国の消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、高機能消防指令センター等の整備を促進する必要がある。

[現状] 消防本部、消防署等庁舎の耐震化率 75.3% (H26) 全国 83.8% (H26)

《災害警備本部機能の強化》【警察本部】

- 大規模災害発時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、災害警備計画を策定し、毎年度、同計画に基づき救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成し、被災地の社会秩序の維持を図ることとしている。
- 災害警備活動拠点となる警察本部及び警察署庁舎の耐震化率及び非常用発電設備の整備率は、共に 100% である。
- 大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に際しても、人命救助や治安維持活動等を機動的かつ的確に実施できるよう、国の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を進める必要がある。
- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、代替庁舎を確保するとともに災害警備本部機能の移転訓練を行っている。
- 執務時間外において、災害が発生した場合に迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、非常招集訓練を行っていく必要がある。

[現状] 災害警備計画の策定 年 1 回 (H27)

警察庁舎の耐震化率 100.0% (H27) 全国 78.8% (H26)

警察庁舎の非常用発電設備の整備率 100.0% (H27)

災害警備本部機能移転訓練等の実施回数 年 3 回 (H27)

《エネルギー・資機材の確保》【総務部、保健福祉部、商工労働観光部、警察本部】

(緊急車両等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において、緊急車両等（物資運搬用トラックを含む）への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合との間で協定を締結している。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、隨時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。
- 医療・物流等を考慮し、あらかじめ緊急車両の定義・手続きを確定しておく必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数（県石油商業協同組合・石油連盟） 2者 (H26)

(防災ヘリコプターの円滑な運航の確保)

【2-1 から再掲】

(ドクターヘリの運航確保)

【2-2 から再掲】

(災害対策用装備資機材等の更新整備)

- 災害時の非常連絡手段として、警察本部（通信指令課、警備課及び機動隊）及び全警察署に衛星携帯電話を配備している。
- 今後は、災害時において有効に機能発揮できるよう、機能維持のための更新整備を行っていく必要がある。
- 災害発生初期から現場で活動する職員の、食料、飲料水供給などの後方支援体制が整うまでの間の非常食について、更新計画に基づき備蓄しており、備蓄率は計画値に対して 100%である。
- 非常食の保管管理を徹底し、災害発生時、非常食を迅速・的確に供給できるよう継続して非常食の更新整備を行っていく必要がある。

[現状] 衛星携帯電話の配備台数（累計） 20 台 (H27)

非常食の備蓄率 100.0% (H27)

《災害に備えた道路交通環境の整備》【警察本部】

【1-6 から再掲】

《防災訓練の推進》【総務部】

(県総合防災訓練の実施による関係機関との連携)

【2-2 から再掲】

(消防機関の連携体制整備)

- 緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練については、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、毎年度実施されている。
- 近年の災害発生時における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後も、北海道東北ブロック合同訓練に参加し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 東日本大震災津波時には、28 都道府県から、延べ 4,770 隊 17,701 名の緊急消防援助隊が県内被災地に派遣され、被災地支援に大きな役割を担った。
- 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の変更を踏まえ、目標登録隊数の大幅増に対応した新たな登録の推進を図る必要がある。

[現状] 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練への参加 年 1 回 (H26)

緊急消防援助隊登録数

74 隊 (H26) 全国 4,806 隊 (H26)

《災害対処能力の向上》【警察本部】

- 大規模災害発生時における救出救助活動においては、警察のほか消防・自衛隊と連携した対応が不可欠であるため、県総合防災訓練や各機関が主催する訓練に相互に参加している。
- 今後も、災害対処能力の向上を図るため、訓練を通じて警察・消防・自衛隊等との関係強化を図っていく必要がある。
- 各警察署において災害警備活動の中核となる人材を育成するため、全警察署の災害警備業務担当者等に対し、専門的災害警備教養・訓練を行っている。
- 今後も、職員の災害警備に係る知識・技能の向上及び災害に係る危機意識の醸成を図るため、施設や資機材を整備の上、教養・訓練を継続する必要がある。

[現状] 広域緊急救援隊による関係機関と連携した訓練の実施回数 年 2 回 (H27)

警察署等における災害警備に係る人材の育成 年 20 人 (H27)

《救急、救助活動等の体制強化》【総務部】

- 救急救命士の措置範囲の拡大に対応した講習等を実施しているほか、救急救命士の生涯教育のための研修会を実施するなど、各消防本部に所属する救急救命士の資質向上を図るための支援を行っている。
- 平成 28 年 5 月に移行期限を迎える消防救急無線のデジタル化整備については、平成 26 年度末までに県内全 12 消防本部で着手済みであるが、移行期限までに運用開始できるよう、引き続き整備を促進する必要がある。
- 国の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用により、緊急消防援助隊の消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の整備を促進する必要がある。

[現状] 消防救急無線デジタル化に着手している消防本部数 (整備済も含む)

12 本部 (100.0%) (H26) 全国 546 本部 (72.6%) (H26)

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》【国土整備部】

【2-1 から再掲】

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

《病院・社会福祉施設等の耐震化》【保健福祉部】

(病院の耐震化)

【1-1 から再掲】

(社会福祉施設等の耐震化)

【1-1 から再掲】

《災害時における医療提供体制の構築》【保健福祉部】

(災害拠点病院の体制強化)

- 被災地の医療提供体制の維持に係る支援体制の構築・強化をするため、県医師会及び県歯科医師会と協定を締結している（県医師会との協定締結日：平成元年4月20日、県歯科医師会との協定締結日：平成23年3月15日）。
- 災害発生直後の急性期におけるDMA Tの出動体制を強化するため、各災害拠点病院のDMA T隊が複数となるよう、国主催の養成研修への参加や県独自の養成研修の実施に取り組んでいる。
- 今後とも研修の実施等を通して、DMA T養成を推進する必要がある。

[現状] 災害拠点病院におけるDMA T（災害派遣医療チーム）数 23チーム（H26）

(要配慮者（難病患者等）への医療的支援)

【2-1 から再掲】

《医療情報のバックアップ体制の構築》【保健福祉部】

- 東日本大震災津波においては、医療機関に保管されていた紙のカルテやサーバ等の機器が流出し、患者の過去の診療状況や服薬履歴が分からなくなるなど、その後の診療に支障を来たしたことから、医療情報を電子化するとともに、遠隔地へバックアップする体制を構築する必要がある。
- 各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備や周産期医療情報ネットワーク（いーはとーぶ）の運用など、全県的な医療情報連携を推進するなかで、医療情報のバックアップ体制の前提である電子カルテ導入が図られるよう取り組んでいく必要がある。

[現状] 電子カルテを導入している病院数 23施設（H24）

周産期医療情報ネットワークへの参加割合（市町村及び分娩取扱等医療機関）

98.6%（H26）

《ドクターヘリの運航確保》【保健福祉部】

【2-2 から再掲】

《要配慮者等への支援》

【総務部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、教育委員会事務局】

(福祉避難所等における福祉的支援)

- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う、福祉専門職による災害派遣福祉チームは34チームとなっている。
- 今後もチーム員の募集・養成研修の実施、市町村や関係団体への周知のほか、派遣主体となる岩手県災害福祉広域支援推進機構の運営を通じて、派遣体制を整備・強化する必要がある。

- 災害時における要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）への支援について、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮等、「市町村避難所運営マニュアル」において具体的に明記し、市町村への周知を行っている。

[現状] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26)

「市町村避難所運営マニュアル」の配布 県内全市町村（全市町村保健師）へ配布 (H27)

(要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援)

- 高齢者が避難所や仮設住宅などで生活する場合、孤立化や生活不活発病を防止することが必要であり、住民主体の介護予防や通いの場の充実に市町村が取り組んでいる。
- 認知症高齢者及びその家族が安心して避難所生活を送れるよう、認知症に対する正しい知識と理解促進を図る必要がある。
- 介護老人福祉施設等の被災を想定し、県社会福祉協議会等と連携し、入所者の移送も含めた施設間の支援体制の構築を進めている。
- 災害時に障がい者が情報を入手する方法や取るべき行動について詳しく記載した「障がいのある方たちの災害対応のびき」を作成し、県内の障がい者に配付したほか、市町村、市町村社会福祉協議会等に対し、活用に関する説明会を開催し、周知を図っている。
- 災害時において、障がい者が必要な支援を受けられるよう「障がいのある方たちの災害対応のびき」に添付している「おねがいカード」に、障がいの内容や、支援してもらいたい内容等を記入し、携行することについて、周知していく必要がある。

[現状] 認知症サポーター数（累計） 97,944 人 (H26)

(男女のニーズの違いに配慮した支援)

- 平時より防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画の推進を図り、男女のニーズの違いに配慮した支援を行う必要がある。
- 避難所等では、生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化されるおそれがあることから、平時から、女性のための相談窓口を開設し、気軽に相談できる体制を整えておく必要がある。
- 男性の悩みや困りごとに関する相談にも対応する必要がある。

(外国人への支援)

- 避難所では、外国人が、被災者向けの生活情報の掲示物やアナウンス等を理解できない場合や各種書類の申請書の記入ができないなど、対応に苦慮するケースがみられるため、より外国人を支援できる体制整備を進める必要がある。
- 平時に外国人のコミュニケーションのサポートとしてコールセンターがあるが、災害時にも必要な情報を届けることができる方法が必要である。

(福祉関係機関の連携体制の構築)

- 大規模災害の発災に備え、あらかじめ県内の地域を複数の広域ブロックに区分し、相互のブロック毎に支援を行う体制について協定（岩手県社会福祉協議会広域ブロック災害時相互支援協定）を締結している。
- 発災時に被災地域への支援が迅速、円滑かつ効果的に行われるよう、平時から相互のブロックが連携した取組を行っている。

(災害用医薬品等の確保)

【2-1 から再掲】

(こころのケア体制の確保)

- きめ細やかなこころのケアを継続的、長期的に行うための「岩手県こころのケアセンター」を岩手医科大学内に設置するとともに、「地域こころのケアセンター」を沿岸4地域（久慈・宮古・釜石・大船渡）に設置している。
- センター等の中長期的な運営による被災者のこころのケアの実施はもちろん、支援者支援のための研修や個別相談等も継続している。
- 今後も、こころのケア活動を担う人材の育成、関係機関のネットワークの強化などの取組を実施していく必要がある。

(児童生徒の心のサポート)

- 東日本大震災津波で被災した児童生徒等の心のサポートのために、小・中学校、県立学校（高等学校・特別支援学校）へのスクールカウンセラーの配置及び派遣を行っている。
- 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置についても拡充している。
- 児童生徒の心のサポートのための教員研修も行っており、平成26年度には、112回、2,543人が参加した。
- きめ細かな心のサポートを行うための基礎データの収集を目的に、全公立小・中・高・特別支援学校を対象に、「心とからだの健康観察」を継続している。
- 臨床心理士や社会福祉士の資格を有する人材の確保が、県北・沿岸部を中心に厳しい状況にある。
- 児童生徒の心のサポートは、中長期にわたり取組を進めていく必要がある。

(動物救護対策)

- 災害時の動物救護については、県獣医師会、動物愛護団体等と協定を締結し、救護体制を整備するとともに、策定済みの「災害時の動物救護マニュアル」において災害時の具体的対策について定めているほか、動物との同行避難の重要性について周知を図っている。
- 今後も、防災訓練の実施等を通じて関係機関との連携を強化するとともに、訓練の結果や動物の飼養状況等を踏まえ、隨時、協定及びマニュアルを見直す必要がある。
- 市町村が策定する地域防災計画における動物救護対策の記載の促進、動物との同行避難を想定した避難訓練の実施について、市町村等に働きかける必要がある。

[現状] 協定締結団体 11団体

地域防災計画に動物救護の記載のある市町村の割合 75.8% (H26)

《災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成》【保健福祉部】

- 災害発生時に、被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チームの派遣調整や活動支援など、高度な知識を有する災害医療コーディネーターを養成するための研修実施等に取り組んでいる。
- 今後も、災害医療コーディネーターを確保するため、研修実施などの取組を推進する必要がある。
- 災害発生時に、自主防災組織が自ら避難所の衛生確保・健康維持に取り組めるよう、指導や助言ができる災害医療従事者を養成するため、研修の実施等に取り組んでいる。
- 今後も、災害医療従事者を確保するため、研修実施などの取組を推進する必要がある。
- 介護福祉士等を計画的に確保するため、修学資金の貸付を行っている。
- 引き続き、災害医療・救急救護・介護に携わる人材の計画的な確保・育成等に平時から取り組み、災害時に人材の絶対的不足による被害拡大を生じないようにしていく必要がある。
- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う、福祉専門職による災害派遣福祉チームは34チームとなっている。
- 今後もチーム員の募集・養成研修の実施、市町村や関係団体への周知のほか、派遣主体となる「岩

手県災害福祉広域支援推進機構」の運営を通じて、派遣体制を整備・強化する必要がある。

[現状] 災害医療コーディネーター研修回数 1回 (H26)

災害医療従事者研修の実施回数 4回 (H26)

介護福祉士等修学資金年間貸付人数 52人 (H26)

《道路施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策)

【1-1 から再掲】

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

【2-1 から再掲】

《道路施設の老朽化対策》【県土整備部】

【1-5 から再掲】

2-5) 被災地における感染症等の大規模発生

《感染症対策》【保健福祉部】

- 感染症の集団発生により、医療救護班や後方の医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策（発生予防、拡大防止等）を実施する感染制御支援チームを結成している。
- 今後も、研修会や訓練を実施するなどして、災害発生時に備える必要がある。
- 県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会を通し、災害発生時の連携体制の構築に努めている。
- 今後も、各種訓練に参加するなどして保健活動班、疫学調査班やDMA Tなどとの連携について、検討を進める必要がある。

[現状] I C A T（感染制御支援チーム）の結成 常設化（H24）
感染症対策に関する研修、訓練の実施回数 年2回（H26）

《下水道施設の防災機能の強化》【県土整備部】

- 県流域下水道の地震対策について、重要な施設は完了済みであるが、その他施設も今後計画的に対策を進めていく必要がある。

[現状] 地震対策上重要な下水道施設の地震対策実施率【県事業】 100.0% (H26) 全国 46.0% (H25)

《事業継続計画（下水道BCP）の策定》【県土整備部】

- 県流域下水道BCPは平成25年度に策定済みである。
- 下水道事業実施31市町村でも下水道BCPを策定済みである。

[現状] 事業継続計画（下水道BCP）の策定率（県事業） 100.0% (H25) 全国 15.0% (H25)
事業継続計画（下水道BCP）の策定率（市町村事業） 100.0% (H27) 全国 15.0% (H25)

《下水道施設の老朽化対策》【県土整備部】

（下水道施設の老朽化対策）

- 布設後50年以上経過した管渠について、平成24、25年度に緊急点検・調査を行った結果、管渠3.9kmについて対策が必要とされ、平成26年度末で0.3kmが対策済みである。
- 硫化水素による腐食が発生しやすい箇所について、平成25年度に緊急点検・調査を行い、マンホール25箇所と管渠52区間で腐食対策が必要とされ、平成26年度末時点でマンホールは1箇所、管渠で2区間が対策済みである。
- 避難場所等における公衆衛生確保のため、市町村が実施する事業に対して、助言等を実施していく必要がある。

[現状] 布設後50年以上経過した管渠の老朽化対策実施率 8.0% (H26)
硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率（マンホール） 4.0% (H26)
硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率（管渠） 4.0% (H26)

（個別施設計画の策定）

- 処理場、ポンプ施設については個別施設計画を策定済みであるが、管路施設の個別施設計画が未策定となっている。
- 個別施設計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

3. いかなる大規模自然災害が発生しようと、必要不可欠な行政機能を維持する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

《災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化》【総務部、県土整備部】

(県庁舎の強化)

【2-3 から再掲】

(市町村庁舎の強化)

【2-3 から再掲】

(消防本部・消防署等庁舎の強化)

【2-3 から再掲】

《災害警備本部機能の強化》【警察本部】

【2-3 から再掲】

《防災訓練の推進》【総務部】

(県総合防災訓練の実施による関係機関との連携)

【2-3 から再掲】

(消防機関の連携体制整備)

【2-3 から再掲】

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》【商工労働観光部】

【2-3 から再掲】

《県における災害時業務継続計画の策定》【総務部】

- 本庁舎版B C P（平成 25 年度策定）を基に、平成 26 年度に全ての合同庁舎でB C Pを策定済み。
- 今後、参集訓練や通信訓練等を通じたB C Pの検証を行う必要がある。
- 出先機関等の単独公所についても、B C P作成に係る対応方針に基づき、B C Pの策定を進めることとしており、公所を所管する各部局において、公所毎の事情等を勘案しながら、具体的な対応方法等について検討を行っているところ。

[現状] 県災害時業務継続計画（BCP）を策定する本庁舎及び合同庁舎数 15 庁舎（H26）

《行政情報通信基盤の耐災害性強化》【政策地域部】

(市町村の行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 市町村が保有する災害時の行政データ消失に備え、堅牢なデータセンターでの行政データのバックアップシステムを提供している。
- 県が提供するバックアップシステムに限らず、行政システムのクラウド化、行政データの遠隔地バックアップやサーバ室の耐震化等、行政機能を停止させないための対策が必要である。

[現状] 市町村行政データバックアップシステム利用市町村 5 市町村（H26）

(県の行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 県が保有する行政データは、耐震化された場所で定期的なバックアップが行われているが、サーバと同じ場所において行われている状況である。
- 今後、災害による行政データ消失に備え、サーバと物理的に隔離された遠隔地バックアップを行う必要がある。

[現状] 県行政データとバックアップデータの保管場所 同一場所 (H26)

《被留置者の逃走・事故防止》【警察本部】

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規程に基づき、留置施設のない釜石・宮古警察署を除く全警察署において大規模災害等非常時での被留置者の逃走防止について「留置場非常計画」を策定のうえ、護送訓練を実施している。
- 東日本大震災津波発災時においては、沿岸署において非常計画に基づく各指定場所への護送を実際に実行している。
- 今後も、被留置者の逃走等を防止するため、非常計画に基づく護送訓練を継続して実施する必要がある。

[現状] 留置場非常計画に基づく被留置者の護送訓練の実施所属 15署 (H27)

《災害に備えた道路交通環境の整備》【警察本部】

【1-6 から再掲】

《県外自治体との広域応援・受援体制の整備》【総務部】

- 東日本大震災津波の教訓を踏まえて、平成 24 年 5 月に「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を改正し、カバーモード（北海道・東北ブロックは関東ブロック支援を基本）の確立、連絡調整機能の全国知事会への付与等、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震等の大規模災害への対応について規定されたところ。
- 平成 26 年 10 月には「大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定」の改正により、本県のカバー県を秋田県とする等、より実効性のある見直しを行ったところ。
- 今後、広域応援・受援に係る組織や実施体制について、平成 27 年 3 月に策定した「大規模災害時等の北海道・東北 8 道県広域応援ガイドライン」の内容を踏まえながら、各道県と共同で検討を継続していく必要がある。

4. いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域経済システムを機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

《企業における業務継続体制の強化》【商工労働観光部】

- 中小企業の業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、商工団体等支援機関と連携し、計画の必要性について普及啓発を図る必要がある。

[現状] B C P セミナーへの参加事業者数 大企業 4 社 中小企業 44 社 (H26)

《石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実》【総務部】

【1-1 から再掲】

《エネルギー供給体制の強化》【総務部】

- ガソリンスタンドや石油ガス充填事業場が被災・停電等により供給機能を停止しないよう、災害対応型中核給油所や中核充填事業者の設置を進め、ハード、ソフトそれぞれの災害対応能力を強化する必要がある。
- 製油所等の被災により燃料供給機能が停止しないよう、製油所の危険物施設及び高圧ガス施設をはじめとする燃料供給に必要な設備の耐震化及び液状化対策を進める必要がある。

[現状] 中核充填事業者 8 社 (H26)

《石油製品の安定供給の確保》【商工労働観光部】

- 火災や自然災害等の災害予防計画に基づく防災力の強化を促進するほか、災害発生時における応急対策や迅速な復旧が行われるよう、体制を整える必要がある。
- 石油製品の安定供給を確保するため、国の地域エネルギー供給拠点整備事業費補助金や石油製品流通網維持強化事業費補助金の活用の可能性を検討しながら、災害対応能力を強化するための地下タンクの入換えや自家発電機導入、過疎地における地下タンクが不要な簡易計量器の設置、地下タンク等の放置防止、地域の実情等を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業などを進めていく必要がある。

《物流機能の維持・確保》【商工労働観光部】

- 災害時の救援物資等に係る緊急輸送の円滑化を図るため、平時から物資集積拠点の管理・運営に係る事業者（岩手産業文化センター）や物流を担う団体（県トラック協会、赤帽岩手県軽自動車運送協同組合）との協力体制を構築している。
- 災害時に迅速に救援物資等に係る緊急輸送体制を構築するため、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアル等のより具体的な整備を行う必要がある。

[現状] 災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定件数 2 件 (H26)

《被災企業への金融支援》【商工労働観光部】

(制度融資による円滑な資金供給)

- 災害発生後、罹災した中小企業者が早期に事業を再開できるよう、災害救助法の適用を受けた市町村区域等を対象に、県の融資制度として「中小企業災害復旧資金」を発動している。
- 昨今では局所的な豪雨災害等が頻発しており、対象範囲を特定の市町村区域に限定することが適当でない場合がありうる。

- 貸付対象については、災害救助法の適用区域に関わらず、知事が特に認める災害として、弾力的な運用を図る必要がある。

[現状] 中小企業災害復旧資金の貸付件数 11社 (H25)

(甚大な災害発生時における相談対応)

- 災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置している。
- 発災時から当面の間開設しているが、県が直接対応できる支援は限られ、実際の相談件数は少ない。
- 金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、必要な情報提供を行う。

《人材育成を通じた産業の体質強化》【商工労働観光部】

- 県の産業の柱であるものづくり産業においては、以前から、地域ものづくりネットワークを中心となり、技能に注目した人材育成を図ってきたが、企業は、開発力やマネジメント力といった幅広い知識を有した人材を求めている。
- 大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、こうした高度な人材がより必要になることから、育成に力を入れる必要がある。

《道路施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策)

【1-1 から再掲】

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

【2-1 から再掲】

《道路施設の老朽化対策》【県土整備部】

【1-5 から再掲】

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

【1-1 から再掲】

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、県土整備部】

(港湾施設の耐震・耐津波強化対策)

【2-1 から再掲】

(港湾における業務継続体制の整備)

【2-1 から再掲】

(漁港施設の耐震・耐津波強化対策)

【2-1 から再掲】

《港湾施設の老朽化対策》【県土整備部】

【2-1 から再掲】

《大規模災害時の空港運用体制の構築》【国土整備部】

【2-1 から再掲】

《空港施設の老朽化対策》【国土整備部】

【2-1 から再掲】

4-2) 食料等の安定供給の停滞

《物流機能の維持・確保》【商工労働観光部】

【4-1 から再掲】

《生産技術の復旧支援体制》【農林水産部】

- 東日本大震災津波で被害を受けた地域においては、被災農家経営再開支援事業により、農業者に対し経営再開のための支援金を交付し、90%以上の経営体が営農再開している。
- 営農再開が進まない状況も一部に見られるが、農業者や市町村の意見を踏まえながら、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援していく必要がある。

〔現状〕 営農再開の状況 97.1% (H26)

《県産食料品の供給体制の強化》【商工労働観光部】

- 災害時において安定的に食料の供給を行うためには、平時における生産・供給体制を強化し、一定の供給量を確保していくことが必要である。
- 災害時はもとより、今後の人ロ減少の進行も見据え、食料品製造事業者の商品開発から販路開拓、さらには生産性の向上を担う人材の育成など県産食料品の供給体制を強化する、本県食産業の持続的発展に向けた取組を推進する必要がある。

《道路施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策)

【1-1 から再掲】

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

【2-1 から再掲】

《道路施設の老朽化対策》【県土整備部】

【1-5 から再掲】

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

【1-1 から再掲】

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、県土整備部】

(港湾施設の耐震・耐津波強化対策)

【2-1 から再掲】

(港湾における業務継続体制の整備)

【2-1 から再掲】

(漁港施設の耐震・耐津波強化対策)

【2-1 から再掲】

《港湾施設の老朽化対策》【県土整備部】

【2-1 から再掲】

《大規模災害時の空港運用体制の構築》【国土整備部】

【2-1 から再掲】

《空港施設の老朽化対策》【国土整備部】

【2-1 から再掲】

《農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化》【農林水産部】

- 被災により食料供給等に甚大な影響を及ぼさないよう、農業水利施設等の整備や長寿命化対策、漁港施設の地震・津波対策や長寿命化対策を着実に推進する必要がある。
- 農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断や補強等の保全対策を円滑に進めるため、関係市町村との連携を強化していく必要がある。

[現状] 農業水利施設等の長寿命化対策施設数（累計） 82 施設 (H26)

農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率

1.9% (H26) 全国 20.0% (H25)

林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26)

流通拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率 20.0% (H26)

漁港施設の長寿命化対策着手率 2.5% (H26) 全国 56.0% (H25)

5. いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

5-1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

《県営発電施設の災害対応力の強化》【企業局】

- 電力の長期供給停止を発生させないため、県営発電所の建築物等について、施設の重要度・発電所運転への影響などを考慮しながら、耐震化を進める必要がある。

[現状] 県が所有する発電施設及び管理所等の耐震化率 60.0% (H26)

《石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実》【総務部】

【1-1 から再掲】

《エネルギー供給体制の強化》【総務部】

【4-1 から再掲】

《石油製品の安定供給の確保》【商工労働観光部】

【4-1 から再掲】

《避難所、緊急車両等への石油燃料供給の確保》【総務部、商工労働観光部】

(避難所等への燃料等供給の確保)

【2-1 から再掲】

(緊急車両等への石油燃料供給の確保)

【2-3 から再掲】

《再生可能エネルギーの導入促進》【環境生活部、農林水産部、企業局】

- 平成 24 年 7 月から始まった固定価格買取制度を契機として、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備の導入は増加傾向にある。
- 本県の賦存量が全国的に優位にある風力発電や地熱発電は、運転開始まで相当の準備期間を要することから、導入拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。
- 県自らの率先した取組として、水力や風力を活用した県営発電所の建設を推進する必要がある。
- 非常時にも最低限のエネルギーを自給できるよう、地域の防災拠点等施設への再生可能エネルギー設備導入を進める等、自立・分散型のエネルギー供給体制の整備を継続して進めていく必要がある。
- 一方、導入拡大を推進する上で、国民負担の増大や電力系統への接続制約などの課題が顕在化してきたことから、固定価格買取制度の見直し等がなされたところであり、再生可能エネルギー導入への影響をみながら、施策を展開していく必要がある。
- 木質バイオマス燃焼機器の導入や、木質ペレット及び燃料チップの利用は増加傾向にあり、引き続き、公共施設や民間施設への燃焼機器の導入を促進するとともに、木質燃料の生産体制の強化や需給情報の共有化による燃料の安定供給体制の整備を進める必要がある。

[現状] 再生可能エネルギーによる電力自給率 18.9% (H26) 全国 12.2% (H26)

産業分野の木質バイオマス導入事業者数（累計） 28 事業者 (H26)

再生可能エネルギーを活用した県営発電所 18 か所 (H26)

《電力系統の接続制約等の改善》【環境生活部】

- 接続制約の解消に向け、電力系統の広域的運用の推進や送配電網の着実な整備、蓄電池などによる系統安定化対策を含む送配電網の充実強化が重要であることから、継続して国に対して要望を行う必要がある。

5-2) 上下水道等の長期間にわたる供給停止

《水道施設の防災機能の強化》【環境生活部】

【2-1 から再掲】

《下水道施設の防災機能の強化》【県土整備部】

【2-5 から再掲】

《事業継続計画（下水道BCP）の策定》【県土整備部】

【2-5 から再掲】

《下水道施設の老朽化対策》【県土整備部】

(下水道施設の老朽化対策)

【2-5 から再掲】

(個別施設計画の策定)

【2-5 から再掲】

《工業用水道施設の耐震化》【企業局】

- 県が所管する工業用水道施設（管路）の耐震化率は、平成26年度末で53%となっている。
- 大規模災害時に安定した工業用水供給を継続するため、配管の計画的な更新、耐震化を今後も進める必要がある。

[現状] 県工業用水道施設（管路）耐震化率 53.0% (H26) 全国 28.0% (H22)

5-3) 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

《道路施設の整備等》【農林水産部、国土整備部】

(道路施設の防災対策)

【1-1 から再掲】

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

【2-1 から再掲】

《道路施設の老朽化対策》【国土整備部】

【1-5 から再掲】

《鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

- 発災時における鉄道及び路線バスの利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な機能を維持する必要がある。
- 鉄道事業者については、橋梁や高架の耐震補強など、鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要があり、三陸鉄道やIGRが行う安全性の向上に資する設備の整備に対して国と連携して支援を行っている。
- バス事業者については、バス車両及び運転士をより一層確保する必要があり、バス車両の購入や運転士の育成及び確保に対して国と連携して支援を行っている。
- 発災時における事故発生防止や代替輸送手段の確保に向けて、関係機関が連携して情報収集を行い、共有化を図るなど、災害対応マニュアルに基づき対応する必要がある。

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、国土整備部】

(港湾施設の耐震・耐津波強化対策)

【2-1 から再掲】

(港湾における業務継続体制の整備)

【2-1 から再掲】

(漁港施設の耐震・耐津波強化対策)

【2-1 から再掲】

《港湾施設の老朽化対策》【国土整備部】

【2-1 から再掲】

《大規模災害時の空港運用体制の構築》【国土整備部】

【2-1 から再掲】

《空港施設の老朽化対策》【国土整備部】

【2-1 から再掲】

6. いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない

6-1) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

《農山村地域における防災対策》【農林水産部】

【1-4 から再掲】

《ダムの防災対策》【県土整備部】

- 被災等による長期停電時においても電力を確保し、適切なダム管理を行えるための予備発電機を全てのダムにおいて導入済みである。
[現状] 県管理ダムにおける予備発電機の導入率 100.0% (H26)

《ダム施設の老朽化対策》【県土整備部】

- 計画的で効率的な維持管理を推進するため、ダムの個別施設計画を策定していく必要がある。

《旧松尾鉱山新中和処理施設の稼動の継続》【環境生活部】

- 本施設による処理が継続できなくなった場合、強酸性の坑廃水が赤川へ流入し北上川本川を汚染し、その影響は、工業用水、農業用水等に及び、年間約 500 億円の被害が予測されている。
- 災害発生時にも稼働停止にならないよう、引き続き防災機能の強化を進めていく必要がある。

《特定動物の逸走防止》【環境生活部】

- 県条例により、特定動物飼養者に、災害時における特定動物の逸走防止及びその他のとるべき緊急措置を定めておくことや、逸走時における通報及び緊急措置の実施等を義務付けている。
- 今後も、上記の徹底などにより、特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じる必要がある。
[現状] 特定動物飼養施設への立入調査実施率 100.0% (H26)

《温泉供給の維持》【環境生活部】

- 災害が発生した場合、温泉事業者と連携して、源泉及び温泉供給施設等の被災状況を確認できる体制を構築する必要がある。

6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

《農山村地域における防災対策》【農林水産部】

【1-4 から再掲】

《農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化》【農林水産部】

【4-2 から再掲】

《森林資源の適切な保全管理》【環境生活部、農林水産部】

(適切な森林整備)

- 土砂災害防止や洪水緩和等の機能を有する森林資源を適切に保全管理するため、市町村と連携し、継続して造林や間伐等の森林整備を進める必要がある。

[現状] 造林面積 733ha (H26) 全国 22,225ha (H25)

(県民への普及啓発)

- 森林を良好な状態で次代に引き継ぐためには、県民の理解が不可欠であり、県民参加の森林づくり促進事業やいわて森のゼミナール推進事業による児童生徒、一般県民への森林・林業に対する理解の醸成を図る必要がある。
- 山火事を防止するための普及啓発や、国の森林・林業再生基盤づくり交付金を活用した、山火事の初期消火体制の整備など、地域の防災体制を強化する取組の充実・強化を図る必要がある。

(地域住民等の活動支援)

- 里山林を適切に保全するため、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、地域住民等が行う里山林保全活動を継続して支援する必要がある。

[現状] 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業実績 86 団体 (H26)

(シカによる被害防止)

- 森林整備事業による忌避剤の塗布や防護柵の設置を行っており、引き続き市町村や関係機関と連携しながら、生息域の拡大の監視、生息域・被害状況の分析を行いながら、被害対策を進める必要がある。

[現状] 林木被害の実損面積 16ha (H26) 全国 6,146ha (H26)

《農林水産業の生産基盤・経営の強化》【農林水産部】

(農地利用の最適化支援)

- 市町村、農業委員会及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地集積、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援し、荒廃農地発生の未然防止に取り組む必要がある。

[現状] 認定農業者等への農地集積面積 82,026ha (H26)

荒廃農地面積 5,947ha (H26)

(効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備)

- 農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する必要がある。

[現状] 水田整備率 (30a 程度以上) 51.1% (H24) 全国 63.4% (H24)

(効率的かつ安定的な林業経営の確立)

- 効率的かつ安定的な林業経営の確立に向け、森林施業の集約化を促進するとともに、計画的な路網整備を推進し、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを継続して進める必要がある。

[現状] 造林面積 733ha (H26) 全国 22,225ha (H25)

(漁業生産基盤の効率的な活用)

- 漁業生産コストの低減や就労環境の向上等を図るため、漁港の整備を計画的に進めていく必要がある。

[現状] 養殖作業支援（浮桟橋等）の漁港整備数（累計） 0 渔港 (H26)

7. いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態

《災害廃棄物処理対策》【環境生活部、保健福祉部】

- 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- 災害が発生した場合、県と関係団体（県産業廃棄物協会及び県環境整備事業協同組合）が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる市町村においては、迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要があることから、未策定の市町村に対し助言等を行い、「災害廃棄物対策指針」に基づく早期の計画策定を促進する必要がある。
- 災害により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民がばく露する危険性があるため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく解体方法等を周知するとともに、アスベスト飛散の有無を確認するための調査体制等の充実を図る必要がある。
- 毒物及び劇物取締法により、毒物及び劇物を取り扱う者に、毒物若しくは劇物等が流出した場合において、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある場合、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置の実施等を義務付けており、今後も、その徹底などにより、毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害防止を講じる必要がある。

[現状] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5% (H26)

毒物及び劇物取扱施設に対する立入調査実施率 55.4% (H26)

7-2) 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

《防災ボランティアの活動支援》【保健福祉部】

- 平成 26 年 3 月に策定した「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づき、県域・市町村域それぞれにおいて、防災ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。

《防災人材育成》【総務部】

- 自主防災組織のリーダー研修会等に参加する市町村が限られており、より多くの市町村の住民等が参加するよう、引き続き自主防災組織の必要性等について普及啓発を図っていくことが必要である。
- 岩手県地域防災サポーターの活用機会が増加しており、徐々にサポーター制度が定着してきているが、活用する市町村が限定的となっており、地域における防災意識の普及啓発のためにも更なる広報が必要である。

[現状]　自主防災組織に対する研修会の実施回数　2 回 (H26)
　　県地域防災サポーターの派遣回数　　11 回 (H26)

《農林水産業の担い手の確保》【農林水産部】

- 本県の農林水産業は、生産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化の進行等による従事者の減少などの課題を抱えている。
- 農業においては、地域農業をけん引する経営体を育成するとともに、若年層の新規就業や企業の農業参入など多様な担い手を確保していく必要がある。
- 林業においては、県産材の安定的な生産供給体制を確保するため、地域けん引型林業経営体等の育成や新規就業者の確保・育成などに取り組む必要がある。
- 水産業においては、専業漁家の経営基盤の強化や、新規就業者の受け入れ環境の整備などにより、生産性・収益性の高い中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保に取り組む必要がある。

[現状]　リーディング経営体の育成数（累計）　21 経営体 (H26)
　　法人化した集落営農組織の割合　　30.0% (H26)
　　新規就農者数　　246 人/年 (H26)
　　林業技能者数（累計）　　395 人 (H26)
　　中核的漁業経営体　　283 経営体 (H26)
　　新規漁業就業者数　　40 人 (H26)　　全国 1,686 人 (H26)

《建設業の担い手の育成・確保》【国土整備部】

- 災害時の迅速な対応など、地域の安全で安心な暮らしを支えるために地域から期待される建設企業が存続できるような環境づくりを展開するため、平成 27 年 4 月に「いわて建設業振興中期プラン」を策定したところ。
- 復旧・復興関連事業が増加する中においても、建設企業の経営改善の取組を支援していく必要があることから、時宜にかなったテーマも盛り込みつつ、講習会を開催している。
- 引き続き、復旧・復興を担う建設企業の経営力強化に向けた取組を促進していく必要がある。
- 社会資本の維持修繕や除雪等を担う地域建設企業の人員不足や高齢化などにより、担い手の安定的な確保が課題となっているため、平成 24 年度から「地域維持型契約方式」の試行を実施してい

る（平成 27 年度：遠野地区、平泉地区）。

- 地域維持事業を担う地域建設企業の安定的な確保を図るために、地域の実情を考慮しながら「地域維持型契約方式」の導入・活用に向けて支援していく必要がある。

[現状] 経営革新アドバイザー派遣企業数 50 社 (H26)

経営力強化等をテーマとした講習会受講者数 587 人 (H26)

《人材育成を通じた産業の体質強化》【商工労働観光部】

【4-1 から再掲】

《生産技術の復旧支援体制》【農林水産部】

【4-2 から再掲】

《災害時連携体制整備》【農林水産部、県土整備部】

- 災害時における応急業務等の連携が図られるよう、各種団体との協定締結を進めてきたところ。
- 引き続き、災害時の連携が必要とされる団体との協定の締結に取り組んでいく必要がある。
- 大規模な災害発生時における、農地・農業用施設の被災状況調査など、市町村のみで初期対応が困難な場合の支援のため、県と県土地改良事業団体連合会、農村災害復旧専門技術者など官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」による応援体制を構築している。

[現状] 災害協定締結数（県土整備部関係） 8 団体 (H22)

災害協定締結数（農林水産部関係） 1 団体 (H26)

《災害時等における下水道復旧支援に関する協定》【県土整備部】

- 県と下水道実施全 31 市町村の連名で、日本下水道管路管理業協会と「下水道管路施設の復旧支援に関する協定」(H26. 3. 28) を締結し、県が窓口となり、協会への支援要請を一括してできるようになったところ。（県と市町村の連名による締結は、高知県に次いで 2 例目。）
- 今後、情報連絡訓練を行うなど、県と市町村との連絡体制強化を図っていく必要がある。

《技術職員等による応援体制の構築》【総務部、政策地域部、農林水産部】

- 現在は、被災自治体が個別に、或いは全国知事会、関係省庁等を通じて全国自治体等に派遣要請を行っているが、水産土木分野など全国的に職員数が少ない分野の人員確保が困難となっている。
- 現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、国による任期付職員の一括採用や技術職員の確保・育成体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に働きかけていくことが必要である。
- 大規模な農地・農業用施設災害が発生した場合における被災状況調査など、被災市町村からの技術職員の応援要請に対応するため、官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」による応援体制を構築している。
- 大規模災害時において迅速に対応できるよう、東日本大震災津波の経験や課題等を整理する必要がある。

[現状] 被災市町村の職員確保状況（充足率） 93.2% (H27)

7-3) 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態

《発災時の応急仮設住宅の確保等》【県土整備部】

- 発災時に備え、応急仮設住宅を早急に確保するための供給マニュアルは整備済みである。
- 建設供給について、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」をプレハブ建築協会と締結している。
- 被災者のための住宅について情報提供等を行う「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」を県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会岩手県本部と締結している。

《地域コミュニティ力の強化》【政策地域部、農林水産部】

- 少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、東日本大震災津波の影響等により、急速な人口減少が進んでおり、地域活動のリーダーの高齢化や、地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた対策等は急務となっている。
- 地域コミュニティ活動に対する意識の普及啓発や地域内外の人材を活用しながら、地域活動の担い手の育成に取り組んでいるほか、市町村や地域づくり団体等に対してアドバイザー派遣を行っている。
- 国の過疎地域等自立活性化推進交付金をはじめとする各種コミュニティ助成制度等を有効に活用しながら、市町村や地域づくり団体等の活動支援に取り組んでいる。
- 地域コミュニティ力の強化に向けて、地域公共交通の維持確保及び活性化を図るため、路線バスにおける効率的な乗合システムの整備及び実証運行に取り組んでいる。
- 今後も、事業者と自治体、地域住民が一体となって、地域の公共交通ネットワークの再構築及び地域公共交通の利用促進を図っていく必要がある。
- 多面的機能支払制度を活用した、地域協働による農地や農業水利施設等の保全管理や、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した、地域住民や森林所有者等の里山林等の保全管理などの活動支援を通じ、地域コミュニティの維持・活性化を推進する必要がある。

[現状] 元気なコミュニティ特選団体数（累計） 137 団体 (H26)

　　コミュニティ助成制度等による活動支援件数（累計） 51 件 (H26)

　　水田における地域協働等の取組面積割合 68.0% (H25)

《学びを通じた地域コミュニティの再生支援》【教育委員会事務局】

- 東日本大震災津波により、当面の新たなコミュニティ形成の必要性が生じているとともに、地域における災害時の対応力を向上するためのコミュニティを強化する必要があり、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援に取り組んでいる。
- 沿岸部においては、外部から支援を受けて当該事業を実施してきたが、今後の継続が課題となっており、研修機会の充実を図り人材育成を推進していくことが必要である。

[現状] 放課後の公的な居場所がある小学校区の割合 91.0% (H26)

《地籍調査の実施》【農林水産部】

- 被災からの復旧・復興を円滑に実施するためには、土地境界を明確にする地籍調査を進める必要がある。

[現状] 地籍調査進捗率 84.3% (H26) 全国 51.0% (H25)

(別紙3) 「施策分野」ごとの脆弱性評価結果

【個別施策分野】

1) 行政機能・情報通信分野

行政機能

《災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化》【総務部、県土整備部】

(県庁舎の強化)

- 大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす県庁舎及び各地区合同庁舎は、計 21 棟あり、順次耐震化を進めている。
- 大規模停電時においても、庁舎機能を維持できるよう、自家用発電設備の整備も併せて行っている。
- 今後も、計画的に、継続して県庁舎及び各地区合同庁舎の耐震化を図る必要がある。

[現状] 県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) 全国 71.8% (H25)

(市町村庁舎の強化)

- 大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす市町村庁舎（階数 3 以上かつ床面積の合計 1,000m² 以上）は 74 棟あるが、平成 25 年度末までに 50 棟が耐震化済みである。
- 市町村では、財政状況を考慮しつつ、おおむね計画どおりに耐震化を進めているところ。
- 大地震時の大規模災害時における災害対策本部機能を確保するために、今後も、計画的に、市町村庁舎の耐震化の促進を図る必要がある。

[現状] 市町村庁舎の耐震化率 76.3% (H26)

《県における災害時業務継続計画の策定》【総務部】

- 本庁舎版 BCP（平成 25 年度策定）を基に、平成 26 年度に全ての合同庁舎で BCP を策定済。
- 今後、参集訓練や通信訓練等を通じた BCP の検証を行う必要がある。
- 出先機関等の単独公所についても、BCP 作成に係る対応方針に基づき、BCP の策定を進めることとしており、公所を所管する各部局において、公所毎の事情等を勘案しながら、具体的な対応方法等について検討を行っているところ。

[現状] 県災害時業務継続計画（BCP）を策定する本庁舎及び合同庁舎数 15 庁舎 (H26)

《避難体制整備》【総務部】

(避難場所及び避難所の指定・整備)

- 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に基づき、市町村は新たに緊急避難場所及び避難所を指定する必要が生じており、22 市町村が指定済みである。
- 今後、指定を完了していない市町村に対し、早急に指定作業を行うよう働きかけを行う必要がある。

[現状] 緊急避難場所等を指定した市町村 22 市町村 [67.0%] (H26)

(避難勧告等発令基準の策定)

- 国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、市町村に土砂災害を中心に避難勧告等発令基準の策定を働きかけた結果、全市町村において策定済みとなってい

る。

- 今後は、洪水災害を中心に避難勧告等発令基準の策定を働きかけるとともに、発災時に円滑に市町村が避難勧告等の発令を行えるよう、継続して助言等を行っていく必要がある。
〔現状〕 市町村の策定状況（津波） 12 市町村 [100.0%] (H26) 全国 80.0% (H25)
市町村の策定状況（土砂災害） 33 市町村 [100.0%] (H26) 全国 77.0% (H25)
市町村の策定状況（洪水予報河川及び水位周知河川に係る洪水災害）
11 市町村 [44.0%] (H26)

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【総務部】

（広域防災拠点の配置、防災拠点の充実）

- 平成 24 年度策定の「広域防災拠点整備計画」、平成 25 年策定の「広域防災拠点配置計画」を踏まえ、広域防災拠点の具体的な運用方法、活動手順及び連携対策等を定めた「広域防災拠点運用マニュアル」を平成 27 年 3 月に策定。
- 今後、運用マニュアルをもとにした訓練等での検証を行い、平成 28 年度からの本格運用を着実に実施する必要がある。

〔現状〕 広域防災拠点配置数 5 箇所

（非常物資の備蓄体制の強化）

- 「災害備蓄指針」に基づいて、広域防災拠点に配備を行う災害備蓄物資等について、順次備蓄を開始しているところであり、引き続き、計画的な備蓄を推進していく必要がある。
〔現状〕 広域防災拠点における備蓄量 (H26) 食料（乾パン、アルファ化米等）9,160 食
飲料水（2ℓペットボトル）10,800 本
毛布 290 枚
簡易トイレ 34,500 回（100 回×345 箱）

《世界遺産登録資産の防災対策》【教育委員会事務局】

- 平泉の文化遺産については包括的保存管理計画を策定しており、中尊寺では管理者が地震時の火災予防、震災時の避難、風害対策、大雨時の土砂災害対策、異常気象時の点検等の措置を行うこととし、非常時には消防機関及び地元自治体災害対策本部と協力して対処することとしている。
- 実効性がある計画となるよう、地元自治体が中心となり所有者、関係機関・団体、地域住民と調整し、県も引き続き地元自治体と連携しながら協力体制をより強固にしていく必要がある。
- 所有者（管理責任者）による管理のほか、文化財保護指導員による文化財パトロールの中で世界遺産関連地域を重点地域として実施しているが、防災の視点も意識した実態把握に努める必要がある。
- 必要に応じた他地域からの支援に係る連携体制など広域的な行動計画の検討も必要である。
- 世界遺産である平泉の文化遺産や橋野鉄鉱山、世界遺産登録を目指している一戸町御所野遺跡が、大規模災害により被害を受けた場合の復旧を支援するとともに、資産と周辺の維持管理・パトロールを行いつつ、所有者・管理者・関係機関との日常的な連携・情報共有が必要である。

《特定動物の逸走防止》【環境生活部】

- 県条例により、特定動物飼養者に、災害時における特定動物の逸走防止及びその他のとるべき緊急措置を定めておくことや、逸走時における通報及び緊急措置の実施等を義務付けている。

- 今後も、上記の徹底などにより、特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じる必要がある。
〔現状〕 特定動物飼養施設への立入調査実施率 100.0% (H26)

警察

《災害警備本部機能の強化》【警察本部】

- 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、災害警備計画を策定し、毎年度、同計画に基づき救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成し、被災地の社会秩序の維持を図ることとしている。
- 災害警備活動拠点となる警察本部及び警察署庁舎の耐震化率及び非常用発電設備の整備率は、共に100%である。
- 大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に際しても、人命救助や治安維持活動等を機動的かつ的確に実施できるよう、国の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を進める必要がある。
- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、代替庁舎を確保するとともに災害警備本部機能の移転訓練を行っている。
- 執務時間外において、災害が発生した場合に迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、非常招集訓練を行っていく必要がある。

〔現状〕 災害警備計画の策定	年1回 (H27)
警察庁舎の耐震化率	100.0% (H27) 全国 78.8% (H26)
警察庁舎の非常用発電設備の整備率	100.0% (H27)
災害警備本部機能移転訓練等の実施回数	年3回 (H27)

《災害対策用装備資機材等の更新整備》【警察本部】

- 災害時の非常連絡手段として、警察本部（通信指令課、警備課及び機動隊）及び全警察署に衛星携帯電話を配備している。
- 今後は、災害時において有効に機能発揮できるよう、機能維持のための更新整備を行っていく必要がある。
- 災害発生初期から現場で活動する職員の、食料、飲料水供給などの後方支援体制が整うまでの間の非常食について、更新計画に基づき備蓄しており、備蓄率は計画値に対して100%である。
- 非常食の保管管理を徹底し、災害発生時、非常食を迅速・的確に供給できるよう継続して非常食の更新整備を行っていく必要がある。

〔現状〕 衛星携帯電話の配備台数（累計）	20台 (H27)
非常食の備蓄率	100.0% (H27)

《災害対処能力の向上》【警察本部】

- 大規模災害発生時における救出救助活動においては、警察のほか消防・自衛隊と連携した対応が不可欠であるため、県総合防災訓練や各機関が主催する訓練に相互に参加している。
- 今後も、災害対処能力の向上を図るため、訓練を通じて警察・消防・自衛隊等との関係強化を行っていく必要がある。
- 各警察署において災害警備活動の中核となる人材を育成するため、全警察署の災害警備業務担当者等に対し、専門的災害警備教養・訓練を行っている。

- 今後も、職員の災害警備に係る知識・技能の向上及び災害に係る危機意識の醸成を図るために、施設や資機材を整備の上、教養・訓練を継続する必要がある。

[現状] 広域緊急援助隊による関係機関と連携した訓練の実施回数 年2回 (H27)

警察署等における災害警備に係る人材の育成 年20人 (H27)

《災害に備えた道路交通環境の整備》【警察本部】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置の整備を進めている。
- 東日本大震災津波後は沿岸地域の主要交差点への重点的な整備を推進してきたが、今後は県全域を対象とし、交通事故の発生状況や交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備を進める必要がある。
- 災害発生時の緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等の道路障害物の除去に関し、日本自動車連盟東北本部岩手支部と覚書を取り交わし、道路障害物の排除活動に係る支援体制を確立している。
- 災害発生時の信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事の実施に関し、全国交通信号工事技術普及協会及び全国道路標識・標示業協会東北支部岩手県協会と協定を締結し、被災施設の機能確保及び回復を図るための支援体制を確立している。
- 今後も、災害発生事における支援・協力体制を確保するため、事業者との連携を強化する必要がある。
- 災害発生による車両の通行を禁止又は制限した場合における緊急通行車両の確認及び標章等の交付について、地方公共団体及び民間事業者から事前届出を受理しているが、早急な災害応急対策に資するため、今後、事前届出制度について、関係団体等への指導を行うとともに、適正な確認を行う必要がある。

[現状] 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数（累計）

61台 (H26) 全国5,830台 (H26)

道路障害物の排除活動に係る協力要請団体（累計） 1事業所 (H27)

交通安全施設の被害調査・応急復旧に係る協力要請団体（累計） 2団体 (H27)

緊急通行車両の事前届出（累計） 8,223台 (H27.5)

《被留置者の逃走・事故防止》【警察本部】

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規程に基づき、留置施設のない釜石・宮古警察署を除く全警察署において大規模災害等非常時での被留置者の逃走防止について「留置場非常計画」を策定のうえ、護送訓練を実施している。
- 東日本大震災津波発災時においては、沿岸署において非常計画に基づく各指定場所への護送を実際に実行している。
- 今後も、被留置者の逃走等を防止するため、非常計画に基づく護送訓練を継続して実施する必要がある。

[現状] 留置場非常計画に基づく被留置者の護送訓練の実施所属 15署 (H27)

消防

《地域の消防力の強化》【総務部】

(消防本部・消防署等庁舎の強化)

- 消防本部及び消防署等庁舎の耐震化率は 75.3% となっている。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対策の拠点としての機能を發揮して業務を継続するため、十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐えうるよう整備を促進する必要がある。
- 総務省の消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、高機能消防指令センター等の整備を促進する必要がある。

[現状] 消防本部、消防署等庁舎の耐震化率 75.3% (H26) 全国 83.8% (H26)

(消防団活動の充実強化)

- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、県内では年々消防団員数が減少している。
- 地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るために、県民に対する啓発活動や市町村に対する情報提供等の支援を行っていく必要がある。

[現状] 消防団の条例定数充足率 86.1% (H26) 全国 92.9% (H26)

《防災ヘリコプターの円滑な運航の確保》【総務部】

- 大規模災害発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、ヘリポートを確保する必要がある。
- 防災航空隊の効果的な部隊運用を行うため、ヘリコプターの位置情報をリアルタイムに把握できるヘリコプター動態管理システムを導入し運用を図っている。
- 大規模災害等が発生し、他の都道府県防災航空隊の部隊の応援を受ける際に、知事の要請に基づき消防本部が防災航空隊に派遣する消防職員をあらかじめ登録し、航空消防防災活動を支援する体制を整えている。
- ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模な災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図るため、岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、課題等の検討や調整を行っている。

《救急、救助活動等の体制強化》【総務部】

- 救急救命士の措置範囲の拡大に対応した講習等を実施しているほか、救急救命士の生涯教育のための研修会を実施するなど、各消防本部に所属する救急救命士の資質向上をはかるための支援を行っている。
- 平成 28 年 5 月に移行期限を迎える消防救急無線のデジタル化整備については、平成 26 年度末までに県内全 12 消防本部で着手済みであるが、移行期限までに運用開始できるよう、引き続き整備を促進する必要がある。
- 国の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用により、緊急消防援助隊の消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の整備を促進する必要がある。

[現状] 消防救急無線デジタル化に着手している消防本部数（整備済も含む）

12 本部 (100.0%) (H26) 全国 546 本部 (72.6%) (H26)

《防火対策》【総務部】

- 不特定多数が集まる施設に設置されている消火設備の適切な維持管理を図るために、消防機関による立入検査や指導を定期的に実施している。
- 消防設備士及び危険物取扱者の育成や技術向上を推進し、地震災害等の発生に伴う火災や危険物

事故の未然防止を図る必要がある。

《消防機関の連携体制整備》【総務部】

- 緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練については、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、毎年度実施されている。
- 近年の災害発生時における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後も、北海道東北ブロック合同訓練に参加し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 東日本大震災津波時には、28 都道府県から、延べ 4,770 隊 17,701 名の緊急消防援助隊が県内被災地に派遣され、被災地支援に大きな役割を担った。
- 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の変更を踏まえ、目標登録隊数の大幅増に対応した新たな登録の推進を図る必要がある。

[現状] 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練への参加 年 1 回 (H26)

緊急消防援助隊登録数 74 隊 (H26) 全国 4,806 隊 (H26)

教育

《学校施設・公立社会体育施設等の耐震化》【総務部、商工労働観光部、教育委員会事務局】

(公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化)

- 各市町村において、幼稚園、小中学校の耐震化の推進に取り組んでいるが、学校統廃合に係る地域との協議・調整、自治体の財政状況等を要因として、平成 27 年度末までの耐震化完了が困難である見通しが示されている。
- 県立学校の耐震改修は、「岩手県耐震改修促進計画」(対象建築物「学校等: 階数 3 及び床面積 1,000 m²以上」)に基づき取り組んできているが、文部科学省の「耐震改修状況調査」(対象建築物「2 階建て以上又は延べ床面積 200 m²超」)では、全国の進捗率に比較し、高等学校の耐震化の取組に遅れが生じている。
- 他県の状況を踏まえ、文部科学省が示す対象建築物の耐震化に向けた一層の促進を図る必要がある。
- 公立学校施設、公立社会体育施設及び公立社会教育施設は、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め耐震化の一層の促進を図る必要がある。

[現状] 公立幼稚園の耐震化率 82.8% (H27) 全国 86.7% (H27)

公立小中学校の耐震化率 92.6% (H27) 全国 95.6% (H27)

公立高等学校の耐震化率 84.9% (H27) 全国 93.7% (H27)

(「岩手県耐震改修促進計画」に基づく耐震化率 97.8% (H27))

公立特別支援学校の耐震化率 100.0% (H27) 全国 98.1% (H27)

(私立学校の耐震化)

- 私立学校の学校安全計画（災害安全点検）の策定や学校施設の耐震化は、全国と比較して進んでいない。
- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時に地域住民の避難所として利用されることもあることから、日常的な点検や施設の耐震化等により安全性を確保する必要がある。
- 多数の児童等が同時に被災することを防ぐため、天井の脱落対策等も含め私立学校が行う計画的な耐震化等の取組を促進していく。

[現状] 私立学校の耐震化率 72.5% (H26) 全国 80.6% (H26)

私立学校の学校安全計画（災害安全点検）の策定率 68.0% (H25) 全国 89.7% (H25)

(県立職業能力開発施設の耐震化)

○ 耐震診断が必要な県立職業能力開発施設は3施設あり、平成26年度に1施設終了し、平成27年度に1施設実施予定としている。

○ 老朽化した県立職業能力開発施設について、耐震診断を行うことにより、必要な改修工事等の検討を進める必要がある。

[現状] 県立職業能力開発施設の耐震診断実施率 33.3% (H26)

《学校防災体制の確立》【教育委員会事務局】

○ 東日本大震災津波の教訓を踏まえ、学校防災体制を確立するために、「学校防災・災害対応指針」と「教育委員会危機管理マニュアル・改訂版」を策定したところ。

○ 各学校では、これらをもとにマニュアルの見直しを行い、各校や地域の実情に応じた避難訓練等を実施しているが、より一層、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、学校の防災体制の確立を図っていく必要がある。

《防災教育の推進》【総務部】

○ 県内における防災教育を推進するため、津波災害等を対象とした3種類の防災教育教材を作成したところ。

○ 今後は、これまで作成した教材について教育現場での活用を促すため、防災教育に携わる教員に対して、必要な研修等を行っていく必要がある。

[現状] 作成した防災教育用DVDの種類 3種類

防災教育研修会への参加市町村 33市町村 [100.0%] (H26)

《実践的な防災教育（【そなえる】）を中心とした「いわての復興教育」の推進》

【教育委員会事務局】

○ 復興教育副読本は、様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう働きかけていく必要がある。

○ 学校・家庭・地域・関係機関が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を進めていく必要がある。

情報通信

《住民等への情報伝達の強化》【総務部、教育委員会事務局】

(災害情報の円滑な伝達)

○ 県立文化施設等（図書館・美術館・博物館等）の来館者等に対する災害情報の伝達に関する方策を検討、実施する必要がある。

○ J-アラートと、防災行政無線や緊急速報メール等の情報伝達手段の自動起動機による接続については、全市町村で対応済み。

[現状] J-アラートと災害情報伝達機能を接続した市町村（自動起動機整備市町村）

33市町村 [100.0%] (H26)

《災害情報システムの整備》【総務部】

○ 災害情報をGIS等にて視覚的に分析する機能や、住民への情報発信のためのJアラートへの接

続機能を有した、新たな災害情報システムへの更新などを平成27年度に行っている。

[現状] 災害情報集計システムを活用している市町村 33市町村 [100.0%]

《行政情報通信基盤の耐災害性強化》【政策地域部】

(市町村の行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 市町村が保有する災害時の行政データ消失に備え、堅牢なデータセンターでの行政データのバックアップシステムを提供している。
- 県が提供するバックアップシステムに限らず、行政システムのクラウド化、行政データの遠隔地バックアップやサーバ室の耐震化等、行政機能を停止させないための対策が必要である。

[現状] 市町村行政データバックアップシステム利用市町村 5市町村 (H26)

(県の行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 県が保有する行政データは、耐震化された場所で定期的なバックアップが行われているが、サーバと同じ場所において行われている状況である。
- 今後、災害による行政データ消失に備え、サーバと物理的に隔離された遠隔地バックアップを行う必要がある。

[現状] 県行政データとバックアップデータの保管場所 同一場所 (H26)

《情報通信利用環境の整備》【政策地域部】

(携帯電話等エリア整備)

- 県内の携帯電話不感地域解消のため、市町村においては、国の無線システム普及支援事業費等補助金を活用した基地局整備に取り組んでいるが、解消率は84.3%となっている。
- 今後、災害時でも有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消していくため、通信事業者へ働きかけを行うなど基地局整備に取り組んでいく必要がある。

[現状] 携帯電話不感地域解消率 84.3% (H26)

(民放ラジオ難聴解消)

- 地域によって民放ラジオ難聴地区が存在している。
- 今後、災害時でも多くの住民に対し情報伝達を行うことのできるラジオの難聴解消のため、国の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用し、ラジオの難聴解消のための中継局の整備を進める必要がある。

(ブロードバンド利用環境整備)

- 県内においては、ブロードバンドは100%、超高速ブロードバンド（伝送速度が上りと下りの両方ともに「30Mbps以上の回線」）は99%の世帯で利用可能となっている。

[現状] 超高速ブロードバンド利用可能世帯率 99.0% (H25) 全国 99.9% (H25)

(通信事業者との連携)

- 発災後の情報通信基盤の障害状況を把握するため、通信事業者と引き続き連絡体制を維持する必要がある。

訓練・連携体制

《県総合防災訓練の実施による関係機関との連携》【総務部】

- 東日本大震災津波を契機に、複数市町村を対象とした広域的な訓練を行っており、県・市町村・防災関係・NPO・ボランティア団体等の多様な機関が連携し、市町村における避難勧告等の発令から避難、避難生活に至るまで多項目の訓練を実施している。

- これらの訓練を通じ、県・市町村・防災関係機関の連携を強化し、訓練から得られた成果と課題を今後の防災対策に繋げていくことが必要である。
- 県総合防災訓練では地域住民等に対する防災知識の普及啓発のため、炊き出し訓練をはじめとする住民参加型の訓練、家庭における備蓄品の展示等を行っている。
- 今後も防災知識の普及啓発のため、訓練のほか広報等を利用した取組を継続して行っていく必要がある。

[現状] 県総合防災訓練の実施状況 年1回

《防災訓練の推進》【総務部】

- これまでの災害を踏まえた検証や災害対応力の向上のため、今後も図上訓練を継続して実施することが必要である。
- 各市町村における災害対策能力の向上や住民の防災意識の醸成を図るため、各市町村において毎年度防災訓練が行われることが望ましいが、平成26年度においては4町で訓練を実施していない。
- 今後、未実施の市町村に対し、訓練を実施するよう、助言等を行う必要がある。
- これまで市町村における災害対応能力を向上させるため、希望する市町村に対して図上訓練を実施してきた。
- 今後もこれら図上訓練の実施を継続するとともに、各市町村において住民参加型防災訓練等を実施するに当たり必要となる支援を行っていく必要がある。

[現状] 県における図上訓練の実施回数 3回 (H26)

防災訓練を実施した市町村 29市町村 [88.0%] (H26)

市町村を対象とした図上訓練の実施状況 3市町村 (H26)

《災害時連携体制整備》【農林水産部、県土整備部】

- 災害時における応急業務等の連携が図られるよう、各種団体との協定締結を進めてきたところ。
- 引き続き、災害時の連携が必要とされる団体との協定の締結に取り組んでいく必要がある。
- 大規模な災害発生時における、農地・農業用施設の被災状況調査など、市町村のみで初期対応が困難な場合の支援のため、県と県土地改良事業団体連合会、農村灾害復旧専門技術者など官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊(NSS)」による応援体制を構築している。

[現状] 災害協定締結数 (県土整備部関係) 8団体 (H22)

災害協定締結数 (農林水産部関係) 1団体 (H26)

《県外自治体との広域応援・受援体制の整備》【総務部】

- 東日本大震災津波の教訓を踏まえて、平成24年5月に「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を改正し、カバーモード（北海道・東北ブロックは関東ブロック支援を基本）の確立、連絡調整機能の全国知事会への付与等、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震等の大規模災害への対応について規定されたところ。
- 平成26年10月には「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」の改正により、本県のカバー県を秋田県とする等、より実効性のある見直しを行ったところ。
- 今後、広域応援・受援に係る組織や実施体制について、平成27年3月に策定した「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」の内容を踏まえながら、各道県と共同で検討を継続していく必要がある。

《技術職員等による応援体制の構築》【総務部、政策地域部、農林水産部】

- 現在は、被災自治体が個別に、或いは全国知事会、関係省庁等を通じて全国自治体等に派遣要請を行っているが、水産土木分野など全国的に職員数が少ない分野の人員確保が困難となっている。
- 現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、国による任期付職員の一括採用や技術職員の確保・育成体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に働きかけていくことが必要である。
- 大規模な農地・農業用施設災害が発生した場合における被災状況調査など、被災市町村からの技術職員の応援要請に対応するため、官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」による応援体制を構築している。
- 大規模災害時において迅速に対応できるよう、東日本大震災津波の経験や課題等を整理する必要がある。

[現状] 被災市町村の職員確保状況（充足率） 93.2% (H27)

《自主防災組織の結成及び活性化支援》【総務部】

- 地域の状況・特性に応じた対応を可能とする自主防災組織のカバー率については、平成25年度にはじめて全国平均を上回り、その後も上昇傾向にある。
- 東日本大震災津波で被害の大きかった沿岸地域や県北地域においては50%を下回っているところもあり、今後、岩手県地域防災センターの活用等を通じて市町村の取組を継続して支援していく必要がある。
- 結成後の組織活性化のため、研修会を開催するとともに、国の資機材無償貸付事業や、自治総合センターの助成等を活用した資機材の整備について支援する必要がある。
- 大雨等による災害への適切な対応を行うため、防災気象情報や災害発生の仕組みなどへの理解を深める必要がある。

[現状] 自主防災組織活動カバー率 82.6% (H26) 全国 80.0% (H26)

自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26)

《孤立集落を想定した防災訓練の実施・通信手段の確保》【総務部】

- 孤立集落の発生を想定した防災訓練を、県総合防災訓練の一環として実施している。
- 孤立集落の状況を収集し、救援救助に向かうためには、孤立集落との通信連絡が不可欠であり、孤立可能性のある378集落のうち201集落に防災行政無線等の通信手段が配備されている。
- 通信手段のない孤立可能性集落に対する通信手段の確保について、市町村へ働きかける必要がある。
- 通信訓練も含めた訓練を、今後も継続して実施する必要がある。

[現状] 孤立可能性のある集落数 378集落 (H25) 全国 19,145集落 (H25)

県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練実施回数 1回 (H26)

人材育成

《防災人材育成》【総務部】

- 自主防災組織のリーダー研修会等に参加する市町村が限られており、より多くの市町村の住民等が参加するよう、引き続き自主防災組織の必要性等について普及啓発を図っていくことが必要である。
- 岩手県地域防災センターの活用機会が増加しており、徐々にセンター制度が定着してきてい

るが、活用する市町村が限定的となっており、地域における防災意識の普及啓発のためにも更なる広報が必要である。

[現状]　自主防災組織に対する研修会の実施回数　　2回（H26）

　県地域防災サポートーの派遣回数　　　　11回（H26）

2) 住宅・都市分野

《住宅・大規模建築物の耐震化等》【県土整備部】

(住宅の耐震化)

- 市町村と連携のもと、木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等により、住宅の耐震化の促進に取り組んでいるが、住宅の耐震化率は、全国と比較して 10 ポイント程度低い状況にある。
- 木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等の活用状況が低いことなどから、住宅の耐震化に対する必要性や支援制度の周知が課題である。
- 耐震化を一層促進するため、市町村と連携し耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図る必要がある。

[現状] 住宅の耐震化率 73.2% (H25) 全国 82.0% (H25)

(大規模建築物の耐震化)

- 耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物（ホテル・旅館等）に対し、耐震診断・耐震改修への補助等の制度を設け、市町村と連携のもと、対象施設に耐震化を働きかけている。
- 耐震診断については、所有者によりおおむね計画どおりに進められている。
- 耐震化を促進するため、耐震性不足の建築物所有者に対し、引き続き耐震化の啓発や支援制度の周知などを図る必要がある。

(発災時の応急仮設住宅の確保等)

- 発災時に備え、応急仮設住宅を早急に確保するための供給マニュアルは整備済みである。
- 建設供給について、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」をプレハブ建築協会と締結している。
- 被災者のための住宅について情報提供等を行う「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」を県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会岩手県本部と締結している。

《公営住宅の老朽化対策》【県土整備部】

- 既存の公営住宅の個別施設計画は策定済みであるが、東日本大震災津波発災後に整備が進められている災害公営住宅については、個別施設計画が未策定である。
- 個別施設計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《市街地整備》【県土整備部】

(幹線街路整備)

- 市街地における幹線街路の整備は、計画延長 759.5 km に対して 490.1 km となっている。
- 密集した市街地を整備する街路事業では補償すべき物件が多いことに加え、土地・建物の権利関係が複雑であるため事業用地の取得に相当程度の期間を要している。
- 避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や市町村と連携を図り幹線街路の整備を推進する必要がある。

[現状] 幹線街路整備進捗率 64.5% (H25) 全国 61.0% (H24)

(都市公園における防災対策)

- 県内の都市公園 1,199 箇所 (H25) のうち防災公園として位置づけている公園数は 52 箇所 (H25) である。
- 発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備促進のため、市町村が実施する事業に対して、助言等を実施していく必要がある。

[現状] 防災公園数 52 箇所 (H25)

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 市街地等の幹線道路における無電柱化を進めている。
 - 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における無電柱化を進める必要がある。
- [現状] 無電柱延長（累計） 25.8km (H26)

《空き家対策》【県土整備部】

- 人口減少社会の到来に伴い、空き家が増加している。
- 空き家の中でも特に、倒壊のおそれがある空き家や密集市街地の空き家は、大規模災害発生時、倒壊による避難経路の閉塞や火災発生、類焼のリスクが高く、また、防犯上や環境衛生上も、周辺に悪影響を与える場合がある。
- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して、倒壊のおそれ等がある危険な空き家（特定空家）の解体を促すこと、また、活用が可能な空き家の再利用等を図るなど、地域課題を解決するため、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進といった、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

[現状] 空き家率 13.8% (H25) 全国 13.5% (H25)

《水道施設の防災機能の強化》【環境生活部】

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、施設の耐震化対策を促進する必要がある。

[現状] 基幹管路の耐震適合率 46.2% (H26) 全国 34.8% (H25)
浄水施設の耐震化率 26.0% (H26) 全国 22.1% (H25)
配水池の耐震化率 36.3% (H26) 全国 47.1% (H25)

《応急給水の確保に係る連携体制の整備》【環境生活部】

(応急給水)

- 災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者に対し、応急給水資機材の整備の促進を図っている。
- 災害時における飲料の確保に関する協定において、飲料水メーカーに、災害時の飲料水の確保について協力要請することとしている。
- 災害時に、応急給水活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応急給水関係の協定件数（民間企業） 3社 (H26)

(水道施設の応急復旧)

- 円滑な応急対策のため、水道事業者による応急復旧用資機材の備蓄の促進を図っている。
- 災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定において、水道工事業の団体を通じ応急復旧について協力要請することとしている。
- 災害時に、応急復旧活動が円滑に行われるよう、防災訓練を継続し、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 水道施設の応急復旧に係る協定件数 2団体 (H26)

(水道災害訓練)

- 県の総合防災訓練の一環として実施する情報連絡訓練などにおいて、県内の水道事業者、日本水

道協会岩手県支部、応急復旧に係る協定締結先等の関係機関と連携を図っている。

- 災害時に協定に基づく活動が円滑に行われるよう、訓練を継続し、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 水道災害関係通信情報連絡訓練 年1回 (H26)

《下水道施設の防災機能の強化》【農林水産部、県土整備部】

- 県流域下水道の地震対策について、重要な施設は完了済みであるが、その他施設も今後計画的に対策を進めていく必要がある。

[現状] 地震対策上重要な下水道施設の地震対策実施率【県事業】 100.0% (H26) 全国 46.0% (H25)

《事業継続計画（下水道BCP）の策定》【県土整備部】

- 県流域下水道BCPは平成25年度に策定済みである。
- 下水道事業実施31市町村でも下水道BCPを策定済みである。

[現状] 事業継続計画（下水道BCP）の策定率（県事業） 100.0% (H25) 全国 15.0% (H25)
事業継続計画（下水道BCP）の策定率（市町村事業） 100.0% (H27) 全国 15.0% (H25)

《災害時等における下水道復旧支援に関する協定》【県土整備部】

- 県と下水道実施全31市町村の連名で、日本下水道管路管理業協会と「下水道管路施設の復旧支援に関する協定」(H26.3.28)を締結し、県が窓口となり、協会への支援要請を一括してできるようになったところ。(県と市町村の連名による締結は、高知県に次いで2例目。)
- 今後、情報連絡訓練を行うなど、県と市町村との連絡体制強化を図っていく必要がある。

《下水道施設の老朽化対策》【県土整備部】

(下水道施設の老朽化対策)

- 布設後50年以上経過した管渠について、平成24、25年度に緊急点検・調査を行った結果、管渠3.9kmについて対策が必要とされ、平成26年度末で0.3kmが対策済みである。
- 硫化水素による腐食が発生しやすい箇所について、平成25年度に緊急点検・調査を行い、マンホール25箇所と管渠52区間で腐食対策が必要とされ、平成26年度末時点でマンホールは1箇所、管渠で2区間が対策済みである。
- 避難場所等における公衆衛生確保のため、市町村が実施する事業に対して、助言等を実施していく必要がある。

[現状] 布設後50年以上経過した管渠の老朽化対策実施率 8.0% (H26)

硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率（マンホール） 4.0% (H26)

硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率（管渠） 4.0% (H26)

(個別施設計画の策定)

- 処理場、ポンプ施設については個別施設計画を策定済みであるが、管路施設の個別施設計画が未策定となっている。
- 個別施設計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《内水危険箇所の対策》【県土整備部】

(内水危険箇所のソフト対策)

- 岩手県独自の取組目標として、「岩手県汚水処理施設整備構想（いわて汚水処理ビジョン2010）」

では、平成 11 年度～20 年度の 10 年間に浸水被害が発生した 21 市町村で内水ハザードマップを作成・公表することとしており、そのうち、内水ハザードマップを作成・公表している市町村は、平成 26 年度末で 8 市町村となっている。

- 今後、未作成の市町村に対し作成方法を情報提供するなどし、策定の促進を図る必要がある。

[現状] 内水ハザードマップを作成した市町村の割合 38.0% (H26)

(内水危険箇所のハード対策)

- 「岩手県汚水処理施設整備構想（いわて汚水処理ビジョン 2010）」では、「浸水被害の可能性のある家屋」を、2,623 戸（H20 年度末）から 2,200 戸（H30 年度末）に軽減することを目標としているが、平成 25 年末現在までに解消された「浸水被害の可能性のある家屋」は 94 戸となっている。
- 近年のゲリラ豪雨等の増加も踏まえながら、内水被害の防止に向け、一層の雨水排水施設の整備を進める必要がある。

[現状] 浸水被害想定家屋の対策実施率 22.2% (H25)

《地域コミュニティ力の強化》【政策地域部、農林水産部】

- 少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、東日本大震災津波の影響等により、急速な人口減少が進んでおり、地域活動のリーダーの高齢化や、地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた対策等は急務となっている。
- 地域コミュニティ活動に対する意識の普及啓発や地域内外の人材を活用しながら、地域活動の担い手の育成に取り組んでいるほか、市町村や地域づくり団体等に対してアドバイザー派遣を行っている。
- 国の過疎地域等自立活性化推進交付金をはじめとする各種コミュニティ助成制度等を有効に活用しながら、市町村や地域づくり団体等の活動支援に取り組んでいる。
- 地域コミュニティ力の強化に向けて、地域公共交通の維持確保及び活性化を図るため、路線バスにおける効率的な乗合システムの整備及び実証運行に取り組んでいる。
- 今後も、事業者と自治体、地域住民が一体となって、地域の公共交通ネットワークの再構築及び地域公共交通の利用促進を図っていく必要がある。
- 多面的機能支払制度を活用した、地域協働による農地や農業水利施設等の保全管理や、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した、地域住民や森林所有者等の里山林等の保全管理などの活動支援を通じ、地域コミュニティの維持・活性化を推進する必要がある。

[現状] 元気なコミュニティ特選団体数（累計） 137 団体 (H26)

　　コミュニティ助成制度等による活動支援件数（累計） 51 件 (H26)

　　水田における地域協働等の取組面積割合 68.0% (H25)

《学びを通じた地域コミュニティの再生支援》【教育委員会事務局】

- 東日本大震災津波により、当面の新たなコミュニティ形成の必要性が生じているとともに、地域における災害時の対応力を向上するためのコミュニティを強化する必要があり、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援に取り組んでいる。
- 沿岸部においては、外部から支援を受けて当該事業を実施してきたが、今後の継続が課題となつており、研修機会の充実を図り人材育成を推進していくことが必要である。

[現状] 放課後の公的な居場所がある小学校区の割合 91.0% (H26)

3) 保健医療・福祉分野

《病院・社会福祉施設等の耐震化》【保健福祉部】

(病院の耐震化)

- 災害時に医療救護活動の拠点となる災害拠点病院 11 病院については、移転新築する 1 病院を除き、全て耐震化済であるが、その他の病院及び社会福祉施設の耐震化率は全国と比較して低い状況にある。
- 大規模停電時においても、診療機能を維持できるよう、災害拠点病院をはじめとする病院の自家用発電装置や燃料タンク等の非常用設備の整備を進めている。
- 既存の国の医療提供体制整備交付金を活用するなどし、耐震化されていない病院、施設に対し、改修等の促進を図る必要がある。

[現状] 病院の耐震化率 61.5% (H26) 全国 67.0% (H26)

(社会福祉施設等の耐震化)

- 災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金や社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を進める必要がある。

[現状] 社会福祉施設の耐震化率 79.0% (H24) 全国 84.2% (H24)

《災害時における医療提供体制の構築》【保健福祉部】

(災害拠点病院の体制強化)

- 被災地の医療提供体制の維持に係る支援体制の構築・強化をするため、県医師会及び県歯科医師会と協定を締結している（県医師会との協定締結日：平成元年4月20日、県歯科医師会との協定締結日：平成23年3月15日）。
- 災害発生直後の急性期におけるDMA Tの出動体制を強化するため、各災害拠点病院のDMA T隊が複数となるよう、国主催の養成研修への参加や県独自の養成研修の実施に取り組んでいる。
- 今後とも研修の実施等を通して、DMA T養成を推進する必要がある。

[現状] 災害拠点病院におけるDMA T（災害派遣医療チーム）数 23チーム (H26)

(要配慮者（難病患者等）への医療的支援)

- 災害等の停電に備えて、在宅で人工呼吸器等を使用している患者に貸与するための非常用発電装置について、難病医療拠点・協力病院が整備するための補助を行っている。
- 全県では在宅難病患者に貸与するための装置数は、患者数を上回っているものの、各保健所の圏域別にみると不足する圏域があることから、実態把握に努め、必要に応じて医療機関への働き掛けなどを行っていく必要がある。
- 災害時における透析患者への支援について、透析医療の確保を図るために「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」を策定し、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保についての具体的な対策等を定めている。
- 今後も、隨時、マニュアルの見直し等を実施するなど、透析医療関係機関・団体の連携強化を図る必要がある。

[現状] 非常用発電装置の配置率 151.0% (H26)

《医療情報のバックアップ体制の構築》【保健福祉部】

- 東日本大震災津波においては、医療機関に保管されていた紙のカルテやサーバ等の機器が流出し、患者の過去の診療状況や服薬履歴が分からなくなるなど、その後の診療に支障を来たしたことから、医療情報を電子化するとともに、遠隔地へバックアップする体制を構築する必要がある。
- 各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備や周産期医療情報ネットワーク（いーはとーぶ）の運用など、全県的な医療情報連携を推進するなかで、医療情報のバックアップ体制の前提である電子カルテ導入が図られるよう取り組んでいく必要がある。

[現状] 電子カルテを導入している病院数 23 施設 (H24)

周産期医療情報ネットワークへの参加割合 (市町村及び分娩取扱等医療機関)

98.6% (H26)

《ドクターヘリの運航確保》【保健福祉部】

- ドクターヘリを運航し、平時には県全域の救急医療に対応し、災害発生時にはDMA T搬入の先遣隊としての移動手段と患者搬送に利用することとしている。
- 災害時において、機動的にドクターヘリを活用するための体制整備を進める必要がある。
- 平成25年4月から試行的に実施していたドクターヘリの北東北三県広域連携について、平成26年10月に三県知事による協定を締結して正式に運航を開始するとともに、試行期間の運航実績や県境地域からの要望等を踏まえ、一部運航ルールの見直しを実施済み。
- ドクターヘリのより効果的な運行を確保するため、災害拠点病院にヘリポートを整備する必要がある。
- ドクターヘリを安全かつ円滑に運航するため、消防機関との連携を密にするとともに、出動事例の事後検証を行うことで、より効果的な運用を図る必要がある。

[現状] ドクターヘリの年間運航回数 423回 (H26)

北東北三県ドクターヘリ広域連携の運航実績 (三県計) 36回 (H25.4~H27.5)

《福祉避難所の指定・協定締結》【保健福祉部】

- 福祉避難所の指定・協定締結済の市町村は25市町村であるが、福祉施設等との協議や検討に時間を要していることなどにより全市町村での協定締結に至っていない状況であり、その割合は、全国と同程度となっている。
- 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を運営する事業者との協議が進むよう、市町村の取組を促進する必要がある。

[現状] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) 全国 75.4% (H26)

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》【保健福祉部】

- 改正災害対策基本法に基づき、市町村に義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成（名簿作成済みかつ地域防災計画の必要な修正が完了）は、11市町村にとどまっており、災害時において円滑な避難支援を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を通じて、避難行動要支援者名簿の速やかな作成を促進する必要がある。
- 国の取扱指針に基づき、平常時から名簿情報を提供することに同意した者について、事前に避難支援等関係者に情報提供し、発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくりを促すとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を促進する必要がある。

[現状] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27)

《感染症対策》【保健福祉部】

- 感染症の集団発生により、医療救護班や後方の医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策（発生予防、拡大防止等）を実施する感染制御支援チームを結成している。
- 今後も、研修会や訓練を実施するなどして、災害発生時に備える必要がある。
- 県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会を通し、災害発生時の連携体制の構築に努めている。
- 今後も、各種訓練に参加するなどして保健活動班、疫学調査班やDMA Tなどとの連携について、検討を進める必要がある。

[現状] I C A T (感染制御支援チーム) の結成 常設化 (H24)

感染症対策に関する研修、訓練の実施回数 年2回 (H26)

《要配慮者等への支援》

【総務部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、教育委員会事務局】

(福祉避難所等における福祉的支援)

- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う、福祉専門職による災害派遣福祉チームは34チームとなっている。
- 今後もチーム員の募集・養成研修の実施、市町村や関係団体への周知のほか、派遣主体となる岩手県災害福祉広域支援推進機構の運営を通じて、派遣体制を整備・強化する必要がある。
- 災害時における要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）への支援について、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮等、「市町村避難所運営マニュアル」において具体的に明記し、市町村への周知を行っている。

[現状] 災害派遣福祉チーム数 34チーム (H26)

「市町村避難所運営マニュアル」の配布 県内全市町村（全市町村保健師）へ配布 (H27)

(要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援)

- 高齢者が避難所や仮設住宅などで生活する場合、孤立化や生活不活発病を防止することが必要であり、住民主体の介護予防や通いの場の充実に市町村が取り組んでいる。
- 認知症高齢者及びその家族が安心して避難所生活を送れるよう、認知症に対する正しい知識と理解促進を図る必要がある。
- 介護老人福祉施設等の被災を想定し、県社会福祉協議会等と連携し、入所者の移送も含めた施設間の支援体制の構築を進めている。
- 災害時に、障がい者が情報を入手する方法や取るべき行動について詳しく記載した「障がいのある方たちの災害対応のてびき」を作成し、県内の障がい者に配付したほか、市町村、市町村社会福祉協議会等に対し、活用に関する説明会を開催し、周知を図っている。
- 災害時において、障がい者が必要な支援を受けられるよう「障がいのある方たちの災害対応のてびき」に添付している「おねがいカード」に、障がいの内容や、支援してもらいたい内容等を記入し、携行することについて、周知していく必要がある。

[現状] 認知症サポーター数（累計） 97,944人 (H26)

(男女のニーズの違いに配慮した支援)

- 平時より防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画の推進を図り、男女のニーズの違いに配慮した支援を行う必要がある。

- 避難所等では、生活環境の変化により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化されるおそれがあることから、平時から、女性のための相談窓口を開設し、気軽に相談できる体制を整えておく必要がある。

- 男性の悩みや困りごとに関する相談にも対応する必要がある。

(外国人への支援)

- 避難所では、外国人が、被災者向けの生活情報の掲示物やアナウンス等を理解できない場合や各種書類の申請書の記入ができないなど、対応に苦慮するケースがみられるため、より外国人を支援できる体制整備を進める必要がある。
- 平時に外国人のコミュニケーションのサポートとしてコールセンターがあるが、災害時にも必要な情報を届けることができる方法が必要である。

(福祉関係機関の連携体制の構築)

- 大規模災害の発災に備え、あらかじめ県内の地域を複数の広域ブロックに区分し、相互のブロック毎に支援を行う体制について協定（岩手県社会福祉協議会広域ブロック災害時相互支援協定）を締結している。
- 発災時に被災地域への支援が迅速、円滑かつ効果的に行われるよう、平時から相互のブロックが連携した取組を行っている。

(災害用医薬品等の確保)

- 災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、「災害時医薬品等供給体制構築のための行動マニュアル」を策定するとともに、県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会と協定を締結するなど災害用医薬品の供給体制等を整備している。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、隨時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

[現状] 災害時協定の締結件数 4 者 (H26)

(こころのケア体制の確保)

- きめ細やかなこころのケアを継続的、長期的に行うための「岩手県こころのケアセンター」を岩手医科大学内に設置するとともに、「地域こころのケアセンター」を沿岸 4 地域（久慈・宮古・釜石・大船渡）に設置している。
- センター等の中長期的な運営による被災者のこころのケアの実施はもちろん、支援者支援のための研修や個別相談等も継続している。
- 今後も、こころのケア活動を担う人材の育成、関係機関のネットワークの強化などの取組を実施していく必要がある。

(児童生徒の心のサポート)

- 東日本大震災津波で被災した児童生徒等の心のサポートのために、小・中学校、県立学校（高等学校・特別支援学校）へのスクールカウンセラーの配置及び派遣を行っている。
- 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置についても拡充している。
- 児童生徒の心のサポートのための教員研修も行っており、平成 26 年度には、112 回、2,543 人が参加した。
- きめ細かな心のサポートを行うための基礎データの収集を目的に、全公立小・中・高・特別支援学校を対象に、「心とからだの健康観察」を継続している。
- 臨床心理士や社会福祉士の資格を有する人材の確保が、県北・沿岸部を中心に厳しい状況にある。

- 児童生徒の心のサポートは、中長期にわたり取組を進めていく必要がある。

(動物救護対策)

- 災害時の動物救護については、県獣医師会、動物愛護団体等と協定を締結し、救護体制を整備するとともに、策定済みの「災害時の動物救護マニュアル」において災害時の具体的対策について定めているほか、動物との同行避難の重要性について周知を図っている。
- 今後も、防災訓練の実施等を通じて関係機関との連携を強化するとともに、訓練の結果や動物の飼養状況等を踏まえ、隨時、協定及びマニュアルを見直す必要がある。
- 市町村が策定する地域防災計画における動物救護対策の記載の促進、動物との同行避難を想定した避難訓練の実施について、市町村等に働きかける必要がある。

[現状] 協定締結団体 11 団体

地域防災計画に動物救護の記載のある市町村の割合 75.8% (H26)

《防災ボランティアの活動支援》【保健福祉部】

- 平成 26 年 3 月に策定した「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づき、県域・市町村域それぞれにおいて、防災ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。

《災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成》【保健福祉部】

- 災害発生時に、被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チームの派遣調整や活動支援など、高度な知識を有する災害医療コーディネーターを養成するための研修実施等に取り組んでいる。
- 今後も、災害医療コーディネーターを確保するため、研修実施などの取組を推進する必要がある。
- 災害発生時に、自主防災組織が自ら避難所の衛生確保・健康維持に取り組めるよう、指導や助言ができる災害医療従事者を養成するため、研修の実施等に取り組んでいる。
- 今後も、災害医療従事者を確保するため、研修実施などの取組を推進する必要がある。
- 介護福祉士等を計画的に確保するため、修学資金の貸付を行っている。
- 引き続き、災害医療・救急救護・介護に携わる人材の計画的な確保・育成等に平時から取り組み、災害時に人材の絶対的不足による被害拡大を生じないようにしていく必要がある。
- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う、福祉専門職による災害派遣福祉チームは 34 チームとなっている。
- 今後もチーム員の募集・養成研修の実施、市町村や関係団体への周知のほか、派遣主体となる岩手県災害福祉広域支援推進機構の運営を通じて、派遣体制を整備・強化する必要がある。

[現状] 災害医療コーディネーター研修回数 1 回 (H26)

災害医療従事者研修の実施回数 4 回 (H26)

介護福祉士等修学資金年間貸付人数 52 人 (H26)

4) 産業分野

《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》【商工労働観光部】

- 災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等に関する応援協定等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について協力要請することとしている。
- 災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数（民間企業、団体） 31 者 (H26)

《物流機能の維持・確保》【商工労働観光部】

- 災害時の救援物資等に係る緊急輸送の円滑化を図るため、平時から物資集積拠点の管理・運営に係る事業者（岩手産業文化センター）や物流を担う団体（県トラック協会、赤帽岩手県軽自動車運送協同組合）との協力体制を構築している。
- 災害時に迅速に救援物資等に係る緊急輸送体制を構築するため、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアル等のより具体的な整備を行う必要がある。

[現状] 災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定件数 2 件 (H26)

《企業における業務継続体制の強化》【商工労働観光部】

- 中小企業の業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、商工団体等支援機関と連携し、計画の必要性について普及啓発を図る必要がある。

[現状] B C P セミナーへの参加事業者数 大企業 4 社 中小企業 44 社 (H26)

《被災企業への金融支援》【商工労働観光部】

(制度融資による円滑な資金供給)

- 災害発生後、罹災した中小企業者が早期に事業を再開できるよう、災害救助法の適用を受けた市町村区域等を対象に、県の融資制度として「中小企業災害復旧資金」を発動している。
- 昨今では局所的な豪雨災害等が頻発しており、対象範囲を特定の市町村区域に限定することが適当でない場合がありうる。
- 貸付対象については、災害救助法の適用区域に関わらず、知事が特に認める災害として、弾力的な運用を図る必要がある。

[現状] 中小企業災害復旧資金の貸付件数 11 社 (H25)

(甚大な災害発生時における相談対応)

- 災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置している。
- 発災時から当面の間開設しているが、県が直接対応できる支援は限られ、実際の相談件数は少ない。
- 金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、必要な情報提供を行う。

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【総務部、商工労働観光部】

(避難所等への燃料等供給の確保)

- 災害時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合と協定を締結しているほか、L P ガスや資機材の確保について協力を要請するため、県高圧ガス保

安協会とも協定を締結している。

- 県石油商業協同組合や県高压ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。
- 災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、国の石油製品利用促進対策事業費補助金を活用し、避難所、病院等に設置する災害時に活用可能な石油製品・LPGガスの貯槽等の導入を進める必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数(県石油商業協同組合・石油連盟・県高压ガス保安協会) 3者(H26)
(緊急車両等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において、緊急車両等(物資運搬用トラックを含む)への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合との間で協定を締結している。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、隨時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。
- 医療・物流等を考慮し、あらかじめ緊急車両の定義・手続きを確定しておく必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数(県石油商業協同組合・石油連盟) 2者(H26)

《石油コンビナート等防災体制の整備》【総務部】

- 久慈国家石油備蓄基地に係る総合的な防災対策の推進を図り、地域住民の身体及び財産を災害から保護するため、「岩手県石油コンビナート等防災計画」に基づき、関係機関が連携し、防災訓練(隔年実施)を実施している。

[現状] 石油コンビナート等総合防災訓練の実施(隔年実施) 1回(H25)

《エネルギー供給体制の強化》【総務部】

- ガソリンスタンドや石油ガス充填事業場が被災・停電等により供給機能を停止しないよう、災害対応型中核給油所や中核充填事業者の設置を進め、ハード、ソフトそれぞれの災害対応能力を強化する必要がある。
- 製油所等の被災により燃料供給機能が停止しないよう、製油所の危険物施設及び高圧ガス施設をはじめとする燃料供給に必要な設備の耐震化及び液状化対策を進める必要がある。

[現状] 中核充填事業者 8社(H26)

《石油製品の安定供給の確保》【商工労働観光部】

- 火災や自然災害等の災害予防計画に基づく防災力の強化を促進するほか、災害発生時における応急対策や迅速な復旧が行われるよう、体制を整える必要がある。
- 石油製品の安定供給を確保するため、経済産業省の地域エネルギー供給拠点整備事業費補助金や石油製品流通網維持強化事業費補助金の活用の可能性を検討しながら、災害対応能力を強化するための地下タンクの入換えや自家発電機導入、過疎地における地下タンクが不要な簡易計量器の設置、地下タンク等の放置防止、地域の実情等を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業などを進めていく必要がある。

《再生可能エネルギーの導入促進》【環境生活部、農林水産部、企業局】

- 平成24年7月から始まった固定価格買取制度を契機として、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備の導入は増加傾向にある。
- 本県の賦存量が全国的に優位にある風力発電や地熱発電は、運転開始まで相当の準備期間を要す

ることから、導入拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。

- 県自らの率先した取組として、水力や風力を活用した県営発電所の建設を推進する必要がある。
- 非常時にも最低限のエネルギーを自給できるよう、地域の防災拠点等施設への再生可能エネルギー設備導入を進める等、自立・分散型のエネルギー供給体制の整備を継続して進めていく必要がある。
- 一方、導入拡大を推進する上で、国民負担の増大や電力系統への接続制約などの課題が顕在化してきたことから、固定価格買取制度の見直し等がなされたところであり、再生可能エネルギー導入への影響をみながら、施策を展開していく必要がある。
- 木質バイオマス燃焼機器の累計導入台数や、木質ペレット及び燃料チップの利用量は増加傾向にあり、引き続き、公共施設や民間施設への燃焼機器の導入促進や、木質燃料の生産体制の強化、需給情報の共有化による、燃料の安定供給体制整備を進める必要がある。

[現状] 再生可能エネルギーによる電力自給率	18.9% (H26)	全国 12.2% (H26)
産業分野の木質バイオマス導入事業者数（累計）	28 事業者 (H26)	
再生可能エネルギーを活用した県営発電所	18 か所 (H26)	

《電力系統の接続制約等の改善》【環境生活部】

- 接続制約の解消に向け、電力系統の広域的運用の推進や送配電網の着実な整備、蓄電池などによる系統安定化対策を含む送配電網の充実強化が重要であることから、継続して国に対して要望を行う必要がある。

《農林水産業の担い手の確保》【農林水産部】

- 本県の農林水産業は、生産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化の進行等による従事者の減少などの課題を抱えている。
- 農業においては、地域農業をけん引する経営体を育成するとともに、若年層の新規就業や企業の農業参入など多様な担い手を確保していく必要がある。
- 林業においては、県産材の安定的な生産供給体制を確保するため、地域けん引型林業経営体等の育成や新規就業者の確保・育成などに取り組む必要がある。
- 水産業においては、専業漁家の経営基盤の強化や、新規就業者の受入れ環境の整備などにより、生産性・収益性の高い中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保に取り組む必要がある。

[現状] リーディング経営体の育成数（累計）	21 経営体 (H26)
法人化した集落営農組織の割合	30.0% (H26)
新規就農者数	246 人/年 (H26)
林業技能者数（累計）	395 人 (H26)
中核的漁業経営体	283 経営体 (H26)
新規漁業就業者数	40 人 (H26) 全国 1,686 人 (H26)

《建設業の担い手の育成・確保》【県土整備部】

- 災害時の迅速な対応など、地域の安全で安心な暮らしを支えるために地域から期待される建設企業が存続できるような環境づくりを展開するため、平成 27 年 4 月に「いわて建設業振興中期プラン」を策定したところ。
- 復旧・復興関連事業が増加する中においても、建設企業の経営改善の取組を支援していく必要があることから、時宜にかなったテーマも盛り込みつつ、講習会を開催している。

- 引き続き、復旧・復興を担う建設企業の経営力強化に向けた取組を促進していく必要がある。
- 社会資本の維持修繕や除雪等を担う地域建設企業の人員不足や高齢化などにより、担い手の安定的な確保が課題となっているため、平成24年度から「地域維持型契約方式」の試行を実施している（平成27年度：遠野地区、平泉地区）。
- 地域維持事業を担う地域建設企業の安定的な確保を図るため、地域の実情を考慮しながら「地域維持型契約方式」の導入・活用に向けて支援していく必要がある。

[現状] 経営革新アドバイザー派遣企業数 50社 (H26)
経営力強化等をテーマとした講習会受講者数 587人 (H26)

《人材育成を通じた産業の体質強化》【商工労働観光部】

- 県の産業の柱であるものづくり産業においては、以前から、地域ものづくりネットワークを中心となり、技能に注目した人材育成を図ってきたが、企業は、開発力やマネジメント力といった幅広い知識を有した人材を求めている。
- 大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、こうした高度な人材がより必要になることから、育成に力を入れる必要がある。

《農林水産業の生産基盤・経営の強化》【農林水産部】

(農地利用の最適化支援)

- 市町村、農業委員会及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地集積、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援し、荒廃農地発生の未然防止に取り組む必要がある。

[現状] 認定農業者等への農地集積面積 82,026ha (H26)
荒廃農地面積 5,947ha (H26)

(効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備)

- 農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する必要がある。

[現状] 水田整備率（30a程度以上） 51.1% (H24) 全国 63.4% (H24)

(効率的かつ安定的な林業経営の確立)

- 効率的かつ安定的な林業経営の確立に向け、森林施業の集約化を促進するとともに、計画的な路網整備を推進し、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを継続して進める必要がある。

[現状] 造林面積 733ha (H26) 全国 22,225ha (H25)

(漁業生産基盤の有効かつ効率的な活用)

- 漁業生産コストの低減や就労環境の向上等を図るため、漁港の整備を計画的に進めていく必要がある。

[現状] 養殖作業支援（浮桟橋等）の漁港整備数（累計） 0 渔港 (H26)

《生産技術の復旧支援体制》【農林水産部】

- 東日本大震災津波で被害を受けた地域においては、被災農家経営再開支援事業により、農業者に対し経営再開のための支援金を交付し営農再開の支援を行っており、90%以上の経営体が営農再開している。
- 一部津波被害のあった経営体においては、営農再開が進まない状況も見られるが、農業者や市町村の意見を踏まえながら、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動

を支援していく。

[現状] 営農再開の状況 97.1% (H26)

《県産食料品の供給体制の強化》【商工労働観光部】

- 災害時において安定的に食料の供給を行うためには、平時における生産・供給体制を強化し、一定の供給量を確保していくことが必要である。
- 災害時はもとより、今後の人口減少の進行も見据え、食料品製造事業者の商品開発から販路開拓、さらには生産性の向上を担う人材の育成など県産食料品の供給体制を強化する、本県食産業の持続的発展に向けた取組を推進する必要がある。

5) 国土保全・交通分野

《道路施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策)

- 道路防災点検結果に基づき、落石や崩壊のおそれのある斜面等の要対策箇所について対策工事を実施しており、要対策箇所と位置づけられた 165 箇所のうち、97 箇所の対策工事が完了している。
- おおむね計画どおりの進捗となっており、要対策箇所の調査設計、用地の取得等を進めている。
- 大規模災害時に、救助や救援活動、緊急物資輸送などを迅速かつ的確に行うことができるよう、引き続き計画的な整備を行っていく必要がある。
- 農道橋・農道トンネルの点検診断の実施率は 1.9% (H26)、林道橋・林道トンネルの点検診断の実施率は、69.1% (H26) となっている。
- 農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断や補強等の保全対策を円滑に進めるため、関係市町村との連携を強化していく必要がある。

[現状] 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率 58.8% (H26) 全国 62.0% (H25)

農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.9% (H26) 全国 20.0% (H25)

林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26)

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

- 橋脚の倒壊や落橋のおそれのある橋梁について、「緊急輸送道路の橋梁耐震補強 3 箇年プログラム」及び「岩手県東日本大震災津波復興実施計画」に基づき耐震補強工事を実施しており、耐震補強が必要な橋梁のうち、210 橋梁の対策工事が完了している。
- 東日本大震災津波復興事業の本格化により労働者や資材が不足し、入札不調により事業進捗に遅れがある。
- 複数の発注件数を大括り化や債務負担工事により適切な工期設定を行うなど、入札不調対策に取り組み、計画的な耐震補強工事を推進する必要がある。
- 高規格幹線道路の供用率は 73% と、全国平均 75% を下回っている状況である。
- 復興道路も計画延長 393 km に対し供用済延長 123 km、供用率 31% にとどまっている状況であり、事業の円滑な促進のため、関係機関との調整に努めている。
- 東日本大震災津波時、三陸縦貫自動車道等の幹線道路ネットワークが避難や救急物資輸送、救護活動を支える「命の道」として有効に機能したことを踏まえ、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要である。
- 大規模災害発生時の建物倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図る必要がある。

[現状] 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路等における耐震化橋梁の割合

63.4% (H26) 全国 81.0% (H25)

高規格幹線道路等の供用率 55.9% (H26)

《既存道の駅の防災拠点としての機能強化》【県土整備部】

- 道の駅 21 施設について、大規模災害発生時に備え、情報提供装置の更新や自家発電機の設置、受水槽の改修などの防災機能強化を実施している。

[現状] 道の駅の防災機能強化の対策完了率 100.0% (H27)

《防雪設備等の整備》【県土整備部】

- 県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、堆雪帶などの防雪施設等は、おおむね整備が完了している。
- 今後、気象状況の変化等により新たな対策が必要な箇所が生じた場合は、対応を検討していく必要がある。

《立ち往生車両の未然防止》【県土整備部】

- 豪雪等の異常気象による立ち往生車両の発生を未然に防止するため、災害対策基本法による事前通行止めや緊急車両の妨げとなる車両の移動命令や撤去を検討することとしている。
- 災害対策基本法に基づく車両の損傷や民有地使用における障害物の処分に対する補償問題への具体的対応について基準が明確にされていないため、実施に先立ち不明事項の整理が課題である。
- 災害対策基本法に基づく道路の通行止め情報や迂回路情報などの情報共有や、運用方法について関係機関と検討を進めていく必要がある。

《鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

- 発災時における鉄道及び路線バスの利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な機能を維持する必要がある。
- 鉄道事業者については、橋梁や高架の耐震補強など、鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要があり、三陸鉄道やIGRが行う安全性の向上に資する設備の整備に対して国と連携して支援を行っている。
- バス事業者については、バス車両及び運転士をより一層確保する必要があり、バス車両の購入や運転士の育成及び確保に対して国と連携して支援を行っている。
- 発災時における事故発生防止や代替輸送手段の確保に向けて、関係機関が連携して情報収集を行い、共有化を図るなど、災害対応マニュアルに基づき対応する必要がある。

《津波防災施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(津波防災施設の整備)

- 平成26年末現在、県が所管する津波防災施設の要整備区間総延長78.0kmに対する整備済総延長は25.2kmとなっている。
- 人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるため、施工確保対策等の取組や現場に応じた創意工夫をしながら、湾口防波堤・防潮堤等の津波防災施設の整備を早急に進める必要がある。

[現状] 新しい津波防災の考え方に基づいた津波防災施設の整備率 32.3% (H26)

　　湾口防波堤の整備率 43.1% (H26)

(海岸水門等操作の遠隔化・自動化)

- 海岸水門等について、操作員の安全確保と津波襲来時の確実な閉鎖のため、自動閉鎖システムの整備等を着実に進めていく必要がある。

[現状] 海岸水門等の遠隔操作化箇所数(累計) 9箇所 (H26)

(津波防災地域づくり)

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を策定するに当たり、津波浸水想定区域図作成の前提条件となる最大クラスの津波設定の参考とするため、津波痕跡調査を実施している。
- 学識経験者の指導・助言を得ながら、津波痕跡調査を取りまとめるとともに、津波浸水想定の設定に向けた津波シミュレーションの検討などを進めていく必要がある。

[現状] 津波浸水想定区域の設定市町村 〇市町村 (H26)

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、国土整備部】

(港湾施設の耐震・耐津波強化対策)

- 県内港湾の耐震強化岸壁整備割合は、全国に比較して低い水準にあるが、東日本大震災津波発災以降、耐震強化岸壁の整備を順次進めているところ。
- 県内の港湾が、災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を果たすことができるよう、平時より、岸壁の耐震・対津波性能の強化など、県内港湾の機能強化を推進することが必要である。

[現状] 耐震強化を計画している岸壁の整備割合 33.0% (H26) 全国 66.0% (H23)

(港湾における業務継続体制の整備)

- 県内にある重要港湾4港において、業務継続計画(BCP)を策定済みである。

[現状] 重要港湾における港湾の事業継続計画(港湾BCP)が策定されている港湾の割合

100.0% (H27) 全国 3.0% (H24)

(漁港施設の耐震・耐津波強化対策)

- 地域防災計画の海上輸送拠点に位置づけられている漁港においては、災害時において緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を担うため、防波堤及び岸壁等の耐震・耐津波の強化を図る必要がある。

[現状] 海上輸送拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率 7.1% (H26)

《港湾・漁港における避難対策》【農林水産部、国土整備部】

- 港湾利用者の避難対策推進のため、地元自治体の避難計画に併せ、港湾就労者や交流施設利用者を安全な高台へと誘導する施設及び避難看板等の設置等を進める必要がある。
- 漁港利用者の避難対策推進のため、漁業者等を安全な高台へと誘導する津波避難誘導デッキ等の施設が必要である。

[現状] 津波避難誘導デッキの整備割合 0.0% (H26)

《津波防災教育の実施》【国土整備部】

- 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施している。

《河川改修等の治水対策》【国土整備部】

(河川整備)

- 近年に浸水被害を受けた箇所など、緊急性が高い地域について、着実に整備を進めている。
- 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、引き続き河川改修等の整備を進めていく必要がある。

[現状] 河川整備率(国管理) 49.7% (H26)

河川整備率(県管理) 48.6% (H26)

(洪水浸水想定区域の指定)

- 水防法に基づき、水位周知河川に指定された河川については、浸水想定区域の指定が義務付けられており、23河川において洪水浸水想定区域を指定済み。
- 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、近年の洪水被害等を勘案し、緊急性の高い河川について

優先的に指定を進めている。

- 引き続き、指定する河川の優先度を考慮しながら、洪水浸水想定区域の指定を進めていく必要がある。

[現状] 洪水浸水想定区域を指定した河川数（累計） 23 河川（H26）

(洪水ハザードマップの作成)

- 水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、関係市町村は洪水ハザードマップの作成が義務付けられており、北上川沿川を中心に、23 市町村で洪水ハザードマップ（防災マップ等を含む）を作成済みである。
- 今後、洪水ハザードマップ作成に必要な洪水浸水想定区域の指定を進めていくとともに、未作成の市町村に対し、ハザードマップ作成のための助言等を行っていく必要がある。

[現状] 洪水ハザードマップを作成した市町村 23 市町村（H26）

《砂防施設の整備等による土砂災害対策》【県土整備部】

- 土砂災害のおそれがある箇所を対象に、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害対策施設の整備を進めているが、土砂災害危険箇所整備率が低い状況にある。
- 今後は、災害履歴がある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所等の整備を重点的に進める必要がある。
- 土砂災害により著しい被害が生じるおそれがある区域に立地する住宅等については、住宅の建替え等の時期を捉えて移転、改修を行うなど、土砂災害からのリスクを考慮したまちづくりを進める必要がある。

[現状] 土砂災害危険箇所整備率（人家 5 戸以上の箇所） 12.3%（H26）

《農山村地域における防災対策》【農林水産部】

- 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
- ため池や農業用ダムの漏水・決壊を防止するため、計画的にため池等の点検・調査と保全対策を行うとともに、ため池決壊の浸水予測図に基づいた、市町村によるハザードマップの作成と地域住民への公表を支援し、防災訓練等に活用するなど、ハード・ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。
- 大雨や地震等による林地崩壊や土石流などの山地災害を防止するため、治山事業による治山施設の設置や、森林整備による公益的機能の維持・強化を進める必要がある。

[現状] ため池の詳細調査実施割合 0.0%（H26）

大規模ため池等のハザードマップ策定率 20.8%（H26） 全国 30.0%（H24）

山地災害防止機能が確保された集落数（累計） 951 集落（H26） 全国約 55 千集落（H25）

《警戒避難体制の整備》【総務部、県土整備部】

(津波避難計画の策定)

- 市町村の津波避難計画の策定を支援するため、平成 16 年度に「津波避難計画策定指針」を作成しており、沿岸 9 市町村が計画を策定している。
- 今後、未策定の市町村に対し、助言等を行い、早急な計画策定を促進する必要がある。

[現状] 津波避難計画を策定した市町村 9 市町村 [75.0%]（H26）

(土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表)

- 県内の土砂災害警戒区域の指定状況は、平成 26 年度末時点で全国と比較すると 30 ポイント以上低い状況にあり、県民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査に多額の費用が必要であるほか、住民説明会の開催等に多大な時間を要している。
- 今後は、基礎調査を早急に進めるとともに、関係市町村と連携して区域指定を推進する必要がある。

[現状] 土砂災害警戒区域指定割合(指定数/土砂災害警戒区域の総区域数の推計値)

23.7% (H26) 全国 61.2% (H26)

土砂災害のおそれのある区域を公表した箇所数 4,898 箇所 (H26)

(土砂災害ハザードマップの作成)

- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定が行われた場合、市町村は土砂災害ハザードマップを作成する必要があり、10 市町村で作成済みである。
- 今後は、土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、ハザードマップ未作成の市町村に対して、簡易な作成手法について情報提供を行うことなどにより、土砂災害ハザードマップの作成の促進を図る必要がある。

[現状] 土砂災害ハザードマップを作成した市町村

10 市町村 [30.3%] (H26) 全国 991 市町村 [57.7%] (H26)

(火山ハザードマップの作成)

- 常時観測 3 火山（岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）のうち、岩手山及び秋田駒ヶ岳については、火山ハザードマップを策定しているが、栗駒山については、噴火史などの解明（研究）が進んでいないことから、取組が進められていない。
- 火山ハザードマップの策定にあたっては、調査研究成果のとりまとめが前提となることから、国、市町村等で組織する火山防災協議会において、有識者等の助言を得ながら検討を進めていく必要がある。

[現状] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山 2 火山 [66.6%] (H26)

(登山者の安全対策)

- 登山者に火山情報を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達手段を整備し、適時適切な運用を図る必要がある。

《住民等への情報伝達の強化》【県土整備部】

(災害情報の円滑な伝達)

- 鉄道・旅客・空港の利用者等に対する災害情報の伝達に関する方策を検討、実施する必要がある。

(水位周知河川の指定)

- 水位周知河川の指定について、平成 16 年度から、流域内に人口及び資産が集中する河川、過去に浸水被害が発生した河川、防災に関する地域のニーズが強い河川に該当する河川を優先的に進め、平成 26 年度末で、21 河川 25 区間が指定となっている。
- 引き続き、指定する河川の優先度を考慮しながら、水位周知河川の指定を進めていく必要がある。

[現状] 水位周知河川に指定した河川数 21 河川 (H26)

(土砂災害警戒情報の周知)

- 大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、県と盛岡地方気象台が連携して土砂災害警戒情報を市町村単位で発表している。
- 過去の土砂災害において、土砂災害警戒情報を発表する前に土砂災害が発生した場合があり、精

度に課題があるほか、危険が切迫している地域であっても避難に結びつかないなど、情報提供のあり方に課題が生じている。

- 今後は、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民の避難行動につながる分かりやすい情報提供を実施していく必要がある。

《空港の体制整備》【総務部、県土整備部】

(大規模災害時の空港運用体制の構築)

- 大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などを定めた空港保安管理規程が定められている。
- 東日本大震災津波発災時のように空港が 24 時間体制で運用された場合、空港事務所の職員体制のみでは対応不可能であることから、空港業務経験を有する職員の応援体制をあらかじめ構築しておく必要がある。

(広域防災拠点としての受入体制の整備)

- 大規模災害時に空港が広域防災拠点として、応援ヘリの受入れや災害医療活動、支援物資受入業務を迅速かつ適切に行えるよう、受入れ体制の構築が必要である。

《道路施設等の老朽化対策》【県土整備部】

(道路施設の老朽化対策)

- 橋梁・舗装・シェルター・シェッドについては、個別施設計画を策定済みであるが、道路トンネルについて、個別施設計画の策定が未了となっている。
- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、道路トンネルの個別施設計画の策定を進めいく必要がある。

(河川・海岸・ダム施設の個別施設計画の策定)

- 水門、樋門、陸閘の一部について個別施設計画を策定済みであるが、震災後に整備された新たな施設などの個別施設計画を策定していく必要がある。

(砂防施設の個別施設計画の策定)

- 砂防設備については個別施設計画を策定済みであるが、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設については未了となっている。
- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の個別施設計画の策定を進めいく必要がある。

(港湾施設の個別施設計画の策定)

- 港湾施設が東日本大震災津波により被災したため、個別施設計画の策定が未了である。
- 今後、復旧した港湾施設の計画的で効率的な維持管理を推進するため、個別施設計画の策定を進めて行く必要がある。

(空港施設の老朽化対策)

- 空港施設の個別施設計画は策定済みであり、今後、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《県営発電施設の災害対応力の強化》【企業局】

- 電力の長期供給停止を発生させないため、県営発電所の建築物等について、施設の重要度・発電所運転への影響などを考慮しながら、耐震化を進める必要がある。

[現状] 県が所有する発電施設及び管理所等の耐震化率 60.0% (H26)

《工業用水道施設の耐震化》【企業局】

- 県が所管する工業用水道施設（管路）の耐震化率は、平成26年度末で53%となっている。
- 大規模災害時に安定した工業用水供給を継続するため、配管の計画的な更新、耐震化を今後も進める必要がある。

[現状] 県工業用水道施設（管路）耐震化率 53.0% (H26) 全国 28.0% (H22)

《ダムの防災対策》【県土整備部】

- 被災等による長期停電時においても電力を確保し、適切なダム管理を行えるための予備発電機を全てのダムにおいて導入済みである。

[現状] 県管理ダムにおける予備発電機の導入率 100.0% (H26)

《旧松尾鉱山新中和処理施設の稼動の継続》【環境生活部】

- 本施設による処理が継続できなくなった場合、強酸性の坑廃水が赤川へ流入し、北上川本川を汚染し、その影響は、工業用水、農業用水等に及び、年間約500億円の被害が予測されている。
- 災害発生時にも稼働停止にならないよう、引き続き防災機能の強化を進めていく必要がある。

《森林資源の適切な保全管理》【環境生活部、農林水産部】

(適切な森林整備)

- 土砂災害防止や洪水緩和等の機能を有する森林資源を適切に保全管理するため、市町村と連携し、継続して造林や間伐等の森林整備を進める必要がある。

[現状] 造林面積 733ha (H26) 全国 22,225ha (H25)

(県民への普及啓発)

- 森林を良好な状態で次代に引き継ぐためには、県民の理解が不可欠であり、県民参加の森林づくり促進事業やいわて森のゼミナール推進事業による児童生徒、一般県民への森林・林業に対する理解の醸成を図る必要がある。
- 山火事を防止するための普及啓発や、国の森林・林業再生基盤づくり交付金を活用した、山火事の初期消火体制の整備など、地域の防災体制を強化する取組の充実・強化を図る必要がある。

(地域住民等の活動支援)

- 里山林を適切に保全するため、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、地域住民等が行う里山林保全活動を継続して支援する必要がある。

[現状] 交付金事業実績 86団体 (H26)

(シカによる被害防止)

- 森林整備事業による忌避剤の塗布や防護柵の設置を行っており、引き続き市町村や関係機関と連携しながら、生息域の拡大の監視、生息域・被害状況の分析を行いながら、被害対策を進める必要がある。

[現状] 林木被害の実損面積 16ha (H26) 全国 6,146ha (H26)

《農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化》【農林水産部】

- 被災により食料供給等に甚大な影響を及ぼさないよう、農業水利施設等の整備や長寿命化対策、漁港施設等の地震・津波対策や長寿命化対策を着実に推進する必要がある。
- 農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有しているこ

とから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断や補強等の保全対策を円滑に進めるため、関係市町村との連携を強化していく必要がある。

[現状] 農業水利施設等の長寿命化対策施設数（累計） 82 施設 (H26)

農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率

1.9% (H26) 全国 20.0% (H25)

林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26)

流通拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率 20.0% (H26)

漁港施設の長寿命化対策着手率 2.5% (H26) 全国 56.0% (H25)

《災害廃棄物処理対策》【環境生活部、保健福祉部】

- 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- 災害が発生した場合、県と関係団体（県産業廃棄物協会及び県環境整備事業協同組合）が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる市町村においては、迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要があることから、未策定の市町村に対し助言等を行い、「災害廃棄物対策指針」に基づく早期の計画策定を促進する必要がある。
- 災害により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民がばく露する危険性があるため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく解体方法等を周知するとともに、アスベスト飛散の有無を確認するための調査体制等の充実を図る必要がある。
- 毒物及び劇物取締法により、毒物及び劇物を取り扱う者に、毒物若しくは劇物等が流出した場合において、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある場合、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置の実施等を義務付けており、今後も、その徹底などにより、毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害防止を講じる必要がある。

[現状] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5% (H26)

毒物及び劇物取扱施設に対する立入調査実施率 55.4% (H26)

《地籍調査の実施》【農林水産部】

- 被災からの復旧・復興を円滑に実施するためには、土地境界を明確にする地籍調査を進める必要がある。

[現状] 地籍調査進捗率 84.3% (H26) 全国 51.0% (H25)

《温泉供給の維持》【環境生活部】

- 災害が発生した場合、温泉事業者と連携して、源泉及び温泉供給施設等の被災状況を確認できる体制を構築する必要がある。

【横断的分野】

1) リスクコミュニケーション分野

《ハザードマップによる災害危険箇所等の周知》【総務部、農林水産部、県土整備部】

(洪水ハザードマップの作成)

- 水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、関係市町村は洪水ハザードマップの作成が義務付けられており、北上川沿川を中心に、23 市町村で洪水ハザードマップ（防災マップ等を含む）を作成済みである。
- 今後、洪水ハザードマップ作成に必要な洪水浸水想定区域の指定を進めていくとともに、未作成の市町村に対し、ハザードマップ作成のための助言等を行っていく必要がある。

[現状] 洪水ハザードマップを作成した市町村 23 市町村 (H26)

(土砂災害ハザードマップの作成)

- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定が行われた場合、市町村は土砂災害ハザードマップを作成する必要があり、10 市町村で作成済みである。
- 今後は、土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、ハザードマップ未作成の市町村に対して、簡易な作成手法について情報提供を行うことなどにより、土砂災害ハザードマップの作成の促進を図る必要がある。

[現状] 土砂災害ハザードマップを作成した市町村

10 市町村 [30.3%] (H26) 全国 991 市町村 [57.7%] (H26)

(内水ハザードマップの作成)

- 岩手県独自の取組目標として、「岩手県汚水処理施設整備構想（いわて汚水処理ビジョン 2010）」では、平成 11 年度～20 年度の 10 年間に浸水被害が発生した 21 市町村で内水ハザードマップを作成・公表することとしており、そのうち、内水ハザードマップを作成・公表している市町村は、平成 26 年度末で 8 市町村となっている。
- 今後、未作成の市町村に対し作成方法を情報提供するなどし、策定の促進を図る必要がある。

[現状] 内水ハザードマップを作成した市町村の割合 38.0% (H26)

(ため池ハザードマップの作成)

- 地震や大雨等を起因とした、ため池や農業用ダムからの漏水、決壊などによる二次被害を防止するため、ため池決壊の浸水予測図に基づいた、市町村によるハザードマップの作成と地域住民への公表を支援し、防災訓練等へ活用するなど、ハード、ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。

[現状] 大規模ため池等のハザードマップ策定率 20.8% (H26) 全国 30.0% (H24)

(火山ハザードマップの作成)

- 常時観測 3 火山（岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）のうち、岩手山及び秋田駒ヶ岳については、火山ハザードマップを策定しているが、栗駒山については、噴火史などの解明（研究）が進んでいないことから、取組が進められていない。
- 火山ハザードマップの策定にあたっては、調査研究成果のとりまとめが前提となることから、国、市町村等で組織する火山防災協議会において、有識者等の助言を得ながら検討を進めていく必要がある。

[現状] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山 2 火山 [66.6%] (H26)

《要配慮者等への支援体制の充実》【保健福祉部】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

- 改正災害対策基本法に基づき、市町村に義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成（名簿作成済みかつ地域防災計画の必要な修正が完了）は、11市町村にとどまっており、災害時において円滑な避難支援を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を通じて、避難行動要支援者名簿の速やかな作成を促進する必要がある。
- 国の取扱指針に基づき、平常時から名簿情報を提供することに同意した者について、事前に避難支援等関係者に情報提供し、発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくりを促すとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定を促進する必要がある。

[現状] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27)

(福祉避難所の指定・協定締結)

- 福祉避難所の指定・協定締結済の市町村は 25 市町村であるが、福祉施設等との協議や検討に時間を要していることなどにより全市町村での協定締結に至っていない状況であり、その割合は、全国と同程度となっている。
- 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を運営する事業者との協議が進むよう、市町村の取組を促進する必要がある。

[現状] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) 全国 75.4% (H27)

(福祉避難所等における福祉的支援)

- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う、福祉専門職による災害派遣福祉チームは 34 チームとなっている。
- 今後もチーム員の募集・養成研修の実施、市町村や関係団体への周知のほか、派遣主体となる岩手県災害福祉広域支援推進機構の運営を通じて、派遣体制を整備・強化する必要がある。
- 災害時における要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）への支援について、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮等、「市町村避難所運営マニュアル」において具体的に明記し、市町村への周知を行っている。

[現状] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26)

「市町村避難所運営マニュアル」の配布 県内全市町村（全市町村保健師）へ配布 (H27)

(社会福祉施設等との連携)

- 介護老人福祉施設等の被災時を想定し、県社会福祉協議会等と連携し、入所者の移送も含めた施設間の支援体制の構築を進めている。

(要配慮者（難病患者等）への医療的支援)

- 災害等の停電に備えて、在宅で人工呼吸器等を使用している患者に貸与するための非常用発電装置について、難病医療拠点・協力病院が整備するための補助を行っている。
- 全県では在宅難病患者に貸与するための装置数は、患者数を上回っているものの、各保健所の圏域別にみると不足する圏域があることから、実態把握に努め、必要に応じて医療機関への働きかけなどを行っていく必要がある。
- 災害時における透析患者への支援について、透析医療の確保を図るために「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」を策定し、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保についての具体的な対策等を定めている。
- 今後も、隨時、マニュアルの見直し等を実施するなど、透析医療関係機関・団体の連携強化を図

る必要がある。

[現状] 非常用発電装置の配置率 151.0% (H26)

(災害用医薬品等の確保)

- 災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、「災害時医薬品等供給体制構築のための行動マニュアル」を策定するとともに、県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会と協定を締結するなど災害用医薬品の供給体制等を整備している。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、隨時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

[現状] 災害時協定の締結件数 4 者 (H26)

《防災情報提供・普及啓発の充実》【総務部、県土整備部、教育委員会事務局】

(土砂災害警戒情報の周知)

- 大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、県と盛岡地方気象台が連携して土砂災害警戒情報を市町村単位で発表している。
- 過去の土砂災害において、土砂災害警戒情報を発表する前に土砂災害が発生した場合があり、精度に課題があるほか、危険が切迫している地域であっても避難に結びつかないなど、情報提供のあり方に課題が生じている。
- 今後は、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民の避難行動につながる分かりやすい情報提供を実施していく必要がある。

(災害情報の円滑な伝達)

- 県立文化施設等（図書館・美術館・博物館等）の来館者、鉄道・旅客・空港の利用者等に対する災害情報の伝達に関する方策を検討、実施する必要がある。
- J-アラートと、防災行政無線や緊急速報メール等の情報伝達手段の自動起動機による接続については、全市町村で対応済み。

[現状] Jアラートと災害情報伝達機能を接続した市町村（自動起動機整備市町村）

33 市町村 [100.0%] (H26)

(登山者の安全対策)

- 登山者に火山情報を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達手段を整備し、適時適切な運用を図る必要がある。

(防災意識向上に向けた地域住民等への普及啓発)

- 県総合防災訓練では地域住民等に対する防災知識の普及啓発のため、炊き出し訓練をはじめとする住民参加型の訓練、家庭における備蓄品の展示等を行っている。
- 地域防災サポーターを市町村に派遣し、防災知識向上に向けた講演等も行っている。
- 今後も防災知識の普及啓発のため、訓練や地域防災サポーターの派遣に加え、広報誌、県政番組等を利用した取組を継続していく必要がある。

[現状] 県総合防災訓練の実施状況 年 1 回

県地域防災サポーターの派遣回数 11 回 (H26)

《学校における防災教育等の推進》【総務部、県土整備部、教育委員会事務局】

(学校防災体制の確立)

- 東日本大震災津波の教訓を踏まえ、学校防災体制を確立するために、「学校防災・災害対応指針」

と「教育委員会危機管理マニュアル・改訂版」を策定した。

- 各学校では、これらをもとにマニュアルの見直しを行い、各校や地域の実情に応じた避難訓練等を実施しているが、より一層、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、学校の防災体制の確立を図っていく必要がある。

(防災教育の推進)

- 県内における防災教育を推進するため、津波災害等を対象とした3種類の防災教育教材を作成したところ。
- 今後は、これまで作成した教材について教育現場での活用を促すため、防災教育に携わる教員に対して、必要な研修等を行っていく必要がある。
- 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施している。

[現状] 作成した防災教育用DVDの種類 3種類

防災教育研修会への参加市町村 33市町村 [100.0%] (H26)

(実践的な防災教育（【そなえる】）を中心とした「いわての復興教育」の推進)

- 復興教育副読本は、様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう働きかけていく必要がある。
- 学校・家庭・地域・関係機関が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を進めていく必要がある。

《関係機関との連携の促進》【総務部、政策地域部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、教育委員会事務局】

(県総合防災訓練の実施による関係機関との連携)

- 東日本大震災津波を契機に、複数市町村を対象とした広域的な訓練を行っており、県・市町村・防災関係・NPO・ボランティア団体等の多様な機関が連携し、市町村における避難勧告等の発令から避難、避難生活に至るまで多項目の訓練を実施している。
- これらの訓練を通じ、県・市町村・防災関係機関の連携を強化し、訓練から得られた成果と課題を今後の防災対策に繋げていくことが必要である。

[現状] 県総合防災訓練の実施状況 年1回

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練については、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、毎年度実施されている。
- 広島市の土砂災害や、御嶽山の噴火災害における緊急消防援助隊の活動を踏まえ、今後も、北海道東北ブロック合同訓練に参加し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 東日本大震災津波時には、28都道府県から、延べ4,770隊17,701名の緊急消防援助隊が県内被災地に派遣され、被災地支援に大きな役割を担った。
- 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の変更を踏まえ、目標登録隊数の大幅増に対応した、新たな登録の推進を図る必要がある。
- 大規模災害が発生した場合、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動し、消火、救助、救急活動を効果的に行うことができるよう、合同訓練において、自衛隊へり、警察へり、消防へり、防災へり、ドクターヘリが参加して訓練を実施している。

[現状] 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練への参加 年1回 (H26)

緊急消防援助隊登録数 74隊 (H26) 全国4,694隊 (H26)

(災害時連携体制整備)

- 災害時における応急業務等の連携が図られるよう、各種団体との協定締結を進めてきたところ。
- 引き続き、災害時の連携が必要とされる団体との協定の締結に取り組んでいく必要がある。
- 大規模な災害発生時における、農地・農業用施設の被災状況調査など、市町村のみで初期対応が困難な場合の支援のため、県と県土地改良事業団体連合会、農村災害復旧専門技術者など官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」による応援体制を構築している。

[現状] 災害協定締結数（県土整備部関係） 8団体（H22）

災害協定締結数（農林水産部関係） 1団体（H26）

(水道災害訓練)

- 県の総合防災訓練の一環として実施する情報連絡訓練などにおいて、県内の水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧に係る協定締結先等の関係機関と連携を図っている。
- 災害時に協定に基づく活動が円滑に行われるよう、訓練を継続し、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 水道災害関係通信情報連絡訓練 年1回（H26）

(防災訓練の推進)

- これまでの災害を踏まえた検証や災害対応力の向上のため、今後も図上訓練を継続して実施することが必要である。
- 各市町村における災害対策能力の向上や住民の防災意識の醸成を図るため、各市町村において毎年度防災訓練が行われることが望ましいが、平成26年度においては4町で訓練を実施していない。
- 今後、未実施の市町村に対し、訓練を実施するよう、助言等を行う必要がある。
- これまで市町村における災害対応能力を向上させるため、希望する市町村に対して図上訓練を実施してきたところ。
- 今後もこれら図上訓練の実施を継続するとともに、各市町村において住民参加型防災訓練等を実施するに当たり必要となる支援を行っていく必要がある。

[現状] 県における図上訓練の実施回数 3回（H26）

防災訓練を実施した市町村 29市町村〔88.0%〕（H26）

市町村を対象とした図上訓練の実施状況 3市町村（H26）

(孤立集落を想定した防災訓練の実施等)

- 孤立集落の発生を想定した防災訓練を、県総合防災訓練の一環として実施している。
- 孤立集落の状況を収集し、救援救助に向かうためには、孤立集落との通信連絡が不可欠であり、孤立可能性のある378集落のうち201集落に防災行政無線等の通信手段が配備されている。
- 通信手段のない孤立可能性集落に対する通信手段の確保について、市町村へ働きかける必要がある。
- 通信訓練も含めた訓練を、今後も継続して実施する必要がある。

[現状] 孤立可能性のある集落数 378集落（H25） 全国19,145集落（H25）

県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練実施回数 1回（H26）

(防災ヘリコプターの円滑な運航の確保)

- 大規模災害発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、ヘリポートを確保する必要がある。
- 防災航空隊の効果的な部隊運用を行うため、ヘリコプターの位置情報をリアルタイムに把握できるヘリコプター動態管理システムを導入し運用を図っている。
- 大規模災害等が発生し、他の都道府県防災航空隊の部隊の応援を受ける際に、知事の要請に基づ

き消防本部が防災航空隊に派遣する消防職員をあらかじめ登録し、航空消防防災活動を支援する体制を整えている。

- ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模な災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図るため、岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、課題等の検討や調整を行っている。

(ドクターヘリの円滑な運行の確保)

- ドクターヘリを運航し、平時には県全域の救急医療に対応し、災害発生時にはD.M.A.T搬入の先遣隊としての移動手段と患者搬送に利用することとしている。
- 災害時において、機動的にドクターヘリを活用するための体制整備を進める必要がある。
- 平成25年4月から試行的に実施していたドクターヘリの北東北三県広域連携について、平成26年10月に三県知事による協定を締結して正式に運航を開始するとともに、試行期間の運航実績や県境地域からの要望等を踏まえ、一部運航ルールの見直しを実施済み。
- ドクターヘリを安全かつ円滑に運航するため、消防機関との連携を密にするとともに、出動事例の事後検証を行うことで、より効果的な運用を図る必要がある。

[現状] ドクターヘリの年間運航回数 423回 (H26)

北東北三県 ドクターヘリ広域連携の運航実績 (三県計) 36回 (H25.4~H27.5)

(避難所等への燃料等供給の確保)

- 災害時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合と協定を締結しているほか、L.P.ガスや資機材の確保について協力を要請するため、県高压ガス保安協会とも協定を締結している。
- 県石油商業協同組合や県高压ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。
- 災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、国の石油製品利用促進対策事業費補助金を活用し、避難所、病院等に設置する災害時に活用可能な石油製品・L.P.ガスの貯槽等の導入を進める必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数(県石油商業協同組合・石油連盟・県高压ガス保安協会) 3者 (H26)

(緊急車両等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において、緊急車両等(物資運搬用トラックを含む)への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合との間で協定を締結している。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、隨時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。
- 医療・物流等を考慮し、あらかじめ緊急車両の定義・手続きを確定しておく必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数 (県石油商業協同組合・石油連盟) 2者 (H26)

(感染症対策)

- 感染症の集団発生により、医療救護班や後方の医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策(発生予防、拡大防止等)を実施する感染制御支援チームを結成している。
- 今後も、研修会や訓練を実施するなどして、災害発生時に備える必要がある。
- 県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会を通し、災害発生時の連携体制の構築に努めている。
- 今後も、各種訓練に参加するなどして保健活動班、疫学調査班やD.M.A.Tなどとの連携について、検討を進める必要がある。

[現状] I.C.A.T (感染制御支援チーム) の結成

常設化 (H24)

(応急給水の確保に係る連携体制の整備)

- 災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者に対し、応急給水資機材の整備の促進を図っている。
- 災害時における飲料の確保に関する協定において、飲料水メーカーに、災害時の飲料水の確保について協力要請することとしている。
- 災害時に、応急給水活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応急給水関係の協定件数（民間企業） 3社（H26）

(水道施設の応急復旧)

- 円滑な応急対策のため、水道事業者による応急復旧用資機材の備蓄の促進を図っている。
- 災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定において、水道工事業の団体を通じ応急復旧について協力要請することとしている。
- 災害時に、応急復旧活動が円滑に行われるよう、防災訓練を継続し、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 水道施設の応急復旧 2団体（H26）

(支援物資の供給等に係る応援協定等の締結)

- 災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等に関する応援協定等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について協力要請することとしている。
- 災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、連携体制の強化を図る必要がある。

[現状] 応援協定等の締結件数（民間企業、団体） 31者（H26）

(物流機能の維持・確保)

- 災害時の救援物資等に係る緊急輸送の円滑化を図るため、平時から物資集積拠点の管理・運営に係る事業者（岩手産業文化センター）や物流を担う団体（県トラック協会、赤帽岩手県軽自動車運送協同組合）との協力体制を構築している。
- 災害時に迅速に救援物資等に係る緊急輸送体制を構築するため、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアル等のより具体的な整備を行う必要がある。

[現状] 災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定件数 2件（H26）

(県外自治体との広域応援・受援体制の整備)

- 東日本大震災津波の教訓を踏まえて、平成24年5月に「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を改正し、カバーモード（北海道・東北ブロックは関東ブロック支援を基本）の確立、連絡調整機能の全国知事会への付与等、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震等の大規模災害への対応について規定されたところ。
- 平成26年10月には「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」の改正により、本県のカバー県を秋田県とする等、より実効性のある見直しを行ったところ。
- 今後、広域応援・受援に係る組織や実施体制について、平成27年3月に策定した「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」の内容を踏まえながら、各道県と共同で検討を継続していく必要がある。

(技術職員等による応援体制の構築)

- 現在は、被災自治体が個別に、或いは全国知事会、関係省庁等を通じて全国自治体等に派遣要請を行っているが、水産土木分野など全国的に職員数が少ない分野の人員確保が困難となっている。

- 現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、国による任期付職員の一括採用や技術職員の確保・育成体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に働きかけていくことが必要である。
- 大規模な農地・農業用施設災害が発生した場合における被災状況調査など、被災市町村からの技術職員の応援要請に対応するため、官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊(NSS)」による応援体制を構築している。
- 大規模災害時において迅速に対応できるよう、東日本大震災津波の経験や課題等を整理する必要がある。

[現状] 被災市町村の職員確保状況（充足率） 93.2% (H27)

(世界遺産登録資産の防災対策)

- 平泉の文化遺産については包括的保存管理計画を策定しており、中尊寺では管理者が地震時の火災予防、震災時の避難、風害対策、大雨時の土砂災害対策、異常気象時の点検等の措置を行うこととし、非常時には消防機関及び地元自治体災害対策本部と協力して対処することとしている。
- 実行性がある計画となるよう、地元自治体が中心となり所有者、関係機関・団体、地域住民と調整し、県も引き続き地元自治体と連携しながら協力体制をより強固にしていく必要がある。
- 所有者（管理責任者）による管理のほか、文化財保護指導員による文化財パトロールの中で世界遺産関連地域を重点地域として実施しているが、防災の視点も意識した実態把握に努める必要がある。
- 必要に応じた他地域からの支援に係る連携体制など広域的な行動計画の検討も必要である。
- 世界遺産である平泉の文化遺産や橋野鉄鉱山、世界遺産登録を目指している一戸町御所野遺跡が、地震、風水害等により被害を受けた場合に復旧を支援するとともに、資産と周辺の維持管理・パトロールを行いつつ、所有者・管理者・関係機関との日常的な連携・情報共有が必要である。

《災害廃棄物処理対策》【環境生活部、保健福祉部】

- 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- 災害が発生した場合、県と関係団体（県産業廃棄物協会及び県環境整備事業協同組合）が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる市町村においては、迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要があることから、未策定の市町村に対し、「災害廃棄物対策指針」に基づく早期の計画策定について助言等を行う必要がある。
- 毒物及び劇物取締法により、毒物及び劇物を取り扱う者に、毒物若しくは劇物等が流出した場合において、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある場合、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置の実施等を義務付けており、今後も、その徹底などにより、毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害防止を講じる必要がある。

[現状] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5% (H26)

毒物及び劇物取扱施設に対する立入調査実施率 55.4% (H26)

2) 老朽化対策分野

《公共施設等の総合的・計画的な管理の推進》【総務部】

(公共施設等総合管理計画の策定)

- 高度成長期に集中的に整備されたインフラ等の公共施設等が一斉に老朽化し、今後、大量に更新・修繕の時期を迎える一方、人口減少・少子高齢化等による利用需要の変化が見込まれる。
- 厳しい財政状況、人口減少問題に直面する現状を踏まえ、将来に向けた財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の現状及び将来見通しを整理・分析し、国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画に位置付けられる「岩手県公共施設等総合管理計画」を平成27年度に策定する。
- 平成28年度以降、順次、「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定し、計画的な公共施設マネジメントの取組を推進する必要がある。

[現状] 公共施設等総合管理計画の策定 県計画策定 (H27) 全国11県策定済み (H26)

※インフラ長寿命化基本計画 (ロードマップ) 行動計画 (平成28年度までに策定)

個別施設計画 (平成32年度までに策定)

《公営住宅の老朽化対策》【県土整備部】

- 既存の公営住宅の維持管理計画は策定済みであるが、東日本大震災津波発災後に整備が進められている災害公営住宅については、個別施設計画が未策定である。
- 個別施設計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《上下水道施設等の老朽化対策》【環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業局】

(水道施設の老朽化対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、施設の耐震化対策を促進する必要がある。

[現状] 基幹管路の耐震適合率 46.2% (H26) 全国 34.8% (H25)

浄水施設の耐震化率 25.5% (H26) 全国 22.1% (H25)

配水池の耐震化率 36.3% (H26) 全国 47.1% (H25)

(下水道施設の老朽化対策)

- 布設後50年以上経過した管渠について、平成24、25年度に緊急点検・調査を行った結果、管渠3.9kmについて対策が必要とされ、平成26年度末で0.3kmが対策済みである。
- 硫化水素による腐食が発生しやすい箇所について、平成25年度に緊急点検・調査を行い、マンホール25箇所と管渠52区間で腐食対策が必要とされ、平成26年度末時点でマンホールは1箇所、管渠で2区間が対策済みである。
- 避難場所等における公衆衛生確保のため、市町村が実施する事業に対して、助言等を実施していく必要がある。

[現状] 布設後50年以上経過した管渠の老朽化対策実施率 8.0% (H26)

硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率 (マンホール) 4.0% (H26)

硫化水素による腐食危険箇所の対策実施率 (管渠) 4.0% (H26)

(下水道施設の個別施設計画の策定)

- 処理場、ポンプ施設については維持管理計画を策定済みであるが、管路施設の個別施設計画が未策定となっている。

- 個別施設計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。
- (工業用水道施設の老朽化対策)**
- 県が所管する工業用水道施設（管路）の耐震化率は、平成26年度末で53%となっている。
 - 大規模災害時に安定した工業用水供給を継続するため、配管の計画的な更新、耐震化を今後も進める必要がある。
 - 施設全体についても老朽化対策を進める必要がある。

《道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策》【農林水産部、国土整備部、警察本部】

(道路施設の個別施設計画の策定)

- 橋梁・舗装・シェルター・シェッドについては、個別施設計画を策定済みであるが、道路トンネルについて、個別施設計画の策定が未了となっている。
- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、道路トンネルの個別施設計画の策定を進めいく必要がある。

(交通安全施設の老朽化対策)

- 老朽化した交通安全施設の更新整備を行う必要がある。

(農林道等の老朽化対策)

- 農道橋・農道トンネルの点検診断の実施率は1.9%（H26）、林道橋・林道トンネルの点検診断の実施率は、69.1%（H26）となっている。
- 農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断や補強等の保全対策を円滑に進めるため、関係市町村との連携を強化していく必要がある。

[現状] 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率

1.9%（H26） 全国20.0%（H25）

林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1%（H26）

《港湾施設等の老朽化対策》【国土整備部】

(海岸施設の個別施設計画の策定)

- 水門、樋門、陸閘の一部について維持管理計画を策定済みであるが、震災後に整備された新たな施設などの個別施設計画を策定していく必要がある。

(港湾施設の個別施設計画の策定)

- 港湾施設が東日本大震災津波により被災したため、個別施設計画の策定が未了である。
- 今後、復旧した港湾施設の計画的で効率的な維持管理を推進するため、個別施設計画の策定を進めて行く必要がある。

《河川管理施設、ダム及び砂防施設の老朽化対策》【国土整備部】

(河川・ダムの個別施設計画の策定)

- 水門、樋門、陸閘の一部について個別施設計画を策定済みであるが、震災後に整備された新たな施設などの個別施設計画を策定していく必要がある。

(砂防施設の個別施設計画の策定)

- 砂防設備については個別施設計画を策定済みであるが、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設については未了となっている。
- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の

個別施設計画の策定を進めていく必要がある。

《農地・農業用施設、漁港施設等の老朽化対策》【農林水産部】

(農業・水産業の生産基盤の老朽化対策)

- 洪水防止機能や土砂崩壊防止機能などの、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、日本型直接支払制度を活用した農地や農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。
- 農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業により、機能診断に基づく計画的な予防保全対策や適時適切な補修・更新などを推進する必要がある。
- 老朽化が進行している漁港施設の補修・更新コストの低減を図るため、老朽化調査に基づく機能保全計画を策定する必要がある。

[現状] 農業水利施設等の長寿命化対策施設数（累計） 82 施設 (H26)

ため池の詳細調査実施割合 0.0% (H26)

漁港施設の長寿命化対策着手率 2.5% (H26) 全国 56.0% (H25)

(治山施設の老朽化対策)

- 治山施設の老朽化対策のため、緊急雇用創出事業等を活用した機能診断を行っており、老朽化により補修が必要な箇所については、計画的に保全対策を推進する必要がある。

《空港施設の個別施設計画の策定》【国土整備部】

- 空港施設の個別施設計画は策定済みであり、今後、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《県営発電施設の長寿命化対策》【企業局】

- 県営発電施設により発電する電力量の約4分の3は、運転開始後40年以上経過した施設に依存していることから、老朽化による長期供給停止を発生させないよう長寿命化対策を進める必要がある。

3) 人口減少・少子高齢化対策分野

《共助機能の維持・強化》【総務部、保健福祉部】

(消防団活動の充実強化)

- 消防団は、自主的に参加する地域住民により構成され、地域コミュニティの活性化にもつながっているが、社会情勢の変化等により、消防団員の減少と高齢化が進んでおり、団員の確保や安全対策の再構築が必要である。
- 市町村と連携しながら、消防団員の確保や消防団活動の充実強化に向けた取組を進める必要がある。

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

- 地域の状況・特性に応じた対応を可能とする自主防災組織のカバー率については、平成25年度にはじめて全国平均を上回り、その後も上昇傾向にある。
- 東日本大震災津波で被害の大きかった沿岸地域や県北地域においては50%を下回っているところもあり、今後、岩手県地域防災サポーターの活用等を通じて市町村の取組を継続して支援していく必要がある。
- 結成後の組織活性化のため、研修会を開催するとともに、国の資機材無償貸付事業や、自治総合センターの助成等を活用した資機材の整備について支援する必要がある。
- 大雨等による災害への適切な対応を行うため、防災気象情報や災害発生の仕組みなどへの理解を深める必要がある。

[現状] 自主防災組織活動カバー率 82.6% (H26) 全国 80.0% (H26)

自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26)

(防災ボランティアの活動支援)

- 平成26年3月に策定した「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づき、県域・市町村域それぞれにおいて、防災ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。

《地域の防災に関する人材育成》【総務部、保健福祉部、県土整備部】

(防災人材の育成)

- 自主防災組織のリーダー研修会等に参加する市町村が限られており、より多くの市町村の住民等が参加するよう、引き続き自主防災組織の必要性等について普及啓発を図っていくことが必要である。
- 岩手県地域防災サポーターの活用機会が増加しており、徐々にサポーター制度が定着してきているが、活用する市町村が限定的となっており、地域における防災意識の普及啓発のためにも更なる広報が必要である。

[現状] 自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26)

県地域防災サポーターの派遣回数 11回 (H26)

(災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成)

- 災害発生時に、被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チームの派遣調整や活動支援など、高度な知識を有する災害医療コーディネーターを養成するための研修実施等に取り組んでいる。
- 今後も、災害医療コーディネーターを確保するため、研修実施などの取組を推進する必要がある。
- 災害発生時に、自主防災組織が自ら避難所の衛生確保・健康維持に取り組めるよう、指導や助言

ができる災害医療従事者を養成するため、研修の実施等に取り組んでいる。

- 今後も、災害医療従事者を確保するため、研修実施などの取組を推進する必要がある。
- 介護福祉士等を計画的に確保するため、修学資金の貸付を行っている。
- 引き続き、災害医療・救急救護・介護に携わる人材の計画的な確保・育成等に平時から取り組み、災害時に人材の絶対的不足による被害拡大を生じないようにしていく必要がある。
- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う、福祉専門職による災害派遣福祉チームは34チームとなっている。
- 今後もチーム員の募集・養成研修の実施、市町村や関係団体への周知のほか、派遣主体となる岩手県災害福祉広域支援推進機構の運営を通じて、派遣体制を整備・強化する必要がある。

[現状] 災害医療コーディネーター研修回数 1回 (H26)

災害医療従事者研修の実施回数 4回 (H26)

介護福祉士等修学資金年間貸付人数 52人 (H26)

災害派遣福祉チーム数 34チーム (H26)

(建設業の担い手の育成・確保)

- 災害時の迅速な対応など、地域の安全で安心な暮らしを支えるために地域から期待される建設企業が存続できるような環境づくりを展開するため、平成27年4月に「いわて建設業振興中期プラン」を策定したところ。
- 復旧・復興関連事業が増加する中においても、建設企業の経営改善の取組を支援していく必要があることから、時宜にかなったテーマも盛り込みつつ、講習会を開催している。
- 引き続き、復旧・復興を担う建設企業の経営力強化に向けた取組を促進していく必要がある。
- 社会資本の維持修繕や除雪等を担う地域建設企業の人員不足や高齢化などにより、担い手の安定的な確保が課題となっているため、平成24年度から「地域維持型契約方式」の試行を実施している（平成27年度：遠野地区、平泉地区）。
- 地域維持事業を担う地域建設企業の安定的な確保を図るため、地域の実情を考慮しながら「地域維持型契約方式」の導入・活用に向けて支援していく必要がある。

[現状] 経営革新アドバイザー派遣企業数 50社 (H26)

経営力強化等をテーマとした講習会受講者数 587人 (H26)

《地域コミュニティの維持・強化》

【政策地域部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、教育委員会事務局】

(地域コミュニティ力の強化)

- 少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、東日本大震災津波の影響等により、急速な人口減少が進んでおり、地域活動のリーダーの高齢化や、地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた対策等は急務となっている。
- 地域コミュニティ活動に対する意識の普及啓発や地域内外の人材を活用しながら、地域活動の担い手の育成に取り組んでいるほか、市町村や地域づくり団体等に対してアドバイザー派遣を行っている。
- 国の過疎地域等自立活性化推進交付金をはじめとする各種コミュニティ助成制度等を有効に活用しながら、市町村や地域づくり団体等の活動支援に取り組んでいる。
- 地域コミュニティ力の強化に向けて、地域公共交通の維持確保及び活性化を図るため、路線バスにおける効率的な乗合システムの整備及び実証運行に取り組んでいる。
- 今後も、事業者と自治体、地域住民が一体となって、地域の公共交通ネットワークの再構築及び

地域公共交通の利用促進を図っていく必要がある。

- 多面的機能支払制度を活用した、地域協働による農地や農業水利施設等の保全管理や、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した、地域住民や森林所有者、NPO 等の里山林などの保全管理の活動等の支援を通じ、地域コミュニティの維持・活性化を推進する必要がある。

[現状] 元気なコミュニティ特選団体の認定数（累計） 137 団体 (H26)

　　コミュニティ助成制度等による活動支援件数（累計） 51 件 (H26)

　　水田における地域協働等の取組面積割合 68.0% (H25)

(学びを通じた地域コミュニティの再生支援)

- 東日本大震災津波により、当面の新たなコミュニティ形成の必要性が生じているとともに、地域における災害時の対応力を向上するためのコミュニティを強化する必要があり、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援に取り組んでいる。

- 沿岸部においては、外部から支援を受けて事業を当該実施してきたが、今後の継続が課題となつており、研修機会の充実を図り人材育成を推進していくことが必要である。

[現状] 放課後の公的な居場所がある小学校区の割合 91.0% (H26)

(人材育成を通じた産業の体质強化)

- 県の産業の柱であるものづくり産業においては、以前から、地域ものづくりネットワークを中心となり、技能に注目した人材育成を図ってきたが、企業は、開発力やマネジメント力といった幅広い知識を有した人材を求めている。

- 大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、こうした高度な人材がより必要になることから、育成に力を入れる必要がある。

(農林水産業の担い手の確保)

- 本県の農林水産業は、生産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化の進行等による従事者の減少などの課題を抱えている。

- 農業においては、地域農業をけん引する経営体を育成するとともに、若年層の新規就業や企業の農業参入など多様な担い手を確保していく必要がある。

- 林業においては、県産材の安定的な生産供給体制を確保するため、地域けん引型林業経営体等の育成や新規就業者の確保・育成などに取り組む必要がある。

- 水産業においては、専業漁家の経営基盤の強化や、新規就業者の受け入れ環境の整備などにより、生産性・収益性の高い中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保に取り組む必要がある。

[現状] リーディング経営体の育成数（累計） 21 経営体 (H26)

　　法人化した集落営農組織の割合 30.0% (H26)

　　新規就農者数 246 人/年 (H26)

　　林業技能者数（累計） 395 人 (H26)

　　中核的漁業経営体 283 経営体 (H26)

　　新規漁業就業者数 40 人 (H26) 全国 1,686 人 (H26)

(空き家対策)

- 人口減少社会の到来に伴い、空き家が増加している。
- 空き家の中でも特に、倒壊のおそれがある空き家や密集市街地の空き家は、大規模災害発生時、倒壊による避難経路の閉塞や火災発生、類焼のリスクが高く、また、防犯上や環境衛生上も、周辺に悪影響を与えていた場合がある。
- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して、倒壊のおそれ等がある危険な空き家（特定空家）の解体を促すこと、また、活用が可能な空き

家の再利用等を図るなど、地域課題を解決するため、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進といった、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

[現状] 空き家率 13.8% (H25) 全国 13.5% (H25)

《農林水産業の生産基盤・経営の強化》【農林水産部】

(農地利用の最適化支援)

- 市町村、農業委員会及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地集積、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援し、荒廃農地発生の未然防止に取り組む必要がある。

[現状] 認定農業者等への農地集積面積 82,026ha (H26)

荒廃農地面積 5,947ha (H26)

(効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備)

- 農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する必要がある。

[現状] 水田整備率 (30a 程度以上) 51.1% (H24) 全国 63.4% (H24)

(効率的かつ安定的な林業経営の確立)

- 効率的かつ安定的な林業経営の確立に向け、森林施業の集約化を促進するとともに、計画的な路網整備を推進し、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを継続して進める必要がある。

[現状] 造林面積 733ha (H26) 全国 22,225ha (H25)

(漁業生産基盤の有効かつ効率的な活用)

- 漁業生産コストの低減や就労環境の向上等を図るため、漁港の整備を計画的に進めていく必要がある。

[現状] 養殖作業支援 (浮桟橋等) の漁港整備数 (累計) 0 渔港 (H26)

《県産食料品の供給体制の強化》【商工労働観光部】

- 災害時において安定的に食料の供給を行うためには、平時における生産・供給体制を強化し、一定の供給量を確保していくことが必要である。
- 災害時はもとより、今後の人口減少の進行も見据え、食料品製造事業者の商品開発から販路開拓、さらには生産性の向上を担う人材の育成など県産食料品の供給体制を強化する、本県食産業の持続的発展に向けた取組を推進する必要がある。

(別紙4)

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果に基づく対応方策

1. いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命の保護を最大限図る

1-1) 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

《住宅・病院・学校等の耐震化》

【総務部、保健福祉部、商工労働観光部、県土整備部、教育委員会事務局】

(住宅の耐震化)

- 住宅の耐震化を一層促進するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施する。

[指標] 住宅の耐震化率 73.2% (H25) ⇒ 85.0% (R2)

(大規模建築物の耐震化)

- 大規模建築物の耐震化を促進するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、民間所有の大規模建築物への耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施する。

(病院の耐震化)

- 災害拠点病院については、移転新築する病院を除き全て耐震化済みであるが、未耐震の医療施設については、継続して国の医療提供体制整備交付金を活用した施設改修等の促進を図る。

[指標] 病院の耐震化率 61.5% (H26) ⇒ 76.3% (R2)

(社会福祉施設等の耐震化)

- 災害発生時に避難が困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進する。

(公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化)

- 学校施設の安全確保及び避難場所としての防災機能強化を図るため、引き続き県立学校（中学校・高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校施設等の耐震対策の促進を図る。

[指標] 「岩手県耐震改修促進計画」に基づく県立学校施設の耐震化率

97.8% (H27) ⇒ 100.0% (R2)

(私立学校の耐震化)

- 私立学校施設の安全性を確保するため、国の補助制度等を活用し、私立学校が行う計画的な耐震診断や耐震改修（補強）等の取組を支援する。

[指標] 私立学校の耐震化率 72.5% (H26) ⇒ 89.7% (R2)

私立学校の学校安全計画（災害安全点検）の策定率 68.0% (H25) ⇒ 90.0% (R2)

(県立職業能力開発施設の耐震化)

- 旧耐震基準で建設された3施設について、国の社会資本整備総合交付金等を活用して耐震診断を実施し、耐震性が不足と診断された施設に対しては、必要な改修工事等により耐震化を推進する。

[指標] 県立職業能力開発施設の耐震診断実施率 33.3% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

《公営住宅の老朽化対策》【県土整備部】

(個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、未策定期である災害公営住宅の個別施設計画の策定を進めていくとともに、策定済みの施設については、

計画に基づく適切な維持管理等を着実に推進する。

[指標] 県営住宅の長寿命化型改善及び建替戸数（累計） 280 戸 (H26) ⇒ 570 戸 (R2)

ストックマネジメントに取り組んでいる県有建築施設数（累計）

1 棟 (H26) ⇒ 30 棟 (H30)

《市街地整備》【県土整備部】

(幹線街路整備)

- 市街地における避難路の確保及び火災の延焼拡大防止等のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、国や市町村と連携を図りながら幹線街路の整備を推進する。

(都市公園における防災対策)

- 発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備促進のため、市町村が実施する整備事業に対して、助言等を実施する。

[指標] 防災公園数（累計） 52 箇所 (H25) ⇒ 66 箇所 (R2)

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 電柱の倒壊による交通の遮断を防ぐため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における無電柱化を推進する。

[指標] 無電柱化延長（累計） 25.8km (H26) ⇒ 27.9km (H30)

《道路施設の防災対策》【農林水産部、県土整備部】

(落石や崩壊のおそれのある斜面等の整備)

- 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進するとともに、危険箇所の再点検を実施する。

[指標] 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率 58.8% (H26) ⇒ 100.0% (R1) ※

(管理者である市町村等の取組支援)

- 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等が行なう農林道の点検・診断等の取組を支援する。

[指標] 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.9% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

※H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

(鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援)

- 第3セクター鉄道に対し、国の補助制度等を活用した安全確保対策等の取組について必要な費用等に対する支援を行う。

(関係機関との連携強化)

- 災害発生時における事故発生防止や代替輸送手段の確保のため、関係機関の連携による情報収集や情報の共有化について定めた災害対応マニュアルが有効に機能するよう関係機関との連携強化を図る。

《世界遺産登録資産の防災対策》【教育委員会事務局】

(文化財保護指導員による文化財パトロールの実施)

- 所有者（管理責任者）による管理のほか、文化財保護指導員による文化財パトロールを、世界遺産関連地域を重点地域として実施する。

- 世界遺産登録資産が地震等により被害を受けた場合に、国の文化財保護事業補助金を活用し、復旧を支援する。

[指標] 文化財パトロールの実施回数 152回 (H26) ⇒ 156回 (R2)

《空き家対策》【県土整備部】

(不良住宅等の解体)

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村が国の空き家再生等推進事業を活用して実施する不良住宅等の解体について支援する。

(空き家活用による取組を担う人材育成やサポート体制の構築)

- 空き家活用人材育成支援事業により、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進などの取組を担う人材の育成やサポート体制の構築など、総合的な空き家対策を推進する。

[指標] 空き家活用等モデル事業の実施地区数（累計） 0地区 (H26) ⇒ 3地区 (H30)

《防火対策》【総務部】

(消防設備士、危険物取扱者の免状業務や講習の実施)

- 消防設備士、危険物取扱者の免状業務や技術向上等を図るための講習の実施を通じて、火災や危険物事故の未然防止を図る。

[指標] 消防設備士講習の実施回数 5回 (H26) ⇒ 35回 (R2)

《石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実》【総務部】

(計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施)

- 「岩手県石油コンビナート等防災計画」について、適切な見直しを図るとともに、計画に基づく防災体制の充実を図るため、防災訓練を定期的に実施する。

[指標] 東日本大震災津波による被害の復旧以降に実施した石油コンビナート等総合防災訓練の回数 0回 (H26) ⇒ 3回 (R2)

《避難場所等の指定・整備》【総務部、保健福祉部】

(避難場所及び避難所の指定・整備)

- 災害時の円滑な避難に資するため、災害対策基本法に基づく緊急避難場所及び避難所の指定を行っていない市町村に対し、指定するよう働きかけを行う。

[指標] 緊急避難場所等を指定した市町村 22市町村 [67.0%] (H26) ⇒ 33市町村 [100.0%] (R2)

(福祉避難所の指定・協定締結)

- 災害時に円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を有する事業者との協議など市町村の取組を促進する。

[指標] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) ⇒ 100.0% (R1) *

※H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

- 災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、避難行動要支援者名簿の作成や発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくり、具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定などの市町村の取組を促進する。

[指標] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27) ⇒ 100.0% (H29)

(消防団活動の充実強化)

- 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

- 地域防災力強化のため、岩手県地域防災サポーター派遣等により地域の取組を支援し、自主防災組織の結成を促進する。
- 自主防災組織を対象とした研修会等の開催により、自主防災組織活性化に向けた支援を行う。
- 大雨等による災害への適切な対応を促すため、研修会等において防災気象情報や災害発生の仕組みなどに関する理解を一層深めることができるよう、気象台と連携した取組を行う。

[指標] 県地域防災サポーターの地域への派遣回数 11回 (H26) ⇒ 150回 (R2)

自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (R2)

1-2) 大規模津波等による多数の死傷者の発生

《津波防災施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(津波防災施設の整備)

- 人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるため、国の社会資本整備総合交付金（復興）や農山漁村地域整備交付金（復興）等を活用し、復興まちづくりと整合した湾口防波堤・防潮堤等の津波防災施設の整備を推進する。

[指標] 新しい津波防災の考え方に基づいた津波防災施設の整備率

32.3% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(海岸水門等操作の遠隔化・自動化)

- 海岸水門等の操作員の安全の確保と、津波襲来時の確実な閉鎖のため、国の社会資本整備総合交付金（復興）や農山漁村地域整備交付金（復興）等を活用し、水門等の自動閉鎖システムの整備等を進める。

[指標] 海岸水門等の遠隔操作化箇所数（累計） 9 箇所 (H26) ⇒ 187 箇所 (R2)

(津波防災地域づくり)

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を策定するに当たり、津波浸水想定区域図作成の前提条件となる最大クラスの津波設定の参考とするため、国の社会資本整備総合交付金（復興）等を活用し、津波痕跡調査を実施するとともに、津波浸水想定の設定に向けた津波シミュレーションの検討を進める。

[指標] 津波浸水想定区域の設定市町村 0 市町村 (H26) ⇒ 12 市町村 [100.0%] (H30)

《河川・海岸施設の老朽化対策》【県土整備部】

(個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である水門、樋門、陸閘、ダム等の個別施設計画の策定を進める。

《津波避難体制の整備》【総務部、農林水産部、県土整備部】

(津波避難計画の策定)

- 津波発生時の円滑な避難のため、「津波避難計画策定指針」に基づく津波避難計画未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行う。

[指標] 津波避難計画を策定した市町村 9 市町村 [75.0%] (H26) ⇒ 12 市町村 [100.0%] (R2)

(石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実)

【1-1 から再掲】

(港湾・漁港における避難対策)

- 港湾利用者の避難対策推進のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、地元自治体の避難計画に併せ、港湾就労者や交流施設利用者を安全な高台へと誘導する施設及び避難看板等の設置等の整備を推進する。
- 渔港利用者の早期避難を誘導するため、4 渔港において、漁港施設機能強化事業により、津波避難誘導デッキの整備を推進する。

[指標] 津波避難誘導デッキの整備割合 0.0% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *

※H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

《避難場所等の指定・整備》【総務部、保健福祉部】

(避難場所及び避難所の指定・整備)

【1-1 から再掲】

(福祉避難所の指定・協定締結)

【1-1 から再掲】

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

【1-1 から再掲】

(消防団活動の充実強化)

【1-1 から再掲】

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

【1-1 から再掲】

《津波防災教育の実施》【県土整備部】

(出前講座等の実施)

- 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施する。

《市街地整備》【県土整備部】

(幹線街路整備)

【1-1 から再掲】

(都市公園における防災対策)

【1-1 から再掲】

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

【1-1 から再掲】

《空き家対策》【県土整備部】

(不良住宅等の解体)

【1-1 から再掲】

(空き家活用による取組を担う人材育成やサポート体制の構築)

【1-1 から再掲】

1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

《河川改修等の治水対策》【県土整備部】

(河川整備)

- 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進する。

[指標] 河川整備率（県管理） 48.6% (H26) ⇒ 50.0% (R2)

(立木伐採と堆積土砂の除去)

- 洪水災害に対する安全度を維持するため、河川内の立木伐採及び堆積土砂の除去を継続して実施する。

(洪水浸水想定区域の指定)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、洪水浸水想定区域の指定を推進する。

[指標] 洪水浸水想定区域を指定した河川数（累計） 23 河川 (H26) ⇒ 39 河川 (R2)

(洪水ハザードマップの作成)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、洪水ハザードマップの作成に必要な浸水想定区域の指定を推進するとともに、未作成の市町村に対し、洪水ハザードマップの作成を促進するための助言等を行う。

(水位周知河川の指定)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、優先度を考慮しながら、水位周知河川の指定を進める。

[指標] 水位周知河川に指定した河川数（累計） 21 河川 (H26) ⇒ 42 河川 (R2)

(水害に関する情報提供等の強化)

- 水害による被害の軽減を図るため、国、県及び市町村で構成する「洪水減災対策協議会」を設置し、水害に関する情報提供等に係る具体的な取組を推進する。

《河川・ダム施設の老朽化対策》【県土整備部】

(個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である水門、樋門、陸閘、ダム等の個別施設計画の策定を進める。

《内水危険箇所の対策》【県土整備部】

(内水危険箇所のソフト対策)

- 内水ハザードマップの作成に向け、市町村による国の防災・安全交付金等を活用した浸水区域図の作成を促進するため、作成勉強会等の開催等により、市町村の取組を支援する。

- 策定済み市町村に対しては、既存ハザードマップの見直し等を支援する。

(内水危険箇所のハード対策)

- 浸水被害の可能性のある家屋の解消のため、市町村が行う国の防災・安全交付金等を活用して実施する事業に対して、助言等を実施する。

《避難場所等の指定・整備》【総務部、保健福祉部】

(避難場所及び避難所の指定・整備)

【1-1 から再掲】

(福祉避難所の指定・協定締結)

【1-1 から再掲】

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

(防災体制の強化及び避難行動の周知)

- 市町村が全庁をあげて役割分担する防災体制が構築できるよう、モデルケースを策定するなど、市町村の体制整備を促進する。
- 災害時にとるべき避難行動について、県広報誌等により住民への周知を行う。

(避難勧告等発令基準の策定)

- 円滑な避難勧告等の発令のため、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、洪水災害を中心とした避難勧告等発令基準を未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行う。

[指標] 避難勧告等発令基準を策定した市町村（洪水予報河川及び水位周知河川に係る洪水災害）

11 市町村 [44.0%] (H26) ⇒ 28 市町村 [100.0%] (R2)

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

【1-1 から再掲】

(要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化)

- 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）に対し、立地条件等の情報提供を行う。
- 非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する定期的な点検と指導・助言を行う。
- 非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について、要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の特徴に応じたマニュアルの作成や先進的取組事例の情報提供を行う。

(消防団活動の充実強化)

【1-1 から再掲】

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

【1-1 から再掲】

《市街地整備》【国土整備部】

(幹線街路整備)

【1-1 から再掲】

(都市公園における防災対策)

【1-1 から再掲】

1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

《警戒避難体制の整備》【総務部、県土整備部】

(火山ハザードマップの作成)

- 火山噴火時の迅速、適切な避難行動に資するため、火山ハザードマップを作成し、登山者等への周知を行う。

[指標] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山 2火山 (H26) ⇒ 3火山 (R2)

(土砂災害ハザードマップの作成)

- 土砂災害のおそれのある区域の周知等を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害ハザードマップの作成に必要な土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、未作成の市町村に対し、土砂災害ハザードマップの作成を促進するための助言等を行う。

(土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表)

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表に向けて、国の防災・安全交付金を活用し、引き続き基礎調査を実施する。

[指標] 土砂災害のおそれのある区域を公表した箇所数（累計）

4,898 箇所 (H26) ⇒ 14,348 箇所 (R1)

(土砂災害警戒情報の周知)

- 住民の避難行動等に活用するため、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民にとってわかりやすい情報の提供を推進する。

(要配慮者利用施設における警戒避難体制の強化)

- 要配慮者の迅速、適切な避難行動に資するため、要配慮者利用施設が立地する箇所について、土砂災害警戒区域の指定を優先的に実施する。

《砂防施設の整備等による土砂災害対策》【県土整備部】

(土砂災害対策施設の整備)

- 災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害対策施設の整備を推進する。

《砂防施設の老朽化対策》【県土整備部】

(個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設の個別施設計画の策定を進める。

《農山村地域における防災対策》【農林水産部】

(農地や農業水利施設等の生産基盤整備)

- 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。

(ため池等の保全対策、市町村が行うハザードマップの作成支援)

- 大雨や地震等による、ため池等の決壊などを未然に防止するため、農村地域防災減災事業により、ため池や農業用ダムの点検・調査を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う。
- ため池や農業用ダムの氾濫解析図を作成し、市町村が行うハザードマップの作成及び地域住民への公表を支援する。

[指標] ため池の詳細調査実施割合

0.0% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

大規模ため池等のハザードマップ策定率 20.8% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備)

- 大雨等による土石流の発生などの災害を防止するため、点検等による山地災害危険地区の把握と、治山施設の整備及び森林整備を計画的に推進する。

[指標] 山地災害防止機能が確保された集落数（累計） 951 集落 (H26) ⇒ 990 集落 (R2)

《登山者の安全対策》【総務部】

(火山情報の登山者への迅速・的確な提供)

- 登山者の安全確保のため、気象庁が提供する火山情報を迅速・的確に提供する方策について検討する。

《避難場所等の指定・整備》【総務部、保健福祉部】

(避難場所及び避難所の指定・整備)

【1-1 から再掲】

(福祉避難所の指定・協定締結)

【1-1 から再掲】

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

(防災体制の強化及び避難行動の周知)

【1-3 から再掲】

(避難勧告等発令基準の策定)

【1-3 から再掲】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

【1-1 から再掲】

(要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化)

【1-3 から再掲】

(消防団活動の充実強化)

【1-1 から再掲】

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

【1-1 から再掲】

《市街地整備》【県土整備部】

(幹線街路整備)

【1-1 から再掲】

(都市公園における防災対策)

【1-1 から再掲】

1-5) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

《防雪設備等の整備》【県土整備部】

(防雪施設の整備)

- 県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、堆雪帶などの防雪施設等はおおむね完了しているが、今後気象状況の変化等により新たな対策が必要となった場合は、国の防災・安全交付金等を活用し、必要な施設の整備を推進する。

《道路施設の老朽化対策》【県土整備部】

(個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である道路トンネルの個別施設計画の策定を進めていくとともに、策定済みの施設については、計画に基づく適切な維持管理を推進する。

[指標] 予防保全型の修繕が必要な橋梁の修繕率 53.2% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

《立ち往生車両の未然防止》【県土整備部】

(道路の通行止めや迂回路などの情報共有・運用)

- 平時より円滑な除雪作業に向けて、路面の段差解消や支障木の伐採等に取り組むとともに、災害対策基本法に基づく道路の通行止め情報、迂回路情報などの情報共有や、運用方法について関係機関と検討を進める。

《孤立集落を想定した防災訓練の実施等》【総務部】

(県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練の実施)

- 県総合防災訓練において、孤立可能性集落を対象とした訓練を実施する。

[指標] 県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練実施回数 1回 (H26) ⇒ 6回 (R2)

1-6) 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動等の遅れ等で、多数の死傷者の発生

《避難勧告等発令基準の策定》【総務部】

(避難勧告等発令基準が未策定の市町村へ働きかけ)

【1-3 から再掲】

《住民等への情報伝達の強化》【県土整備部】

(水位周知河川の指定)

【1-3 から再掲】

(水害に関する情報提供等の強化)

【1-3 から再掲】

(土砂災害警戒情報の周知)

【1-4 から再掲】

《情報通信利用環境の整備》【政策地域部】

(携帯電話等エリア整備)

- 災害時にも有効な連絡手段である携帯電話のエリア外人口を解消するため、国の携帯電話等エリア整備事業を活用して携帯基地局を整備する市町村を支援するとともに、通信事業者へ働きかけを行うなど基地局整備に取り組む。

[指標] 携帯電話エリア外人口 3,980 人 (H26) ⇒ 3,071 人 (R2)

(民放ラジオ難聴解消)

- 災害時にも多くの住民に対し情報伝達を行うため、国の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用して中継局の整備を行う市町村を支援するなどラジオの難聴解消に取り組む。

(ブロードバンド利用環境整備)

- 条件不利地域の超高速ブロードバンド整備や公設民営の設備の維持について、国に財政支援を求めていく。

(通信事業者との連携)

- 発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、引き続き通信事業者との連絡体制を維持する。

《防災訓練の推進》【総務部】

(県総合防災訓練の実施)

- 県総合防災訓練を通じて、訓練実施地域の市町村の災害対応能力向上や住民の防災意識の醸成を図る。

[指標] 県総合防災訓練実施地城市町村数 3 市町 (H26) ⇒ 16 市町村 (R2)

(市町村の図上訓練等に係る支援)

- 市町村における災害対応能力の向上を図るため、図上訓練等に係る支援を行う。

[指標] 図上訓練等の対象とした市町村 3 市町村 (H26) ⇒ 29 市町村 (R2)

《防災教育の推進・学校防災体制の確立》【総務部、教育委員会事務局】

(防災教育の推進)

- 平成 26 年度までに作成した防災教育教材の活用を促すため、防災教育に携わる教員への研修を

実施する。

[指標] 復興教育副読本・防災教育教材活用研修会の開催回数 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)

(学校防災体制の確立)

- 学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかける。
- 学校訪問において、学校防災に関する指導助言を行うとともに、学校に防災の専門家を派遣し、学校防災体制の充実を図る。

[指標] 教育計画の中に様々な自然災害等に「そなえる」教育活動（防災教育）を具体的に取り入れて再構築した学校の割合 — (H26) ⇒ 100.0% (H30)

(実践的な防災教育（【そなえる】）を中心とした「いわての復興教育」の推進)

- 災害発生時に児童生徒が的確な判断・行動ができる力を育成するため、各学校における復興教育副読本を積極的に活用した学習を促進する。
- 学校・家庭・地域・関係機関が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を進める。

《避難行動の支援》【総務部、保健福祉部】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

【1-1 から再掲】

(要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援)

- 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）に対する避難情報の正確な知識の周知を徹底する。
- 地域と連携した避難体制整備に向け、先進的取組事例等の情報提供や、地域と連携した避難訓練等の実施に対する支援、協力を行う。
- 同一市町村内に立地している県所管要配慮者利用施設（社会福祉施設等）と市町村等所管の同施設の間で、非常災害対策等について情報共有を行う。
- 住民に対し、福祉避難所の設置目的の周知を行う。

(消防団活動の充実強化)

【1-1 から再掲】

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

【1-1 から再掲】

《災害に備えた道路交通環境の整備》【国土整備部、警察本部】

(信号機電源付加装置の整備)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置について、国の特定交通安全施設等整備事業に係る補助金を活用し、交通事故の発生状況や交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備する。

[指標] 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数（累計）

61 台 (H26) ⇒ 76 台 (R2)

(事業者等との協定締結等による連携強化)

- 災害発生時、緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等道路障害物の排除活動や、信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事に係る支援体制を確立するため、事業者等と協定を締結するなどにより連携を強化する。

(緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導)

- 災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等への指導を行う。

(道路通行規制等の情報提供)

- 災害発生時における円滑な通行確保を図るため、道路通行規制等の情報提供を推進する。

2. いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行う

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【総務部、商工労働観光部】

(広域防災拠点の充実)

- 「広域防災拠点運用マニュアル」に基づく広域防災拠点の本格運用を行う。

(非常物資の備蓄体制の強化)

- 災害時に避難者に対して必要な食料等を提供するため、広域防災拠点（5箇所）に備蓄物資の配備を行う。

[指標] 備蓄を行う広域防災拠点箇所数 1箇所 (H26) ⇒ 5箇所 (H30)

(支援物資の供給等に係る応援協定等の締結)

- 市町村が被災し、市町村において物資の調達ができないと推測される場合に、県災害対策本部と調整のうえ、物資調達協定等に基づき物資の調達を行う。

- 災害発生時に物資を速やかに調達するため、協定締結企業者との連絡体制を常に最新のものになるよう更新を行う。

(避難所等への燃料等供給の確保)

- 県石油商業共同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。

(要配慮者（難病患者等）への医療的支援)

- 県内の非常用電源装置を必要とする在宅難病患者数や当該患者への非常用電源装置の確保状況を調査し、必要に応じて、患者に貸与するための非常用発電の整備について、医療機関への働きかけなどを行う。

- 災害時における透析患者への支援を行うため、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保等について定めた「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」が災害時に有効に機能するよう、隨時、見直しを実施するなど、透析医療関係機関・団体との連携強化を図る。

(災害用医薬品等の確保)

- 県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会の4者との協定の締結を継続し、協定が災害時に有効に機能するよう、隨時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る。

《防災ヘリコプターの円滑な運航の確保》【総務部】

(防災関係機関相互の連携体制の確立)

- 岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図る。

[指標] 岩手県ヘリコプター等運用調整会議の開催回数 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)

《水道施設の防災機能の強化》【環境生活部】

(水道施設の計画的な老朽化・耐震化対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、施設の耐震化対策を促進する。

[指標] 基幹管路の耐震適合率	46.2% (H26) ⇒ 55.8% (R2)
浄水施設の耐震化率	26.0% (H26) ⇒ 31.5% (R2)
配水池の耐震化率	36.3% (H26) ⇒ 44.7% (R2)

《応急給水の確保に係る連携体制の整備》【環境生活部】

(応急給水)

- 防災訓練により協定締結先の飲料水メーカー等関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急給水活動が円滑に行われるよう連携の強化を図る。

(水道施設の応急復旧)

- 防災訓練により協定締結先の水道工事業の団体等関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急復旧が円滑に行われるよう連携の強化を図る。

(水道災害訓練)

- 防災訓練により水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧・応急給水の協定締結先と情報連絡体制の確認を行い、連携の強化を図る。

《道路施設の整備等》【農林水産部、国土整備部】

(道路施設の防災対策)

- 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進するとともに、危険箇所の再点検を実施する。
- 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等が行なう農林道の点検・診断等の取組を支援する。

[指標] 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率 58.8% (H26) ⇒ 100.0% (H30)

農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.9% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

- 大規模災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、橋梁の耐震化対策を推進するとともに、緊急輸送道路の見直し等を進める。
- 災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、国の社会資本整備総合交付金等を活用した、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要であり、高規格幹線道路等の整備促進を図る。
- 大規模災害発時の建物倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図る。

[指標] 復興道路・復興支援道路のうち緊急輸送道路の第1次路線における耐震化橋梁の割合

15.0% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *

高規格幹線道路等の供用率 55.9% (H26) ⇒ 85.1% (R2)

※H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

《道路施設の老朽化対策》【国土整備部】

(個別施設計画の策定)

【1-5 から再掲】

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

(鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援)

【1-1 から再掲】

(関係機関との連携強化)

【1-1 から再掲】

(被災鉄道施設の復旧に対する支援)

- 第3セクター鉄道に対し、被災鉄道施設の速やかな復旧を図るために必要な費用等に対する支援を行う。

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、国土整備部】

(港湾施設の耐震・耐津波強化対策)

- 県内の港湾が、災害時における経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を果たすことができるよう、耐震強化岸壁の整備促進を図る。

(漁港施設の耐震・耐津波強化対策)

- 災害時において、地域防災計画で海上輸送拠点に位置付けられている漁港が、近隣漁業集落への緊急物資や人員の輸送拠点としての役割を果たすことができるよう、漁港施設機能強化事業等により、防波堤及び岸壁等の耐震・耐津波の強化を推進する。

[指標] 海上輸送拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率

7.1% (H26) ⇒ 100.0% (H30)

《港湾施設の老朽化対策》【国土整備部】

(個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、港湾施設の個別施設計画の策定を進める。

《空港の体制整備》【国土整備部】

(大規模災害時の空港運用体制の構築)

- 大規模災害時においても、救援救助活動の重要拠点としての役割を果たすため、職員体制の確保も含め、空港機能を維持するための対策について定めた業務継続計画（花巻空港 BCP）を平成32年度までに策定するよう進める。

(広域防災拠点としての受入体制の整備)

- 広域防災拠点として、応援ヘリの受入れや災害医療活動、救援物資受入輸送の運営を担う機関の受入れ体制について定めた業務継続計画（花巻空港 BCP）を平成32年度までに策定するよう進める。

《空港施設の老朽化対策》【国土整備部】

(個別施設計画に基づく適切な維持管理)

- 個別施設計画に基づく適切な維持管理を推進する。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

《県総合防災訓練の実施による関係機関との連携》【総務部】

(関係機関の連携強化、総合防災訓練の実施)

- 県、市町村、防災関係機関、NPO 及びボランティア団体等との連携をより強化し、災害時に適切な対応が可能となるよう引き続き総合防災訓練を実施する。

[指標] 県総合防災訓練の実施回数 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)

《孤立集落を想定した防災訓練の実施等》【総務部】

(県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練の実施)

【1-5 から再掲】

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【総務部、商工労働観光部】

(広域防災拠点の充実)

【2-1 から再掲】

(非常物資の備蓄体制の強化)

【2-1 から再掲】

(協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送)

- 災害の発生により、救援物資を緊急に輸送する必要があると認められる場合に、県災害対策本部と調整のうえ、協定に基づき協定締結団体に協力を要請し、救援物資の受入れや緊急輸送等を行う。
- 救援物資の受入れや緊急輸送の円滑化のため、協定締結団体と定期的に協議を行い、緊急輸送業務に係る情報伝達方法等について確認する。

(避難所等への燃料等供給の確保)

【2-1 から再掲】

(要配慮者（難病患者等）への医療的支援)

【2-1 から再掲】

(災害用医薬品等の確保)

【2-1 から再掲】

《防災ヘリコプターの円滑な運航の確保》【総務部】

(防災関係機関相互の連携体制の確立)

【2-1 から再掲】

《ドクターヘリの運航確保》【保健福祉部】

(専用場外離着陸場の整備、ランデブーポイントの確保)

- 救命率の向上を図るため、引き続き県全域でのドクターヘリの運用を行う。
- ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場の整備やランデブーポイントの確保等を進める。

(他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援)

- 他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を強化し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。

(ドクターヘリ出動事例の事後検証会の定期的な開催)

- ドクターヘリと消防機関との連携の緊密化及びヘリ運用の習熟を目的として、ドクターヘリ出動

事例の事後検証会を今後も定期的に開催し、効果的な運用を図る。

《道路施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策)

【2-1 から再掲】

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

【2-1 から再掲】

《道路施設の老朽化対策》【県土整備部】

(個別施設計画の策定)

【1-5 から再掲】

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

《災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化》【総務部、国土整備部】

(県庁舎の強化)

- 県庁舎及び各地区合同庁舎については、平成26年度末現在において21棟のうち15棟、71.4%が耐震化済みであるが、大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を確保するため、計画的に耐震診断を行い、継続して庁舎本体の耐震化を推進する。
- 防災拠点としての機能を強化するため、上下水道管等ライフラインの耐震診断についても検討を進める。
- 大規模停電時においても庁舎機能を確保するため、自家発電設備の整備を進める。
- 電力供給停止の長期化に備え、72時間以上の稼働時間を確保するために必要な燃料を常時確保する。
- 浸水時の土嚢や排水ポンプ等を用いた応急対策を推進する。
- 大規模改修時に、上層階への電気室及び機械室の移設等を検討する。

[指標] 県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) ⇒ 90.5% (R2)

(市町村庁舎の強化)

- 大地震等の大規模災害時における市町村の災害対策本部機能を確保するため、市町村に対し助言等を行い、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する庁舎の耐震化を促進する。
- [指標] 市町村庁舎の耐震化率 76.3% (H26) ⇒ 90.0% (R2)

(消防本部・消防署等庁舎の強化)

- 消防本部・消防署等の庁舎については、地震等の災害発生時においても防災拠点としての役割を果たすことができるよう、設置する市町村等に対して財政支援制度等について情報提供を行いながら、耐震化を促進する。

[指標] 消防本部、消防署等庁舎の耐震化率 75.3% (H25) ⇒ 97.8% (R2)

《災害警備本部機能の強化》【警察本部】

(警察本部及び警察署における災害警備計画の策定)

- 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成する。

(警察施設の整備)

- 大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に対しても、人命救助や治安維持活動を機動的かつ的確に実施できるよう、国の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を推進する。
- 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化又は狭隘化した交番・駐在所の整備を推進する。

[指標] 災害警備拠点警察施設整備数（累計） 121箇所 (H26) ⇒ 151箇所 (R2)

(代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練)

- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備え、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行う。

(職員の非常招集訓練)

- 執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、職員の非常招集訓練を行う。

《エネルギー・資機材の確保》【総務部、保健福祉部、商工労働観光部、警察本部】

(緊急車両等への石油燃料供給の確保)

- より円滑な燃料供給を図るため、県石油商業協同組合との協定に基づき、優先給油すべき緊急車両等を平成28年度中に定め、周知を図る。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。

(防災ヘリコプターの円滑な運航の確保)

【2-1 から再掲】

(ドクターヘリの運航確保)

【2-2 から再掲】

(災害対策用装備資機材等の更新整備)

- 災害時の非常連絡手段として警察本部（通信指令課、警備課及び機動隊）及び全警察署に配備している衛星携帯電話について、非常時において適切に使用できるよう機能維持を図る。
- 災害発生初期から現場で活動する職員に、後方支援体制が整うまでの間に支給する非常食について、災害発生時に迅速・的確に供給できるよう、更新計画に基づき、備蓄を行う。

《災害に備えた道路交通環境の整備》【警察本部】

(信号機電源付加装置の整備)

【1-6 から再掲】

(事業者等との協定締結等による連携強化)

【1-6 から再掲】

(緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導)

【1-6 から再掲】

《防災訓練の推進》【総務部】

(県総合防災訓練の実施による関係機関との連携)

【2-2 から再掲】

(緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加)

- 毎年度実施されている緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練に参加し、他県部隊との連携や災害対応力の向上を図る。

[指標] 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加回数 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)

(緊急消防援助隊増隊の促進)

- 大規模な災害発生に備え、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（第三期計画）に基づく増隊を促進する。

[指標] 緊急消防援助隊登録数 74隊 (H26) ⇒ 96隊 (R2)

《災害対処能力の向上》【警察本部】

(警察・消防・自衛隊の関係強化)

- 大規模災害発生時における救出救助活動において、警察・消防・自衛隊の連携した対応が不可欠であることから、県総合防災訓練や各機関主催の合同訓練への参加を通して、相互の関係強化による災害対処能力の向上を図る。

(警察署等の災害警備担当者等に対する訓練の実施)

- 災害警備活動の中核となる人材を育成するとともに、職員の災害警備に係る知識・技能の向上及び災害に対する危機意識の醸成を図るため、専門的災害警備訓練に係る施設や資機材を整備し、警察署等の災害警備担当者等に対する教養・訓練を行う。

[指標] 災害警備に係る教養・訓練修了者数（累計） 80 人 (H27) ⇒ 180 人 (R2)

《救急、救助活動等の体制強化》【総務部】

(救急救命士に対する研修会の開催)

- 救急救命士の措置範囲の拡大に的確に対応した講習等を実施するほか、救急救命士の資質向上を図るための研修会を実施する。

[指標] 救急救命士の生涯教育における県単位研修会の開催回数 1 回 (H26) ⇒ 7 回 (R2)

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》【県土整備部】

(橋梁の耐震化)

【2-1 から再掲】

(高規格幹線道路等の整備)

【2-1 から再掲】

(沿道建築物の耐震化)

【2-1 から再掲】

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

《病院・社会福祉施設等の耐震化》【保健福祉部】

(病院の耐震化)

【1-1 から再掲】

(社会福祉施設等の耐震化)

【1-1 から再掲】

《災害時における医療提供体制の構築》【保健福祉部】

(災害拠点病院の体制強化)

- DMA T (災害派遣医療チーム) 機能強化のため、国主催の研修への参加や県独自の要請研修の実施を継続し、災害医療に対応できる人材の育成を図る。

[指標] 災害拠点病院におけるDMA T数 23 チーム (H26) ⇒ 37 チーム (R2)

(要配慮者（難病患者等）への医療的支援)

【2-1 から再掲】

《医療情報のバックアップ体制の構築》【保健福祉部】

(全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化)

- 各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備や周産期医療情報ネットワーク（いーはとーぶ）の運用など、全県的な医療情報連携を推進するなかで、医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテ導入が各病院で図られるよう取り組む。

[指標] 電子カルテを導入している病院数 23 施設 (H24) ⇒ 35 施設 (H29)

周産期医療情報ネットワークへの参加割合 (市町村及び分娩取扱等医療機関)

98.6% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *

※H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

《ドクターへリの運航確保》【保健福祉部】

(専用場外離着陸場の整備、ランデブーポイントの確保)

【2-2 から再掲】

(他県へり及び他県基地病院との相互支援)

【2-2 から再掲】

(ドクターへリ出動事例の事後検証会の定期的な開催)

【2-2 から再掲】

《要配慮者等への支援》

【総務部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、教育委員会事務局】

(福祉避難所等における福祉的支援)

- 大規模災害時に、避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集・研修を実施し、チーム員の養成やスキルアップを図るとともに、避難所を運営する市町村や関係団体にチームについて周知し、チームの活動環境の整備を推進する。
- 「市町村避難所運営マニュアル」を参考として、市町村において、円滑な避難所運営体制を構築

するために行う、地域の実情に合った避難所運営マニュアルの策定や、住民と連携した避難所運営訓練の実施などの取組を支援する。

[指標] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26) ⇒ 50 チーム (R2)

(要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援)

- 市町村による住民主体の介護予防や通いの場に向けた取組が充実し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行を促進する。
- 県高齢者総合支援センターにおいて認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図る。
- 介護老人福祉施設等の被災を想定し、入所者の移送も含めた施設間（施設が所在する広域間）の支援体制の構築を進める関係団体の取組を支援する。
- 特別養護老人ホームの計画的整備や、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護事業所などの居住系サービス基盤の整備を行う市町村の取組を支援する。
- 災害時の障がい者の支援について、引き続き、「障がいのある方たちへの災害対応のてびき」に添付している「おねがいカード」の活用について周知を行うとともに、関係団体等と連携して、「おねがいカード」を活用した防災訓練の実施後に総括を行い、必要に応じて改善を図る。

[指標] 認知症サポーター数（累計） 97,944 人 (H26) ⇒ 181,000 人 (R2)

(男女のニーズの違いに配慮した支援)

- 平時より防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画が図られるよう市町村に働きかけていく。
- 被災した女性の様々な不安や悩み、ストレス及び性差別的取扱に関する相談に対応するため、平時から女性のための相談窓口を岩手県男女共同参画センターに開設し、気軽に相談できる体制を整える。（男性の悩みや困りごとに関する相談にも対応する。）

[指標] 女性委員が参画する市町村防災会議の割合 — (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(外国人への支援)

- やさしい日本語や多言語による防災情報の提供、災害時情報の伝達、災害時に応するボランティア育成や派遣等の体制整備を行う。

(災害用医薬品等の確保)

【2-1 から再掲】

(こころのケア体制の確保)

- こころのケア活動を担う人材の育成、関係機関のネットワークの強化などの取組を引き続き実施する。
- 今後、大規模災害等の発生時に専門的な精神医療の提供及び精神保健活動の支援等を目的とする災害派遣精神医療チーム (DPAT) の設置について検討するため、委員会や審議会において、有識者等と意見交換を実施する。

(児童生徒の心のサポート)

- 小・中学校、県立学校（高等学校・特別支援学校）へのスクールカウンセラーの配置・派遣、教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置及び児童生徒の心とからだの健康観察等により、きめ細かい心のサポートを取り組む。
- 学校心理士資格を有する人材の育成及び教員研修を推進する。

(動物救護対策)

- 防災訓練の実施等を通じて関係機関との連携を強化するとともに、訓練の結果や動物の飼養状況等を踏まえ、隨時、協定及び「災害時の動物救護マニュアル」の見直しを行う。

- 市町村が策定する地域防災計画による動物救護対策の措置、動物との同行避難を想定した避難訓練の実施について、市町村等に働きかける。

[指標] 地域防災計画に動物救護の記載のある市町村の割合 75.8% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *

※H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

《災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成》【保健福祉部】

(災害医療コーディネーターの育成研修等の実施)

- 災害医療コーディネーターの育成を図るため、年1回程度の研修等の実施を継続し、災害医療を担う人材を確保する。

(災害派遣福祉チームの派遣体制の整備・強化)

- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集・研修を実施し、チーム員の養成やスキルアップを図るとともに、避難所を運営する市町村や関係団体へチームについて周知し、チームの活動環境の整備を行う。

[指標] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26) ⇒ 50 チーム (R2)

《道路施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策)

【2-1 から再掲】

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

【2-1 から再掲】

《道路施設の老朽化対策》【県土整備部】

(個別施設計画の策定)

【1-5 から再掲】

2-5) 被災地における感染症等の大規模発生

《感染症対策》【保健福祉部】

(感染制御支援チーム構成員の追加・拡充)

- 地域バランス等も考慮した、感染制御支援チーム構成員の追加・拡充を図る。

(感染制御研修会、各種訓練への参加、D M A Tなど関係機関との連携)

- 県総合防災訓練や保健所を中心に行なわれている感染制御研修会、各種訓練への参加を通し、D M A Tなど関係機関との連携を図り、災害発生時の体制の構築を図る。

《下水道施設の老朽化対策》【県土整備部】

(下水道施設の老朽化対策)

- 避難場所等における公衆衛生確保のため、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する老朽化対策事業の促進が図られるよう、必要な助言等を実施する。

(個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である管路施設の個別施設計画の策定を進める。

3. いかなる大規模自然災害が発生しようと、必要不可欠な行政機能を維持する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

《災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化》【総務部、県土整備部】

(県庁舎の強化)

【2-3 から再掲】

(市町村庁舎の強化)

【2-3 から再掲】

(消防本部・消防署等庁舎の強化)

【2-3 から再掲】

《災害警備本部機能の強化》【警察本部】

(警察本部及び警察署における災害警備計画の策定)

【2-3 から再掲】

(警察施設の整備)

【2-3 から再掲】

(代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練)

【2-3 から再掲】

(職員の非常招集訓練)

【2-3 から再掲】

《防災訓練の推進》【総務部】

(県総合防災訓練の実施による関係機関との連携)

【2-3 から再掲】

(緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加)

【2-3 から再掲】

(緊急消防援助隊増隊の促進)

【2-3 から再掲】

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》【商工労働観光部】

(県石油商業協同組合との協定の見直し、防災訓練の実施による連携強化)

【2-3 から再掲】

《県における災害時業務継続計画の策定》【総務部】

(出先機関等の単独公所における計画の策定)

- 県本庁舎及び合同庁舎については、災害時業務継続計画は策定済みであり、今後は、災害時に効果的な運用を図るため、研修等を行うとともに、参集訓練、通信訓練や各部局等が実施する訓練等を通じて検証を行う。

- 出先機関等の単独公所について、所管する部局と連携を図りながら、必要な公所について策定を行う。

[指標] 災害時業務継続計画策定済の単独公所数 27 公所 (H26) ⇒ 94 公所 (R2)

《行政情報通信基盤の耐災害性強化》【政策地域部】

(県保有行政データの遠隔地バックアップ体制の検討)

- 災害による行政データ消失に備え、確実なデータ保管・バックアップを行うため、県が保有する行政データの遠隔地バックアップ体制のあり方を検討する。

《被留置者の逃走・事故防止》【警察本部】

(留置場非常計画の策定、護送訓練の実施)

- 大規模災害等の非常時における被留置者の逃走等を防止するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規程に基づき、各署ごとに「留置場非常計画」を策定のうえ、これに基づく護送訓練を行う。

《災害に備えた道路交通環境の整備》【警察本部】

(信号機電源付加装置の整備)

【1-6 から再掲】

(事業者等との協定締結等による連携強化)

【1-6 から再掲】

(緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導)

【1-6 から再掲】

《県外自治体との広域応援・受援体制の整備》【総務部】

(北海道・東北8道県広域応援ガイドラインに係る組織・実施体制等の検討)

- 「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」について、組織や実施体制等の検討を各道県と共同で進める。

[指標] 北海道・東北8道県広域応援ガイドラインに関する各道県連絡会議等の開催回数

0回 (H26) ⇒ 6回 (R2)

4. いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域経済システムを機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

《企業における業務継続体制の強化》【商工労働観光部】

(中小企業の業務継続計画の策定促進)

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、商工団体等支援機関と連携し、計画の必要性について普及啓発を図る。

《石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実》【総務部】

(計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施)

【1-1 から再掲】

《物流機能の維持・確保》【商工労働観光部】

(協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送)

【2-2 から再掲】

(岩手産業文化センターにおける拠点開設に係る対応マニュアル等の整備)

- 広域支援拠点として、救援物資の受入れや分配機能を担う岩手産業文化センターが迅速に体制を構築できるよう、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアルの適切な運用について、指定管理者や関係団体と定期的に協議を実施する。

《被災企業への金融支援》【商工労働観光部】

(制度融資による円滑な資金供給)

- 災害発生後、罹災した中小企業者が早期に事業を再開できるよう、県の融資制度として「中小企業災害復旧資金」を発動する。

- 貸付対象は、原則として災害救助法の適用を受けた市町村区域にある被災企業であるが、対象区域を限定することが適当でない場合には、弾力的な運用を図る。

(甚大な災害発生時における相談対応)

- 災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置する。

- 金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、必要な情報提供を行う。

《人材育成を通じた産業の体质強化》【商工労働観光部】

(産業人材の育成基盤強化)

- 各産業におけるネットワークの連携を進め、産業人材の育成基盤を強化するとともに、内陸と沿岸の企業連携を支援し、本県産業を担う人材の育成や足腰の強い産業の体质強化を促進する。

《道路施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策)

【2-1 から再掲】

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

【2-1 から再掲】

《道路施設の老朽化対策》【国土整備部】

(個別施設計画の策定)

【1-5 から再掲】

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

(鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援)

【1-1 から再掲】

(関係機関との連携強化)

【1-1 から再掲】

(被災鉄道施設の復旧に対する支援)

【2-1 から再掲】

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、国土整備部】

(港湾施設の耐震・耐津波強化対策)

【2-1 から再掲】

(漁港施設の耐震・耐津波強化対策)

【2-1 から再掲】

《港湾施設の老朽化対策》【国土整備部】

(個別施設計画の策定)

【2-1 から再掲】

《大規模災害時の空港運用体制の構築》【国土整備部】

(業務継続計画（花巻空港 BCP）の策定)

【2-1 から再掲】

《空港施設の老朽化対策》【国土整備部】

(個別施設計画に基づく適切な維持管理)

【2-1 から再掲】

4-2) 食料等の安定供給の停滞

《物流機能の維持・確保》【商工労働観光部】

(協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送)

【2-2 から再掲】

(岩手産業文化センターにおける拠点開設に係る対応マニュアル等の整備)

【4-1 から再掲】

《生産技術の復旧支援体制》【農林水産部】

(農林漁業者に対する経営再開支援)

- 被災後の農林漁家の生産活動が早期に再開できるよう、農林漁業者に対する経営再開のための支援事業を継続する。

《県産食料品の供給体制の強化》【商工労働観光部】

(食料品製造事業者への総合的な支援、企業の創出や人材育成)

- 本県の地域資源を活用した食料品を安定的に供給するため、関係機関と連携し、食料品製造事業者を総合的に支援し、持続的に事業活動を展開する企業の創出や人材の育成を図る。

[指標] 食料品製造出荷額 3,208 億円 (H26) ⇒ 3,663 億円 (R2)

《道路施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策)

【1-1 から再掲】

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

【2-1 から再掲】

《道路施設の老朽化対策》【県土整備部】

(個別施設計画の策定)

【1-5 から再掲】

《鉄道の耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

(鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援)

【1-1 から再掲】

(関係機関との連携強化)

【1-1 から再掲】

(被災鉄道施設の復旧に対する支援)

【2-1 から再掲】

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、県土整備部】

(港湾施設の耐震・耐津波強化対策)

【2-1 から再掲】

(漁港施設の耐震・耐津波強化対策)

【2-1 から再掲】

《港湾施設の老朽化対策》【国土整備部】

(個別施設計画の策定)

【2-1 から再掲】

《大規模災害時の空港運用体制の構築》【国土整備部】

(業務継続計画（花巻空港 BCP）の策定)

【2-1 から再掲】

《空港施設の老朽化対策》【国土整備部】

(個別施設計画に基づく適切な維持管理)

【2-1 から再掲】

《農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化》【農林水産部】

(農業水利施設等の整備、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策)

- 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。
- 農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを推進する。
- 漁港施設の地震・津波対策を推進するとともに、計画的な長寿命化のための機能診断及び機能保全計画の策定を進める。

[指標] 農業水利施設等の長寿命化対策施設数（累計） 82 施設 (H26) ⇒ 140 施設 (R2)

流通拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率

20.0% (H26) ⇒ 100.0% (H30)

漁港施設の長寿命化対策着手率 2.5% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *

(農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施)

- 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等が行う農林道の点検・診断等の取組を支援する。

[指標] 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.9% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

※H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

5. いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

5-1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

《県営発電施設の災害対応力の強化》【企業局】

(県営発電所建築物の耐震化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、県営発電所の建築物等について、施設の重要度・発電所運転への影響などを考慮しながら、耐震化を推進する。

[指標] 県営発電施設及び管理所等の耐震化率 60.0% (H26) ⇒ 85.0% (R2)

《石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実》【総務部】

(計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施)

【1-1 から再掲】

《避難所、緊急車両等への燃料等供給の確保》【総務部、商工労働観光部】

(避難所等への燃料等供給の確保)

【2-1 から再掲】

(緊急車両等への石油燃料供給の確保)

【2-3 から再掲】

《再生可能エネルギーの導入促進》【環境生活部、農林水産部、企業局】

(被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備導入の推進)

- 避難所や市町村庁舎など、災害時に被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進する。

(自立・分散型エネルギー供給体制整備)

- 地域が災害時においても一定のエネルギーを貯えるよう、地域資源である再生可能エネルギーを最大限活用した自立・分散型エネルギー供給体制の整備を推進する。

(風力発電や地熱発電導入の理解促進、事業者の円滑な取組促進)

- 風力発電や地熱発電の導入について、セミナー等の開催による理解促進を図るとともに、市町村と連携しながら具体的に事業化を図る事業者の円滑な取組を促進する。

[指標] 再生可能エネルギーによる電力自給率 18.9% (H26) ⇒ 35.0% (R2)

(水力や風力を活用した県営発電所の建設推進)

- 県自らの再生可能エネルギーの導入促進の取組として、水力や風力を活用した県営発電所の建設を推進する。

[指標] 再生可能エネルギーを活用した県営発電所 18か所 (H26) ⇒ 19か所 (R2)

(木質バイオマス燃焼機器の導入促進、安定供給体制の整備)

- 木質バイオマスの利用を促進するため、木質バイオマスコーディネーターの活動を通じて、木質バイオマス燃焼機器の公共施設等への導入を促進するとともに、供給者と需要者間において、木質燃料の供給量や価格等による協定の締結を促進することにより、燃料の安定供給体制の整備を推進する。

[指標] 産業分野の木質バイオマス導入事業者数 (累計) 28事業者 (H26) ⇒ 36事業者 (H30)

《電力系統の接続制約の改善等》【環境生活部】

(国に対する系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化の要望)

- 再生可能エネルギー発電設備の導入における接続制約の解消に向け、引き続き、国に対し系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化を要望していく。

(停電発生時の早期復旧に備えた関係機関との連携強化)

- 長期の停電発生時における電力供給の早期復旧に備えるため、関係機関との連携を強化する。

5-2) 上下水道等の長期間にわたる供給停止

《水道施設の防災機能の強化》【環境生活部】

(給水機能確保、水道施設の計画的な老朽化・耐震化対策)

【2-1 から再掲】

《下水道施設の防災機能の強化》【県土整備部】

(下水道施設の浸水対策)

- 下水道施設の浸水による機能停止を防止するため、浸水防止対策について、改築時に実施を検討するとともに、市町村に対しても助言等を実施する。

(BCPに基づく応急対応訓練等)

- 災害時においても下水の溢水を防止するため、BCPに基づいた応急対応訓練等を実施する。

(下水道施設の老朽化対策)

【2-5 から再掲】

(個別施設計画の策定)

【2-5 から再掲】

《工業用水道施設の耐震化》【企業局】

(配管更新基本計画の定期的な見直し、工業用水道施設（管路）の耐震化)

- 配管更新基本計画を定期的に見直しながら、工業用水道施設（管路）の耐震化を進める。

[指標] 県工業用水道施設（管路）耐震化率 53.0% (H26) ⇒ 64.0% (R2)

5-3) 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

《道路施設の整備等》【農林水産部、国土整備部】

(道路施設の防災対策)

【2-1 から再掲】

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

【2-1 から再掲】

《道路施設の老朽化対策》【国土整備部】

(個別施設計画の策定)

【1-5 から再掲】

《鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

(鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援)

【1-1 から再掲】

(バス事業者に対する支援)

○ バス事業者に対し、国の補助等制度等を活用したバス車両確保等について必要な支援を行う。

(関係機関との連携強化)

【1-1 から再掲】

(被災鉄道施設の復旧に対する支援)

【2-1 から再掲】

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、国土整備部】

(港湾施設の耐震・耐津波強化対策)

【2-1 から再掲】

(漁港施設の耐震・耐津波強化対策)

【2-1 から再掲】

《港湾施設の老朽化対策》【国土整備部】

(個別施設計画の策定)

【2-1 から再掲】

《大規模災害時の空港運用体制の構築》【国土整備部】

(業務継続計画（花巻空港 BCP）の策定)

【2-1 から再掲】

《空港施設の老朽化対策》【国土整備部】

(個別施設計画に基づく適切な維持管理)

【2-1 から再掲】

6. いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない

6-1) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

《農山村地域における防災対策》【農林水産部】

(ため池等の保全対策、市町村が行うハザードマップの作成支援)

【1-4 から再掲】

(山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備)

【1-4 から再掲】

《ダム施設の老朽化対策》【国土整備部】

(個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、ダムの個別施設計画の策定を進める。

《旧松尾鉱山新中和処理施設の稼動の継続》【環境生活部】

(施設の維持管理と防災機能の強化)

- 旧松尾鉱山からの強酸性の坑廃水が赤川に流入し、北上川本川を汚染することを防止するため、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を活用し、稼働の継続を図る。
- 災害発生時にも稼働停止にならないよう、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を活用し、本施設の維持管理と防災機能の強化を推進する。

《特定動物の逸走防止》【環境生活部】

(特定動物飼養施設への立入調査、飼養施設点検、飼養又は保管の状況の定期的な確認等の必要な指導の実施)

- 特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じられるよう、引き続き、特定動物飼養施設への立入調査を実施し、飼養施設の点検の定期的な実施、飼養又は保管の状況の定期的な確認等必要な指導を行う。

《温泉供給の維持》【環境生活部】

(温泉事業者を通じた確認体制の構築)

- 災害時における源泉及び温泉供給施設等の被災状況について、温泉事業者を通じて確認できる体制の構築を推進する。

(平常時の温泉供給に関する基礎データの蓄積)

- 県内の主要温泉地域における定点源泉において、年2回の定点調査を実施し、平常時の温泉供給に関する基礎データの蓄積を図る。

6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

《農山村地域における防災対策》【農林水産部】

(農地や農業水利施設等の生産基盤整備)

【1-4 から再掲】

(山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備)

【1-4 から再掲】

《農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化》【農林水産部】

(農業水利施設等の整備、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策)

【4-2 から再掲】

(農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施)

【4-2 から再掲】

《森林資源の適切な保全管理》【環境生活部、農林水産部】

(適切な森林整備)

- 土砂災害防止や洪水緩和等の機能を有する森林資源の適切な保全管理のため、市町村と連携し、森林整備事業等による造林や間伐などの森林整備を進める。

[指標] 造林面積 733ha (H26) ⇒ 1,290ha (R2)

(県民への普及啓発)

- 県民参加の森林づくり促進事業やいわて森のゼミナール推進事業等により、森林資源の保全管理に係る県民の理解の醸成を図る。
- 山火事防止に係る普及啓発を図るとともに、山火事の初期消火体制の整備を進める。

(地域住民等の活動支援)

- 国の森林・山村多面的機能發揮対策交付金を活用した、いわて里山再生地域協議会による各種団体の活動支援を通じ、地域住民やN P O等の里山林保全活動や森林環境教育などを促進する。

(シカによる被害防止)

- 関係機関が連携し、シカの生息域の拡大を監視するとともに、生息域や被害状況の分析を進め、休獵区等の指定の見直しなどにより捕獲を促進する。
- 森林整備事業により、市町村や森林組合等による忌避剤の散布及び防護柵の設置を支援する。

《農林水産業の生産基盤・経営の強化》【農林水産部】

(農地利用の最適化支援)

- 市町村、農業委員会及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地集積、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援する。

[指標] 認定農業者等への農地集積面積 82,026ha (H26) ⇒ 103,000ha (R2)

荒廃農地面積 5,947ha (H26) ⇒ 4,950ha (R2)

(効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備)

- 農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する。

[指標] 水田整備率 (30a 程度以上) 51.1% (H24) ⇒ 52.8% (R2)

(効率的かつ安定的な林業経営の確立)

- 林業事業体の森林経営計画の作成を支援することにより、森林施業の集約化を促進するととも

に、計画的な路網整備を推進し、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを進める。

[指標] 造林面積 733ha (H26) ⇒ 1,290ha (R2)

(漁業生産基盤の有効かつ効率的な活用)

- 漁業生産コストの低減や就労環境の向上を図るため、浮桟橋等の整備や、防波堤・岸壁等の整備を推進する。

[指標] 養殖作業支援（浮桟橋等）の漁港整備数（累計） 0 漁港 (H26) ⇒ 7 漁港 (R2)

7. いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態

《災害廃棄物処理対策》【環境生活部、保健福祉部】

(協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築)

- 災害が発生した場合において、県や市町村、関係団体（県産業廃棄物協会、県環境整備事業協同組合）が協定等に基づき円滑に災害廃棄物処理を実施するため、平時においても当該協定等の締結・確認を図り、機動的な連携体制の構築を推進する。

(市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制の構築)

- 市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制を構築するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づく「災害廃棄物処理計画」の策定について助言等を行う。

[指標] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(アスベスト粉じんばく露防止対策)

- 災害により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民がばく露する危険性があるため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく解体方法等を周知するなど、ばく露防止対策を推進する。

(毒物及び劇物流出時の応急措置実施の徹底)

- 毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物を取り扱う者に対する指導等を実施し、流出時の応急措置実施の徹底を図る。

7-2) 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

《防災ボランティアの活動支援》【保健福祉部】

(防災ボランティア支援ネットワークの構築)

- 「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づき、防災ボランティアによる支援が効果的に行われるよう、活動推進に係る研修の実施などにより、平時から関係機関・団体による防災ボランティア支援ネットワークを構築するとともに、地域で防災ボランティアを円滑に受け入れる「受援力」を高める取組を推進する。

[指標] 防災ボランティア活動推進に係る研修への参加関係機関・団体数

37 団体 (H26) ⇒ 61 団体 (R2)

《防災人材育成》【総務部】

(自主防災組織リーダー研修会の開催)

- 防災人材育成のため、自主防災組織リーダー研修会を開催する。

[指標] 自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (R2)

(岩手県地域防災サポーターの派遣)

- 防災人材育成のため、岩手県地域防災サポーターの派遣等を行う。

《農林水産業の担い手の確保》【農林水産部】

(リーディング経営体や新規就農者の確保・育成)

- リーディング経営体をはじめ地域の中心となる経営体への農地の利用集積を進め、経営の規模拡大や効率化を促進するとともに、法人化を支援するなど地域農業をけん引する経営体を育成する。
- 農家子弟、若者・女性や新規学卒者、他産業からのU・I ターン者など多様な新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、企業の農家参入を促進する。

[指標] リーディング経営体の育成数（累計） 21 経営体 (H26) ⇒ 110 経営体 (R2)

法人化した集落営農組織の割合 30.0% (H26) ⇒ 55.0% (R2)

新規就農者数 246 人/年 (H26) ⇒ 260 人/年 (R2)

(林業における経営体の育成、新規就業者の確保)

- 地域けん引型林業経営体の育成や研修機関等による林業技能者の養成、新規就業者の確保・育成などに取り組む。

[指標] 林業技能者数（累計） 395 人 (H26) ⇒ 575 人 (R2)

(水産業における経営体の育成、新規就業者の確保)

- 専業漁家の経営規模の拡大を促進するとともに、研修・雇用機会の創出や住居確保など受け入れ環境の整備、就業のマッチングなどにより、生産性・収益性の高い中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保に取り組む。

[指標] 中核的漁業経営体 283 経営体 (H26) ⇒ 510 経営体 (R2)

新規漁業就業者数 40 人 (H26) ⇒ 70 人 (R2)

《建設業の担い手の育成・確保》【県土整備部】

(建設企業の経営改善や次世代を担う人材の育成・確保支援)

- 地域から期待される建設企業が存続できるような環境づくりのため、本業を中心とした経営改善の取組や次世代を担う人材の育成・確保支援など、「いわて建設業振興中期プラン」に基づく取組を推進する。

[指標] 経営革新アドバイザー派遣企業数 50 社 (H26) ⇒ 68 社 (R2)

経営力強化等をテーマとした講習会受講者数 587 人 (H26) ⇒ 700 人 (R2)

(地域建設企業の安定的な確保)

- 将来にわたって地域維持事業を担う地域建設企業の安定的な確保を図るため、「地域維持型契約方式」の拡大について、地域の実情を考慮しながら取り組む。

(ICT技術の活用等の推進)

- 建設現場における生産性を向上し、担い手の育成及び確保を図るため、ICT技術の活用等を推進する。

《人材育成を通じた産業の体質強化》【商工労働観光部】

(産業人材の育成基盤強化)

【4-1 から再掲】

《生産技術の復旧支援体制》【農林水産部】

(農林漁業者に対する経営再開支援)

【4-2 から再掲】

《災害時連携体制整備》【農林水産部、県土整備部】

(災害時の連携が必要とされる団体との協定締結)

- 災害時における応急業務等の連携が図られるよう、引き続き、災害時の連携が必要とされる団体について、協定の締結に取り組む。
(「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」の取組継続)
- 災害時における農地・農業用施設等の応急対策業務に備えるため、「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」の取組を継続する。

《災害時等における下水道復旧支援に関する協定》【県土整備部】

(県と市町村との連絡体制強化)

- 災害時の支援が有効に機能するよう、平時より情報連絡訓練を行うなど、県と市町村との連絡体制強化を図る。

《技術職員等による応援体制の構築》【総務部、政策地域部、農林水産部】

(必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みの構築に向けた国への働きかけ)

- 現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、国による任期付職員の一括採用や技術職員の確保・育成体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に働きかけていく。

(官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」による支援の取組継続)

- 大規模な農地・農業用施設災害が発生した場合における、被災市町村からの応援要請に対応するため、官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」による支援の取組を継続する。

7-3) 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態

《地域コミュニティ力の強化》【政策地域部、農林水産部】

(地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発)

- 地域コミュニティ活動のモデルとなる団体を「元気なコミュニティ特選団体」として引き続き選定し、関係団体の活動促進を図るとともに、県内外の先進的な事例を紹介し、地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発を行う。

[指標] 元気なコミュニティ特選団体数（累計） 137 団体 (H26) ⇒ 203 団体 (R2)

(地域づくり関連セミナー等の開催、地域外人材の活用促進)

- 地域づくり活動の担い手の育成のため、地域づくり関連のセミナー等を開催するとともに、地域外の人材（復興支援員や地域おこし協力隊など）の活用を進める。

(コミュニティ助成制度等による活動支援)

- 地域コミュニティ機能の維持・再生のため、アドバイザー派遣による支援を行うとともに、各種コミュニティ助成制度の有効活用を図りながら、市町村や地域づくり団体が行う地域の課題解決に向けた取組を支援する。

[指標] コミュニティ助成制度等による活動支援件数（累計） 51 件 (H26) ⇒ 267 件 (H30)

(農山漁村における共同活動の取組の維持・活性化)

- 災害発生時における、地域住民の対応能力の向上や、地域コミュニティ機能の迅速な再構築が図られるよう、多面的機能支払制度等の活用による農地や農業水利施設等の保全管理活動など、農山漁村における共同活動の取組を維持・活性化する。

[指標] 水田における地域協働等の取組面積割合 68.0% (H25) ⇒ 82.8% (R2)

(森林保全等の活動支援)

- 国の森林・山村多面的機能發揮対策交付金の活用による、里山保全活動等の支援を継続する。

《学びを通じた地域コミュニティの再生支援》【教育委員会事務局】

(地域コミュニティを強化するための支援等の充実)

- 東日本大震災津波により、当面、新たなコミュニティ形成の必要性が生じており、また、地域における災害時の対応力を向上させるため、コミュニティの強化を図る。

- 沿岸部において、外部から支援を受けて実施してきた事業を今後も継続するため、研修機会の充実により人材育成を推進する。

- 国、市町村、関係機関と連携しながら、地域住民の学びの場や交流の機会を確保するなど、地域コミュニティを強化するための支援等の充実を図る。

[指標] 放課後の公的な居場所がある小学校区の割合 91.0% (H26) ⇒ 96.3% (R2)

(地域の教育課題の解決、教育を通じた地域づくりの推進)

- 子ども・学校・家庭・地域・行政の5者の役割分担と連携により、地域の教育課題の解決と、教育を通じた地域づくりを推進する。

《地籍調査の実施》【農林水産部】

(市町村が行う国土調査事業の計画的な実施への支援)

- 津波被害等により用地境界等が流失した場合であっても、復元等が円滑に行えるよう、市町村が行う国土調査事業の計画的な実施を支援する。

[指標] 地籍調査進捗率 84.3% (H26) ⇒ 86.0% (R2)

(別紙5) 施策分野ごとの脆弱性評価結果に基づく対応方策

【個別施策分野】

1) 行政機能・情報通信分野

行政機能

《災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化》【総務部、県土整備部】

(県庁舎の強化)

- 県庁舎及び各地区合同庁舎については、平成26年度末現在において21棟のうち15棟、71.4%が耐震化済みであるが、大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を確保するため、計画的に耐震診断を行い、継続して庁舎本体の耐震化を推進する。
- 防災拠点としての機能を強化するため、上下水道管等ライフラインの耐震診断についても検討を進める。
- 大規模停電時においても庁舎機能を確保するため、自家発電設備の整備を進める。
- 電力供給停止の長期化に備え、72時間以上の稼働時間を確保するために必要な燃料を常時確保する。
- 浸水時の土嚢や排水ポンプ等を用いた応急対策を推進する。
- 大規模改修時に、上層階への電気室及び機械室の移設等を検討する

[指標] 県庁舎等の耐震化率 71.4% (H26) ⇒ 90.5% (R2)

(市町村庁舎の強化)

- 大地震等の大規模災害時における市町村の災害対策本部機能を確保するため、市町村に対し助言等を行い、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する庁舎の耐震化を促進する。
- [指標] 市町村庁舎の耐震化率 76.3% (H26) ⇒ 90.0% (R2)

《県における災害時業務継続計画の策定》【総務部】

(出先機関等の単独公所における計画の策定)

- 県本庁舎及び合同庁舎については、災害時業務継続計画は策定済みであり、今後は、災害時に効果的な運用を図るため、研修等を行うとともに、参集訓練、通信訓練や各部局等が実施する訓練等を通じて検証を行う。
 - 出先機関等の単独公所について、所管する部局と連携を図りながら、必要な公所について策定を行う。
- [指標] 災害時業務継続計画策定済の単独公所数 27公所 (H26) ⇒ 94公所 (R2)

《避難体制整備》【総務部】

(避難場所及び避難所の指定・整備)

- 災害時の円滑な避難に資するため、災害対策基本法に基づく緊急避難場所及び避難所の指定を行っていない市町村に対し、指定するよう働きかけを行う。
- [指標] 緊急避難場所等を指定した市町村 22市町村 [67.0%] (H26) ⇒ 33市町村 [100.0%] (R2)

(防災体制の強化及び避難行動の周知)

- 市町村が全庁をあげて役割分担する防災体制が構築できるよう、モデルケースを策定するなど、

市町村の体制整備を促進する。

- 災害時にとるべき避難行動について、県広報誌等により住民への周知を行う。

(避難勧告等発令基準の策定)

- 円滑な避難勧告等の発令のため、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、洪水災害を中心とした避難勧告等発令基準を未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行う。

[指標] 避難勧告等発令基準を策定した市町村（洪水予報河川及び水位周知河川に係る洪水災害）

11 市町村 [44.0%] (H26) ⇒ 28 市町村 [100.0%] (R2)

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【総務部】

(広域防災拠点の充実)

- 「広域防災拠点運用マニュアル」に基づく広域防災拠点の本格運用を行う。

(非常物資の備蓄体制の強化)

- 災害時に避難者に対して必要な食料等を提供するため、広域防災拠点（5箇所）に備蓄物資の配備を行う。

[指標] 備蓄を行う広域防災拠点箇所数 1 箇所 (H26) ⇒ 5 箇所 (H30)

《世界遺産登録資産の防災対策》【教育委員会事務局】

(文化財保護指導員による文化財パトロールの実施)

- 所有者（管理責任者）による管理のほか、文化財保護指導員による文化財パトロールを、世界遺産関連地域を重点地域として実施する。
- 世界遺産登録資産が地震等により被害を受けた場合に、国の文化財保護事業補助金を活用し、復旧を支援する。

[指標] 文化財パトロールの実施回数 152 回 (H26) ⇒ 156 回 (R2)

《特定動物の逸走防止》【環境生活部】

(特定動物飼養施設への立入調査、飼養施設点検、飼養又は保管の状況の定期的な確認等の必要な指導の実施)

- 特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じられるよう、引き続き、特定動物飼養施設への立入調査を実施し、飼養施設の点検の定期的な実施、飼養又は保管の状況の定期的な確認等必要な指導を行う。

警察

《災害警備本部機能の強化》【警察本部】

(警察本部及び警察署における災害警備計画の策定)

- 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察本部及び警察署において、災害警備計画を策定し、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成する。

(警察施設の整備)

- 大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に対しても、人命救助や治安維持活動を機動的かつ的確に実施できるよう、国の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を推進する。
- 防災拠点としての機能強化を図るため、老朽化又は狭隘化した交番・駐在所の整備を推進する。

[指標] 災害警備拠点警察施設整備数（累計） 121 箇所 (H26) ⇒ 151 箇所 (R2)

(代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練)

- 大規模災害により警察本部庁舎が使用不能となる不測の事態に備え、代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練を行う。

(職員の非常招集訓練)

- 執務時間外に災害が発生した場合であっても、迅速に災害警備体制の確立が図られるよう、職員の非常招集訓練を行う。

《災害対策用装備資機材等の更新整備》【警察本部】

(衛星携帯電話の機能維持)

- 災害時の非常連絡手段として警察本部（通信指令課、警備課及び機動隊）及び全警察署に配備している衛星携帯電話について、非常時において適切に使用できるよう機能維持を図る。

(非常食の備蓄)

- 災害発生初期から現場で活動する職員に、後方支援体制が整うまでの間に支給する非常食について、災害発生時に迅速・的確に供給できるよう、更新計画に基づき、備蓄を行う。

《災害対処能力の向上》【警察本部】

(警察・消防・自衛隊の関係強化)

- 大規模災害発生における救出救助活動において、警察・消防・自衛隊の連携した対応が不可欠であることから、県総合防災訓練や各機関主催の合同訓練への参加を通して、相互の関係強化による災害対処能力の向上を図る。

(警察署等の災害警備担当者等に対する訓練の実施)

- 災害警備活動の中核となる人材を育成するとともに、職員の災害警備に係る知識・技能の向上及び災害に対する危機意識の醸成を図るため、専門的災害警備訓練に係る施設や資機材を整備し、警察署等の災害警備担当者等に対する教養・訓練を行う。

[指標] 災害警備に係る教養・訓練修了者数（累計） 80 人 (H27) ⇒ 180 人 (R2)

《災害に備えた道路交通環境の整備》【県土整備部、警察本部】

(信号機電源付加装置の整備)

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置について、国の特定交通安全施設等整備事業に係る補助金を活用し、交通事故の発生状況や交通量その他の事情を考慮しながら、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路から優先して整備する。

[指標] 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数（累計）

61 台 (H26) ⇒ 76 台 (R2)

(事業者等との協定締結等による連携強化)

- 災害発生時、緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等道路障害物の排除活動や、信号機等交通安全施設の被害調査及び応急復旧工事に係る支援体制を確立するため、事業者等と協定を締結するなどにより連携を強化する。

(緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導)

- 災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等

への指導を行う。

(道路通行規制等の情報提供)

- 災害発生時における円滑な通行確保を図るため、道路通行規制等の情報提供を推進する。

《被留置者の逃走・事故防止》【警察本部】

(留置場非常計画の策定、護送訓練の実施)

- 大規模災害等の非常時における被留置者の逃走等を防止するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規程に基づき、各署ごとに「留置場非常計画」を策定のうえ、これに基づく護送訓練を行う。

消防

《地域の消防力の強化》【総務部】

(消防本部・消防署等庁舎の強化)

- 消防本部・消防署等の庁舎については、地震等の災害発生時においても防災拠点としての役割を果たすことができるよう、設置する市町村等に対して財政支援制度等について情報提供を行いながら、耐震化を促進する。

[指標] 消防本部、消防署等庁舎の耐震化率 75.3% (H25) ⇒ 97.8% (R2)

(消防団活動の充実強化)

- 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

《防災ヘリコプターの円滑な運航の確保》【総務部】

(防災関係機関相互の連携体制の確立)

- 岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図る。

[指標] 岩手県ヘリコプター等運用調整会議の開催回数 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)

《救急・救助活動等の体制の強化》【総務部】

(救急救命士に対する研修会の開催)

- 救急救命士の措置範囲の拡大に的確に対応した講習等を実施するほか、救急救命士の資質向上を図るための研修会を実施する。

[指標] 救急救命士の生涯教育における県単位研修会の開催回数 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)

《防火対策》【総務部】

(消防設備士、危険物取扱者の免状業務や講習の実施)

- 消防設備士、危険物取扱者の免状業務や技術向上等を図るための講習の実施を通じて、火災や危険物事故の未然防止を図る。

[指標] 消防設備士講習の実施回数 5回 (H26) ⇒ 35回 (R2)

《消防機関の連携体制整備》【総務部】

(緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加)

- 毎年度実施されている緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練に参加し、他県部隊との連携や災害対応力の向上を図る。
 [指標] 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加回数 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)
- (緊急消防援助隊増隊の促進)
 - 大規模な災害発生に備え、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（第三期計画）に基づく増隊を促進する。
 [指標] 緊急消防援助隊登録数 74隊 (H26) ⇒ 96隊 (R2)

教育

《学校施設・公立社会体育施設等の耐震化》【総務部、商工労働観光部、教育委員会事務局】

(公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化)

- 学校施設の安全確保及び避難場所としての防災機能強化を図るため、引き続き県立学校（中学校・高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校施設等の耐震対策の促進を図る。
 [指標] 「岩手県耐震改修促進計画」に基づく県立学校施設の耐震化率
 97.8% (H27) ⇒ 100.0% (R2)

(私立学校の耐震化)

- 私立学校施設の安全性を確保するため、国の補助制度等を活用し、私立学校が行う計画的な耐震診断や耐震改修（補強）等の取組を支援する。
 [指標] 私立学校の耐震化率 72.5% (H26) ⇒ 89.7% (R2)
 私立学校の学校安全計画（災害安全点検）の策定率 68.0% (H25) ⇒ 90.0% (R2)

(県立職業能力開発施設の耐震化)

- 旧耐震基準で建設された3施設について、国の社会資本整備総合交付金等を活用して耐震診断を実施し、耐震性が不足と診断された施設に対しては、必要な改修工事等により耐震化を推進する。
 [指標] 県立職業能力開発施設の耐震診断実施率 33.3% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

《学校防災体制の確立》【教育委員会事務局】

(危機管理マニュアルの見直し・検証)

- 学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかける。

(学校防災に関わる指導助言、専門家派遣)

- 学校訪問において、学校防災に関わる指導助言を行うとともに、学校に防災の専門家を派遣し、学校防災体制の充実を図る。
 [指標] 教育計画の中に様々な自然災害等に「そなえる」教育活動（防災教育）を具体的に取り入れて再構築した学校の割合 - (H26) ⇒ 100.0% (H30)

《防災教育の推進》【総務部】

(防災教育に携わる教員への研修)

- 平成26年度までに作成した防災教育教材の活用を促すため、防災教育に携わる教員への研修を実施する。
 [指標] 復興教育副読本・防災教育教材活用研修会の開催回数 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)

《実践的な防災教育（【そなえる】）を中心とした「いわての復興教育」の推進》

【教育委員会事務局】

（復興教育副読本を活用した学習促進）

- 災害発生時に児童生徒が的確な判断・行動ができる力を育成するため、各学校における復興教育副読本を積極的に活用した学習を促進する。

（地域連携型の防災教育の推進）

- 学校・家庭・地域・関係機関が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を進める。

情報通信

《行政情報通信基盤の耐災害性強化》【政策地域部】

（県保有行政データの遠隔地バックアップ体制の検討）

- 災害による行政データ消失に備え、確実なデータ保管・バックアップを行うため、県が保有する行政データの遠隔地バックアップ体制のあり方を検討する。

《情報通信利用環境の整備》【政策地域部】

（携帯電話等エリア整備）

- 災害時にも有効な連絡手段である携帯電話のエリア外人口を解消するため、国の携帯電話等エリア整備事業を活用して携帯基地局を整備する市町村を支援するとともに、通信事業者へ働きかけを行うなど基地局整備に取り組む。

[指標] 携帯電話エリア外人口 3,980 人 (H26) ⇒ 3,071 人 (R2)

（民放ラジオ難聴解消）

- 災害時にも多くの住民に対し情報伝達を行うため、国の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用して中継局の整備を行う市町村を支援するなどラジオの難聴解消に取り組む。

（ブロードバンド利用環境整備）

- 条件不利地域の超高速ブロードバンド整備や公設民営の設備の維持について、国に財政支援を求めていく。

（通信事業者との連携）

- 発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、引き続き通信事業者との連絡体制を維持する。

訓練・連携体制

《県総合防災訓練の実施による関係機関との連携》【総務部】

（関係機関の連携強化、総合防災訓練の実施）

- 県、市町村、防災関係機関、NPO 及びボランティア団体等との連携をより強化し、災害時に適切な対応が可能となるよう引き続き総合防災訓練を実施する。

[指標] 県総合防災訓練の実施回数 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)

《防災訓練の推進》【総務部】

（市町村の災害対応能力向上や住民の防災意識の醸成）

- 県総合防災訓練を通じて、訓練実施地域の市町村の災害対応能力向上や住民の防災意識の醸成を図る。

[指標] 県総合防災訓練実施地城市町村数 3市町 (H26) ⇒ 16市町村 (R2)

(市町村における図上訓練等に係る支援)

- 市町村における災害対応能力の向上を図るため、図上訓練等に係る支援を行う。

[指標] 図上訓練等の実施対象とした市町村 3市町村 (H26) ⇒ 29市町村 (R2)

《災害時連携体制整備》【農林水産部、県土整備部】

(関係団体との協定締結)

- 災害時における応急業務等の連携が図られるよう、引き続き、災害時の連携が必要とされる団体について、協定の締結に取り組む。

(「農地・農業用施設災害復旧支援隊 (NSS)」の取組)

- 災害時における農地・農業用施設等の応急対策業務に備えるため、「農地・農業用施設災害復旧支援隊 (NSS)」の取組を継続する。

《県外自治体との広域応援・受援体制の整備》【総務部】

(北海道・東北8道県広域応援ガイドラインに係る組織や実施体制等の検討)

- 「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」について、組織や実施体制等の検討を各道県と共同で進める。

[指標] 北海道・東北8道県広域応援ガイドラインに関する各道県連絡会議等の開催回数

0回 (H26) ⇒ 6回 (R2)

《技術職員等による応援体制の構築》【政策地域部、農林水産部】

(必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みの構築に向けた国への働きかけ)

- 現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、国による任期付職員の一括採用や技術職員の確保・育成体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に働きかけていく。

(官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊 (NSS)」による支援の取組継続)

- 大規模な農地・農業用施設災害が発生した場合における、被災市町村からの応援要請に対応するため、官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊 (NSS)」による支援の取組を継続する。

《自主防災組織の結成及び活性化支援》【総務部】

(岩手県地域防災センター派遣等による自主防災組織の結成促進)

- 地域防災力強化のため、岩手県地域防災センター派遣等により地域の取組を支援し、自主防災組織の結成を促進する。

[指標] 県地域防災センターの地域への派遣回数 11回 (H26) ⇒ 150回 (R2)

(自主防災組織を対象とした研修会等の開催)

- 自主防災組織を対象とした研修会等の開催により、自主防災組織活性化に向けた支援を行う。
- 大雨等による災害への適切な対応を促すため、研修会等において防災気象情報や災害発生の仕組みなどに関する理解を一層深めることができるよう、気象台と連携した取組を行う。

[指標] 自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (R2)

《孤立集落を想定した防災訓練の実施等》【総務部】

(県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練の実施)

- 県総合防災訓練において、孤立可能性集落を対象とした訓練を実施する。

[指標] 県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練実施回数 1回 (H26) ⇒ 6回 (R2)

人材育成

《防災人材育成》【総務部】

(自主防災組織リーダー研修会の開催、岩手県地域防災サポーターの派遣)

- 防災人材育成のため、自主防災組織リーダー研修会を開催するとともに、岩手県地域防災サポーターの派遣等を行う。

[指標] 自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (R2)

県地域防災サポーターの地域への派遣回数 11回 (H26) ⇒ 150回 (R2)

2) 住宅・都市分野

《住宅・大規模建築物の耐震化》【県土整備部】

(住宅の耐震化)

- 住宅の耐震化を一層促進するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施する。

[指標] 住宅の耐震化率 73.2% (H25) ⇒ 85.0% (R2)

(大規模建築物の耐震化)

- 大規模建築物の耐震化を促進するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村と連携を図りながら、民間所有の大規模建築物への耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施する。

《公営住宅の老朽化対策》【県土整備部】

(個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、未策定である災害公営住宅の個別施設計画の策定を進めていくとともに、策定済みの施設については、計画に基づく適切な維持管理等を着実に推進する。

[指標] 県営住宅の長寿命化型改善及び建替戸数（累計） 280戸 (H26) ⇒ 570戸 (R2)

ストックマネジメントに取り組んでいる県有建築施設数（累計）

1棟 (H26) ⇒ 30棟 (H30)

《市街地整備》【県土整備部】

(幹線街路整備)

- 市街地における避難路の確保及び火災の延焼拡大防止等のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、国や市町村と連携を図りながら幹線街路の整備を推進する。

(都市公園における防災対策)

- 発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備促進のため、市町村が実施する整備事業に対して、助言等を実施する。

[指標] 防災公園数（累計） 52箇所 (H25) ⇒ 66箇所 (R2)

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

- 電柱の倒壊による交通の遮断を防ぐため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における無電柱化を推進する。

[指標] 無電柱化延長（累計） 25.8km (H26) ⇒ 27.9km (H30)

《空き家対策》【県土整備部】

(不良住宅等の解体)

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村が国の空き家再生等推進事業を活用して実施する不良住宅等の解体について支援する。

(空き家活用による取組を担う人材の育成やサポート体制の構築)

- 空き家活用人材育成支援事業により、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進などの取組を担う人材の育成やサポート体制の構築など、総合的な空き家対策を推進する。

[指標] 空き家活用等モデル事業の実施地区数(累計) 0地区 (H26) ⇒ 3地区 (H30)

《水道施設の防災機能の強化》【環境生活部】

(水道施設の計画的な老朽化対策・耐震化対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進めるとともに、施設の耐震化対策を促進する。

[指標] 基幹管路の耐震適合率 46.2% (H26) ⇒ 55.8% (R2)

浄水施設の耐震化率 26.0% (H26) ⇒ 31.5% (R2)

配水池の耐震化率 36.3% (H26) ⇒ 44.7% (R2)

《応急給水の確保に係る連携体制の整備》【環境生活部】

(応急給水)

- 防災訓練により協定締結先の飲料水メーカー等関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急給水活動が円滑に行われるよう連携の強化を図る。

(水道施設の応急復旧)

- 防災訓練により協定締結先の水道工事業の団体等関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急復旧が円滑に行われるよう連携の強化を図る。

(水道災害訓練)

- 防災訓練により水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧・応急給水の協定締結先と情報連絡体制の確認を行い、連携の強化を図る。

《災害時等における下水道復旧支援に関する協定》【県土整備部】

(県と市町村との連絡体制強化)

- 災害時の支援が有効に機能するよう、平時より情報連絡訓練を行うなど、県と市町村との連絡体制強化を図る。

《下水道施設の防災機能の強化》【県土整備部】

(下水道施設の浸水対策)

- 下水道施設の浸水による機能停止を防止するため、浸水防止対策について、改築時に実施を検討するとともに、市町村に対しても助言等を実施する。

(BCPに基づく応急対応訓練等の実施)

- 災害時においても下水の溢水を防止するため、BCPに基づいた応急対応訓練等を実施する。

(下水道施設の老朽化対策)

- 避難場所等における公衆衛生確保のため、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する老朽化対策事業の促進が図られるよう、必要な助言等を実施する。

(個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である管路施設の個別施設計画の策定を進める。

《内水危険箇所の対策》【県土整備部】

(内水危険箇所のソフト対策)

- 内水ハザードマップの作成に向け、市町村による国の防災・安全交付金等を活用した浸水区域図の作成を促進するため、作成勉強会等の開催等により、市町村の取組を支援する。

- 策定済み市町村に対しては、既存ハザードマップの見直し等を支援する。

(内水危険箇所のハード対策)

- 浸水被害の可能性のある家屋の解消のため、市町村が行う国の防災・安全交付金等を活用して実

施する事業に対して、助言等を実施する。

《地域コミュニティ力の強化》【政策地域部、農林水産部】

(地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発)

- 地域コミュニティ活動のモデルとなる団体を「元気なコミュニティ特選団体」として引き続き選定し、関係団体の活動促進を図るとともに、県内外の先進的な事例を紹介し、地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発を行う。

[指標] 元気なコミュニティ特選団体数（累計） 137 団体 (H26) ⇒ 203 団体 (R2)

(地域づくり関連セミナー等の開催、地域外人材の活用促進)

- 地域づくり活動の担い手の育成のため、地域づくり関連のセミナー等を開催するとともに、地域外の人材（復興支援員や地域おこし協力隊など）の活用を進める。

(コミュニティ助成制度等による活動支援)

- 地域コミュニティ機能の維持・再生のため、アドバイザー派遣による支援を行うとともに、各種コミュニティ助成制度の有効活用を図りながら、市町村や地域づくり団体が行う地域の課題解決に向けた取組を支援する。

[指標] コミュニティ助成制度等による活動支援件数（累計） 51 件 (H26) ⇒ 267 件 (H30)

(農山漁村における共同活動の取組の維持・活性化)

- 災害発生時における、地域住民の対応能力の向上や、地域コミュニティ機能の迅速な再構築が図られるよう、多面的機能支払制度等の活用による農地や農業水利施設等の保全管理活動など、農山漁村における共同活動の取組を維持・活性化する。

[指標] 水田における地域協働等の取組面積割合 68.0% (H25) ⇒ 82.8% (R2)

(森林保全等の活動支援)

- 国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活用による、里山保全活動等の支援を継続する。

《学びを通じた地域コミュニティの再生支援》【教育委員会事務局】

(地域コミュニティを強化するための支援等の充実)

- 東日本大震災津波により、当面、新たなコミュニティ形成の必要性が生じており、また、地域における災害時の対応力を向上させるため、コミュニティの強化を図る。
- 沿岸部において、外部から支援を受けて実施してきた事業を今後も継続するため、研修機会の充実により人材育成を推進する。
- 国、市町村、関係機関と連携しながら、地域住民の学びの場や交流の機会を確保するなど、地域コミュニティを強化するための支援等の充実を図る。

[指標] 放課後の公的な居場所がある小学校区の割合 91.0% (H26) ⇒ 96.3% (R2)

(地域の教育課題の解決、教育を通じた地域づくりの推進)

- 子ども・学校・家庭・地域・行政の5者の役割分担と連携により、地域の教育課題の解決と、教育を通じた地域づくりを推進する。

3) 保健医療・福祉分野

《病院・社会福祉施設等の耐震化》【保健福祉部】

(病院の耐震化)

- 災害拠点病院については、移転新築する病院を除き全て耐震化済みであるが、未耐震の医療施設については、継続して国の医療提供体制整備交付金を活用した施設改修等の促進を図る。

[指標] 病院の耐震化率 61.5% (H26) ⇒ 76.3% (R2)

(社会福祉施設等の耐震化)

- 災害発生時に避難が困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用した介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進する。

《災害時における医療提供体制の構築》【保健福祉部】

(災害拠点病院の体制強化)

- DMA T (災害派遣医療チーム) 機能強化のため、国主催の研修への参加や県独自の要請研修の実施を継続し、災害医療に対応できる人材の育成を図る。

[指標] 災害拠点病院におけるDMA T数 23チーム (H26) ⇒ 37チーム (R2)

(要配慮者(難病患者等)への医療的支援)

- 県内の非常用電源装置を必要とする在宅難病患者数や当該患者への非常用電源装置の確保状況を調査し、必要に応じて、患者に貸与するための非常用発電の整備について、医療機関への働きかけなどを行う。
- 災害時における透析患者への支援を行うため、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保等について定めた「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」が災害時に有効に機能するよう、隨時、見直しを実施するなど、透析医療関係機関・団体との連携強化を図る。

《医療情報のバックアップ体制の構築》【保健福祉部】

(全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化)

- 各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備や周産期医療情報ネットワーク（いーはとーぶ）の運用など、全県的な医療情報連携を推進するなかで、医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテ導入が各病院で図られるよう取り組む。

[指標] 電子カルテを導入している病院数 23施設 (H24) ⇒ 35施設 (H29)

周産期医療情報ネットワークへの参加割合 (市町村及び分娩取扱等医療機関)

98.6% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *

*H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

《ドクターへリの運航確保》【保健福祉部】

(専用の場外離着陸場整備、ランデブーポイントの確保)

- 救命率の向上を図るため、引き続き県全域でのドクターへリの運用を行う。
- ドクターへリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場の整備やランデブーポイントの確保等を進める。

(他県へリ及び他県基地病院との相互支援)

- 他県へリ及び他県基地病院との相互支援体制を強化し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の

充実を図る。

(ドクターへリ出動事例の事後検証会の定期的な開催)

- ドクターへリと消防機関との連携の緊密化及びヘリ運用の習熟を目的として、ドクターへリ出動事例の事後検証会を今後も定期的に開催し、効果的な運用を図る。

《福祉避難所の指定・協定締結》【保健福祉部】

(市町村等職員を対象とした研修会等の実施、市町村の取組促進)

- 災害時に円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を有する事業者との協議など市町村の取組を促進する。

[指標] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) ⇒ 100.0% (R1) *

※H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》【保健福祉部】

(市町村等職員を対象とした研修会等の実施、市町村の取組促進)

- 災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、避難行動要支援者名簿の作成や発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくり、具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定などの市町村の取組を促進する。

[指標] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H27) ⇒ 100.0% (H29)

《感染症対策》【保健福祉部】

(感染制御支援チーム構成員の追加・拡充)

- 地域バランス等も考慮した、感染制御支援チーム構成員の追加・拡充を図る。

(感染制御研修会・各種訓練への参加、D M A Tなど関係機関との連携)

- 県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会、各種訓練への参加を通し、D M A Tなど関係機関との連携を図り、災害発生時の体制の構築を図る。

《要配慮者等への支援》

【総務部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、教育委員会事務局】

(要配慮利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化)

- 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）に対し、立地条件等の情報提供を行う。
- 非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する定期的な点検と指導・助言を行う。
- 非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について、要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の特徴に応じたマニュアルの作成や先進的取組事例の情報提供を行う。

(要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援)

- 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）に対する避難情報の正確な知識の周知を徹底する。
- 地域と連携した避難体制整備に向け、先進的取組事例等の情報提供や、地域と連携した避難訓練等の実施に対する支援、協力を行う。
- 同一市町村内に立地している県所管要配慮者利用施設（社会福祉施設等）と市町村等所管の同施設の間で、非常災害対策等について情報共有を行う。
- 住民に対し、福祉避難所の設置目的の周知を行う。

(福祉避難所等における福祉的支援)

- 大規模災害時に、避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集・研修を実施し、チーム員の養成やスキルアップを図るとともに、避難所を運営する市町村や関係団体にチームについて周知し、チームの活動環境の整備を推進する。
- 「市町村避難所運営マニュアル」を参考として、市町村において、円滑な避難所運営体制を構築するために行う、地域の実情に合った避難所運営マニュアルの策定や、住民と連携した避難所運営訓練の実施などの取組を支援する。

[指標] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26) ⇒ 50 チーム (R2)

(要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援)

- 市町村による住民主体の介護予防や通いの場に向けた取組が充実し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行を促進する。
- 県高齢者総合支援センターにおいて認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図る。
- 介護老人福祉施設等の被災を想定し、入所者の移送も含めた施設間（施設が所在する広域間）の支援体制の構築を進める関係団体の取組を支援する。
- 特別養護老人ホームの計画的整備や、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護事業所などの居住系サービス基盤の整備を行う市町村の取組を支援する。
- 災害時の障がい者の支援について、引き続き、「障がいのある方たちへの災害対応のてびき」に添付している「おねがいカード」の活用について周知を行うとともに、関係団体等と連携して、「おねがいカード」を活用した防災訓練の実施後に総括を行い、必要に応じて改善を図る。

[指標] 認知症サポーター数（累計） 97,944 人 (H26) ⇒ 181,000 人 (R2)

(男女のニーズの違いに配慮した支援)

- 平時より防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画が図られるよう市町村に働きかけていく。
- 被災した女性の様々な不安や悩み、ストレス及び性差別的取扱に関する相談に対応するため、平時から女性のための相談窓口を岩手県男女共同参画センターに開設し、気軽に相談できる体制を整える。（男性の悩みや困りごとに関する相談にも対応する。）

[指標] 女性委員が参画する市町村防災会議の割合 - (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(外国人への支援)

- やさしい日本語や多言語による防災情報の提供、災害時情報の伝達、災害時に応するボランティア育成や派遣等の体制整備を行う。

(災害用医薬品等の確保)

- 県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会の4者との協定の締結を継続し、協定が災害時に有効に機能するよう、隨時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る。

(こころのケア体制の確保)

- こころのケア活動を担う人材の育成、関係機関のネットワークの強化などの取組を引き続き実施する。
- 今後、大規模災害等の発生時に専門的な精神医療の提供及び精神保健活動の支援等を目的とする災害派遣精神医療チーム (DPAT) の設置について検討するため、委員会や審議会において、有識者等と意見交換を実施する。

(児童生徒の心のサポート)

- 小・中学校、県立学校（高等学校・特別支援学校）へのスクールカウンセラーの配置・派遣、教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置及び児童生徒の心とからだの健康観察等により、きめ細かい心のサポートに取り組む。
- 学校心理士資格を有する人材の育成及び教員研修を推進する。

(動物救護対策)

- 防災訓練の実施等を通じて関係機関との連携を強化するとともに、訓練の結果や動物の飼養状況等を踏まえ、隨時、協定及び「災害時の動物救護マニュアル」の見直しを行う。
- 市町村が策定する地域防災計画による動物救護対策の措置、動物との同行避難を想定した避難訓練の実施について、市町村等に働きかける。

[指標] 地域防災計画に動物救護の記載のある市町村の割合 75.8% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *

※H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

《防災ボランティアの活動支援》【保健福祉部】

(防災ボランティア支援ネットワークの構築)

- 「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づき、防災ボランティアによる支援が効果的に行われるよう、活動推進に係る研修の実施などにより、平時から関係機関・団体による防災ボランティア支援ネットワークを構築するとともに、地域で防災ボランティアを円滑に受け入れる「受援力」を高める取組を推進する。

[指標] 防災ボランティア活動推進に係る研修への参加関係機関・団体数

37 団体 (H26) ⇒ 61 団体 (R2)

《災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成》【保健福祉部】

(災害医療コーディネーターの育成研修等の実施)

- 災害医療コーディネーターの育成を図るため、年1回程度の研修等の実施を継続し、災害医療を担う人材を確保する。

(災害派遣福祉チームの派遣体制の整備・強化)

- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集・研修を実施し、チーム員の養成やスキルアップを図るとともに、避難所を運営する市町村や関係団体へチームについて周知し、チームの活動環境の整備を行う。

[指標] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26) ⇒ 50 チーム (R2)

4) 産業分野

《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》【商工労働観光部】

(物資調達協定等に基づく物資の調達)

- 市町村が被災し、市町村において物資の調達ができないと推測される場合に、県災害対策本部と調整のうえ、物資調達協定等に基づき物資の調達を行う。

(協定締結企業者との連絡体制の更新)

- 災害発生時に物資を速やかに調達するため、協定締結企業者との連絡体制を常に最新のものになるよう更新を行う。

《物流機能の維持・確保》【商工労働観光部】

(協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送)

- 災害の発生により、救援物資を緊急に輸送する必要があると認められる場合に、県災害対策本部と調整のうえ、協定に基づき協定締結団体に協力を要請し、救援物資の受入れや緊急輸送等を行う。
- 救援物資の受入れや緊急輸送の円滑化のため、協定締結団体と定期的に協議を行い、緊急輸送業務に係る情報伝達方法等について確認する。

(岩手産業文化センターの拠点開設に係る対応マニュアル等の整備)

- 広域支援拠点として、救援物資の受入れや分配機能を担う岩手産業文化センターが迅速に体制を構築できるよう、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアルの適切な運用について、指定管理者や関係団体と定期的に協議を実施する。

《企業における業務継続体制の強化》【商工労働観光部】

(中小企業の業務継続計画の策定促進)

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、商工団体等支援機関と連携し、計画の必要性について普及啓発を図る。

《被災企業への金融支援》【商工労働観光部】

(制度融資による円滑な資金供給)

- 災害発生後、罹災した中小企業者が早期に事業を再開できるよう、県の融資制度として「中小企業災害復旧資金」を発動する。
- 貸付対象は、原則として災害救助法の適用を受けた市町村区域にある被災企業であるが、対象区域を限定することが適当でない場合には、弾力的な運用を図る。

(甚大な災害発時における相談対応)

- 災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置する。
- 金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、必要な情報提供を行う。

《支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築》【総務部、商工労働観光部】

(避難所等への燃料等供給の確保)

- 県石油商業共同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。

(緊急車両等への石油燃料供給の確保)

- より円滑な燃料供給を図るため、県石油商業協同組合との協定に基づき、優先給油すべき緊急車両等を平成28年度中に定め、周知を図る。
- 協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。

《石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実》【総務部】

(計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施)

- 「岩手県石油コンビナート等防災計画」について、適切な見直しを図るとともに、計画に基づく防災体制の充実を図るため、防災訓練を定期的に実施する。

[指標] 東日本大震災津波による被害の復旧以降に実施した石油コンビナート等総合防災訓練の回数 0回 (H26) ⇒ 3回 (R2)

《再生可能エネルギーの導入促進》【環境生活部、農林水産部、企業局】

(風力発電や地熱発電導入の理解促進、事業者の円滑な取組促進)

- 風力発電や地熱発電の導入について、セミナー等の開催による理解促進を図るとともに、市町村と連携しながら具体的に事業化を図る事業者の円滑な取組を促進する。

(被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備導入の推進)

- 避難所や市町村庁舎など、災害時に被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進する。

(自立・分散型エネルギー供給体制整備)

- 地域が災害時においても一定のエネルギーを賄えるよう、地域資源である再生可能エネルギーを最大限活用した自立・分散型エネルギー供給体制の整備を推進する。

[指標] 再生可能エネルギーによる電力自給率 18.9% (H26) ⇒ 35.0% (R2)

(水力や風力を活用した県営発電所の建設推進)

- 県自らの再生可能エネルギーの導入促進の取組として、水力や風力を活用した県営発電所の建設を推進する。

[指標] 再生可能エネルギーを活用した県営発電所数 18か所 (H26) ⇒ 19か所 (R2)

(木質バイオマス燃焼機器の導入促進、安定供給体制の整備)

- 木質バイオマスの利用を促進するため、木質バイオマスコーディネーターの活動を通じて、木質バイオマス燃焼機器の公共施設等への導入を促進するとともに、供給者と需要者間において、木質燃料の供給量や価格等による協定の締結を促進することにより、燃料の安定供給体制の整備を推進する。

[指標] 産業分野の木質バイオマス導入事業者数(累計) 28事業者 (H26) ⇒ 36事業者 (H30)

《電力系統の接続制約の改善等》【環境生活部】

(国に対する系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化の要望)

- 再生可能エネルギー発電設備の導入における接続制約の解消に向け、引き続き、国に対し系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化を要望していく。

(停電発生時の早期復旧に備えた関係機関との連携強化)

- 長期の停電発生時における電力供給の早期復旧に備えるため、関係機関との連携を強化する。

《農林水産業の担い手の確保》【農林水産部】

(リーディング経営体や新規就農者の確保・育成)

- リーディング経営体をはじめ地域の中心となる経営体への農地の利用集積を進め、経営規模の拡大や効率化を促進するとともに、法人化を支援するなど地域農業をけん引する経営体を育成する。
- 農家子弟、若者・女性や新規学卒者、他産業からのU・Iターン者など多様な新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、企業の農家参入を促進する。

[指標] リーディング経営体の育成数（累計）	21 経営体 (H26) ⇒ 110 経営体 (R2)
法人化した集落営農組織の割合	30.0% (H26) ⇒ 55.0% (R2)
新規就農者数	246 人/年 (H26) ⇒ 260 人/年 (R2)

(林業における経営体の育成、新規就業者の確保)

- 地域けん引型林業経営体の育成や研修機関等による林業技能者の養成、新規就業者の確保・育成などに取り組む。

[指標] 林業技能者数（累計）	395 人 (H26) ⇒ 575 人 (R2)
-----------------	--------------------------

(水産業における経営体の育成、新規就業者の確保)

- 専業漁家の経営規模の拡大を促進するとともに、研修・雇用機会の創出や住居確保など受入れ環境の整備、就業のマッチングなどにより、生産性・収益性の高い中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保に取り組む。

[指標] 中核的漁業経営体数	283 経営体 (H26) ⇒ 510 経営体 (R2)
新規漁業就業者数	40 人 (H26) ⇒ 70 人 (R2)

《建設業の担い手の育成・確保》【県土整備部】

(建設企業の経営改善や次世代を担う人材の育成・確保支援)

- 地域から期待される建設企業が存続できるような環境づくりのため、本業を中心とした経営改善の取組や次世代を担う人材の育成・確保支援など、「いわて建設業振興中期プラン」に基づく取組を推進する。

[指標] 経営革新アドバイザー派遣企業数	50 社 (H26) ⇒ 68 社 (R2)
経営力強化等をテーマとした講習会受講者数	587 人 (H26) ⇒ 700 人 (R2)

(地域建設企業の安定的な確保)

- 将来にわたって地域維持事業を担う地域建設企業の安定的な確保を図るため、「地域維持型契約方式」の拡大について、地域の実情を考慮しながら取り組む。

(ＩＣＴ技術の活用等の推進)

- 建設現場における生産性向上と、担い手の育成及び確保を図るため、ＩＣＴ技術の活用等を推進する。

《人材育成を通じた産業の体质強化》【商工労働観光部】

(産業人材の育成基盤強化)

- 各産業におけるネットワークの連携を進め、産業人材の育成基盤を強化するとともに、内陸と沿岸の企業連携を支援し、本県産業を担う人材の育成や足腰の強い産業の体质強化を促進する。

《農林水産業の生産基盤・経営の強化》【農林水産部】

(農地利用の最適化支援)

- 市町村、農業委員会及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地集積、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援する。

[指標] 認定農業者等への農地集積面積 82,026ha (H26) ⇒ 103,000ha (R2)

荒廃農地面積 5,947ha (H26) ⇒ 4,950ha (R2)

(効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備)

- 農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する。

[指標] 水田整備率 (30a 程度以上) 51.1% (H24) ⇒ 52.8% (R2)

(効率的かつ安定的な林業経営の確立)

- 林業事業体の森林経営計画の作成を支援することにより、森林施業の集約化を促進するとともに、計画的な路網整備を推進し、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを進める。

[指標] 造林面積 733ha (H26) ⇒ 1,290ha (R2)

(漁業生産基盤の有効かつ効率的な活用)

- 漁業生産コストの低減や就労環境の向上を図るため、浮桟橋等の整備や、防波堤・岸壁等の整備を推進する。

[指標] 養殖作業支援 (浮桟橋等) の漁港整備数 (累計) 0 渔港 (H26) ⇒ 7 渔港 (R2)

《生産技術の復旧支援体制》【農林水産部】

(農林漁業者に対する経営再開支援)

- 被災後の農林漁家の生産活動が早期に再開できるよう、農林漁業者に対する経営再開のための支援事業を継続する。

《県産食料品の供給体制の強化》【商工労働観光部】

(食料品製造事業者への総合的な支援、企業の創出や人材育成)

- 本県の地域資源を活用した食料品を安定的に供給するため、関係機関と連携し、食料品製造事業者を総合的に支援し、持続的に事業活動を展開する企業の創出や人材の育成を図る。

[指標] 食料品製造出荷額 3,208 億円 (H26) ⇒ 3,663 億円 (R2)

5) 国土保全・交通分野

《道路施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(道路施設の防災対策)

- 大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進するとともに、危険箇所の再点検を実施する。
- 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等が行なう農林道の点検・診断等の取組を支援する。

[指標] 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率 58.8% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *

農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.9% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築)

- 大規模災害発生時における緊急輸送道路を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、橋梁の耐震化対策を推進するとともに、緊急輸送道路の見直し等を進める。
- 災害時における避難活動や救急物資輸送、救護活動等を安全かつ円滑に行うため、国の社会資本整備総合交付金等を活用した、災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの早期構築が必要であり、高規格幹線道路等の整備促進を図る。
- 大規模災害発生時の建物倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、国の防災・安全交付金等を活用し、市町村等と連携して、沿道建築物の耐震化の促進を図る。

[指標] 復興道路・復興支援道路のうち緊急輸送道路の第1次路線における耐震化橋梁の割合

15.0% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *

高規格幹線道路等の供用率 55.9% (H26) ⇒ 85.1% (R2)

※H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

《防雪設備等の整備》【県土整備部】

(防雪施設の整備)

- 県が整備すべき防雪柵、雪崩防止柵、堆雪帯などの防雪施設等はおおむね完了しているが、今後気象状況の変化等により新たな対策が必要となった場合は、国の防災・安全交付金等を活用し、必要な施設の整備を推進する。

《立ち往生車両の未然防止》【県土整備部】

(道路の通行止めや迂回路などの情報共有・運用)

- 平時より円滑な除雪作業に向けて、路面の段差解消や支障木の伐採等に取り組むとともに、災害対策基本法に基づく道路の通行止め情報、迂回路情報などの情報共有や、運用方法について関係機関と検討を進める。

《鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備》【政策地域部】

(鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援)

- 第3セクター鉄道に対し、国の補助制度等を活用した安全確保対策等の取組について必要な支援を行う。

(バス事業者に対する支援)

- バス事業者に対し、国の補助等制度等を活用したバス車両確保等について必要な支援を行う。

(関係機関との連携強化)

- 災害発生時における事故発生防止や代替輸送手段の確保のため、関係機関の連携による情報収集や情報の共有化について定めた災害対応マニュアルが有効に機能するよう関係機関との連携強化を図る。

(被災鉄道施設の復旧に対する支援)

- 第3セクター鉄道に対し、被災鉄道施設の速やかな復旧を図るために必要な費用等に対する支援を行う。

《津波防災施設の整備等》【農林水産部、県土整備部】

(津波防災施設の整備)

- 人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるため、国の社会資本整備総合交付金（復興）や農山漁村地域整備交付金（復興）等を活用し、復興まちづくりと整合した湾口防波堤・防潮堤等の津波防災施設の整備を推進する。

[指標] 新しい津波防災の考え方に基づいた津波防災施設の整備率

32.3% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(海岸水門等操作の遠隔化・自動化)

- 海岸水門等の操作員の安全の確保と、津波襲来時の確実な閉鎖のため、国の社会資本整備総合交付金（復興）や農山漁村地域整備交付金（復興）等を活用し、水門等の自動閉鎖システムの整備等を進める。

[指標] 海岸水門等の遠隔操作化箇所数（累計） 9箇所 (H26) ⇒ 187箇所 (R2)

(津波防災地域づくり)

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を策定するに当たり、津波浸水想定区域図作成の前提条件となる最大クラスの津波設定の参考とするため、国の社会資本整備総合交付金（復興）等を活用し、津波痕跡調査を実施するとともに、津波浸水想定の設定に向けた津波シミュレーションの検討を進める。

[指標] 津波浸水想定区域の設定市町村 0市町村 (H26) ⇒ 12市町村 [100.0%] (H30)

《港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備》【農林水産部、県土整備部】

(港湾施設の耐震・耐津波強化対策)

- 県内の港湾が、災害時における経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を果たすことができるよう、耐震強化岸壁の整備促進を図る。

(漁港施設の耐震・耐津波強化対策)

- 災害時において、地域防災計画で海上輸送拠点に位置づけられている漁港が、近隣漁業集落への緊急物資や人員の輸送拠点としての役割を果たすことができるよう、漁港施設機能強化事業等により、防波堤及び岸壁等の耐震・耐津波の強化を推進する。

[指標] 海上輸送拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率

7.1% (H26) ⇒ 100.0% (H30)

《港湾・漁港における避難対策》【農林水産部、県土整備部】

(避難誘導施設及び避難看板等の設置等の整備)

- 港湾利用者の避難対策推進のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、地元自治体の避難

計画に併せ、港湾就労者や交流施設利用者を安全な高台へと誘導する施設及び避難看板等の設置等の整備を推進する。

(津波避難誘導デッキの整備)

- 漁港利用者の早期避難を誘導するため、4漁港において、漁港施設機能強化事業により、津波避難誘導デッキの整備を推進する。

[指標] 津波避難誘導デッキの整備割合 0.0% (H26) ⇒ 100.0% (R1) *

※H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

《津波防災教育の実施》【県土整備部】

(出前講座等の実施)

- 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施する。

《河川改修等の治水対策》【県土整備部】

(河川整備)

- 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進する。

[指標] 河川整備率（県管理） 48.6% (H26) ⇒ 50.0% (R2)

(立木伐採と堆積土砂の除去)

- 洪水災害に対する安全度を維持するため、河川内の立木伐採及び堆積土砂の除去を継続して実施する。

(洪水浸水想定区域の指定)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、洪水浸水想定区域の指定を推進する。

[指標] 洪水浸水想定区域を指定した河川数（累計） 23河川 (H26) ⇒ 39河川 (R2)

(洪水ハザードマップの作成)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、洪水ハザードマップの作成に必要な浸水想定区域の指定を推進するとともに、未作成の市町村に対し、洪水ハザードマップの作成を促進するための助言等を行う。

《砂防施設の整備等による土砂災害対策》【県土整備部】

(土砂災害対策施設の整備)

- 災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害対策施設の整備を推進する。

《農山村地域における防災対策》【農林水産部】

(農地や農業水利施設等の生産基盤整備)

- 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。

(ため池等の保全対策、市町村が行うハザードマップの作成支援)

- ため池等の決壊などを未然に防止するため、農村地域防災減災事業により、ため池や農業用ダムの点検・調査を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う。

- ため池や農業用ダムの氾濫解析図を作成し、市町村が行うハザードマップの作成、地域住民への公表を支援する。

[指標] ため池の詳細調査実施割合 0.0% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

大規模ため池等のハザードマップ策定率 20.8% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備)

- 大雨等による土石流の発生などの災害を防止するため、点検等による山地災害危険地区の把握と、治山施設の整備及び森林整備を計画的に推進する。

[指標] 山地災害防止機能が確保された集落数（累計） 951 集落 (H26) ⇒ 990 集落 (R2)

《警戒避難体制の整備》【総務部、県土整備部】

(津波避難計画の策定)

- 津波発生時の円滑な避難のため、「津波避難計画策定指針」に基づく津波避難計画未策定の市町村に対し、策定するよう働きかけを行う。

[指標] 津波避難計画を策定した市町村 9 市町村 [75.0%] (H26) ⇒ 12 市町村 [100.0%] (R2)

(土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表)

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表に向けて、国の防災・安全交付金を活用し、引き続き基礎調査を実施する。

[指標] 土砂災害のおそれのある区域を公表した箇所数（累計）

4,898 箇所 (H26) ⇒ 14,348 箇所 (R1)

(土砂災害ハザードマップの作成)

- 土砂災害のおそれのある区域の周知等を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害ハザードマップの作成に必要な土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、未作成の市町村に対し、土砂災害ハザードマップの作成を促進するための助言等を行う。

(要配慮者利用施設における警戒避難体制の強化)

- 要配慮者の迅速、適切な避難行動に資するため、要配慮者利用施設が立地する箇所について、土砂災害警戒区域の指定を優先的に実施する。

(火山ハザードマップの作成)

- 火山噴火時の迅速、適切な避難行動に資するため、火山ハザードマップを作成し、登山者等への周知を行う。

[指標] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山 2 火山 (H26) ⇒ 3 火山 (R2)

(登山者の安全対策)

- 登山者の安全確保のため、気象庁が提供する火山情報を迅速・的確に提供する方策について検討する。

《住民等への災害情報伝達の強化》【県土整備部】

(水位周知河川の指定)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、優先度を考慮しながら、水位周知河川の指定を進める。

[指標] 水位周知河川に指定した河川数（累計） 21 河川 (H26) ⇒ 42 河川 (R2)

(水害に関する情報提供等の強化)

- 水害による被害の軽減を図るため、国、県及び市町村で構成する「洪水減災対策協議会」を設置し、水害に関する情報提供等に係る具体的な取組を推進する。

(土砂災害警戒情報の周知)

- 住民の避難行動等に活用するため、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民にとってわかりやすい情報の提供を推進する。

《空港の体制整備》【総務部、県土整備部】

(大規模災害時の空港運用体制の構築)

- 大規模災害時においても、救援救助活動の重要拠点としての役割を果たすため、職員体制の確保も含め、空港機能を維持するための対策について定めた業務継続計画（花巻空港 BCP）を平成 32 年度までに策定するよう進める。

(広域防災拠点としての受入体制の整備)

- 広域防災拠点として、応援ヘリの受入れや災害医療活動、救援物資受入輸送の運営を担う機関の受入れ体制について定めた業務継続計画(花巻空港 BCP)を平成 32 年度までに策定するよう進める。

《道路施設等の老朽化対策》【県土整備部】

(道路施設の個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である道路トンネルの個別施設計画の策定を進めていくとともに、策定済みの施設については、計画に基づく適切な維持管理を推進する。

[指標] 予防保全型の修繕が必要な橋梁の修繕率 53.2% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(河川・海岸・ダム施設の個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である水門、樋門、陸閘、ダム等の個別施設計画の策定を進める。

(砂防施設の個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設の個別施設計画の策定を進める。

(港湾施設の個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、港湾施設の個別施設計画の策定を進める。

(空港施設の老朽化対策)

- 個別施設計画に基づく適切な維持管理を推進する。

《県営発電施設の災害対応力の強化》【企業局】

(県営発電所建築物の耐震化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、県営発電所の建築物等について、施設の重要度・発電所運転への影響などを考慮しながら、耐震化を推進する。

[指標] 県営発電施設及び管理所等の耐震化率 60.0% (H26) ⇒ 85.0% (R2)

《工業用水道施設の耐震化》【企業局】

(配管更新基本計画の定期的な見直し、工業用水道施設（管路）の耐震化

- 配管更新基本計画を定期的に見直しながら、工業用水道施設（管路）の耐震化を進める。

[指標] 県工業用水道施設（管路）耐震化率 53.0% (H26) ⇒ 64.0% (R2)

《旧松尾鉱山新中和処理施設の稼動の継続》【環境生活部】

(施設の維持管理と防災機能の強化)

- 旧松尾鉱山からの強酸性の坑廃水が赤川に流入し、北上川本川を汚染することを防止するため、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を活用し、稼働の継続を図る。
- 災害発生時にも稼働停止にならないよう、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を活用し、本施設の維持管理と防災機能の強化を推進する。

《森林資源の適切な保全管理》【環境生活部、農林水産部】

(適切な森林整備)

- 土砂災害防止や洪水緩和等の機能を有する森林資源の適切な保全管理のため、市町村と連携し、森林整備事業等による造林や間伐などの森林整備を進める。

[指標] 造林面積 733ha (H26) ⇒ 1,290ha (R2)

(県民への普及啓発)

- 県民参加の森林づくり促進事業やいわて森のゼミナール推進事業等により、森林資源の保全管理に係る県民の理解の醸成を図る。
- 山火事防止に係る普及啓発を図るとともに、山火事の初期消火体制の整備を進める。

(地域住民等の活動支援)

- 国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した、いわて里山再生地域協議会による各種団体の活動支援を通じ、地域住民やNPO等の里山林保全活動や森林環境教育などを促進する。

(シカによる被害防止)

- 関係機関が連携し、シカの生息域の拡大を監視するとともに、生息域や被害状況の分析を進め、休獵区等の指定の見直しなどにより捕獲を促進する。
- 森林整備事業により、市町村や森林組合等による忌避剤の散布及び防護柵の設置を支援する。

《農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化》【農林水産部】

(農業水利施設等の整備、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策)

- 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。
- 農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修改修などを推進する。
- 漁港施設の地震・津波対策を推進するとともに、計画的な長寿命化のための機能診断及び機能保全計画の策定を進める。

[指標] 農業水利施設等の長寿命化対策施設数（累計） 82 施設 (H26) ⇒ 140 施設 (R2)
流通拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率

20.0% (H26) ⇒ 100.0% (H30)

漁港施設の長寿命化対策着手率 2.5% (H26) ⇒ 100.0% (R1) ※

(農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施)

- 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等が行う農林道の点検・診断等の取組を支援する。

[指標] 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.9% (H26) ⇒ 100.0% (R2)
林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

※H30において目標未達成のため、目標年度を延長するもの。

《災害廃棄物処理対策》【環境生活部、保健福祉部】

(協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築)

- 災害が発生した場合において、県や市町村、関係団体（県産業廃棄物協会、県環境整備事業協同組合）が協定等に基づき円滑に災害廃棄物処理を実施するため、平時においても当該協定等の締結・確認を図り、機動的な連携体制の構築を推進する。

(市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制の構築)

- 市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制を構築するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づく「災害廃棄物処理計画」の策定について助言等を行う。

[指標] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(アスベスト粉じんばく露防止対策)

- 災害により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民がばく露する危険性があるため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく解体方法等を周知するなど、ばく露防止対策を推進する。

(毒物及び劇物流出時の応急措置実施の徹底)

- 毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物を取り扱う者に対する指導等を実施し、流出時の応急措置実施の徹底を図る。

《地籍調査の実施》【農林水産部】

(市町村が行う国土調査事業の計画的な実施への支援)

- 津波被害等により用地境界等が流失した場合であっても、復元等が円滑に行えるよう、市町村が行う国土調査事業の計画的な実施を支援する。

[指標] 地籍調査進捗率 84.3% (H26) ⇒ 86.0% (R2)

《温泉供給の維持》【環境生活部】

(温泉事業者を通じた確認体制の構築)

- 災害時における源泉及び温泉供給施設等の被災状況について、温泉事業者を通じて確認できる体制の構築を推進する。

(平常時の温泉供給に関する基礎データの蓄積)

- 県内の主要温泉地域における定点源泉において、年2回の定点調査を実施し、平常時の温泉供給に関する基礎データの蓄積を図る。

【横断的分野】

1) リスクコミュニケーション分野

《ハザードマップによる災害危険箇所等の周知》【総務部、農林水産部、県土整備部】

(洪水ハザードマップの作成)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、洪水ハザードマップの作成に必要な浸水想定区域の指定を推進するとともに、未作成の市町村に対し、洪水ハザードマップの作成を促進するための助言等を行う。

(土砂災害ハザードマップの作成)

- 土砂災害のおそれのある区域の周知等を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害ハザードマップの作成に必要な土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成を促進するための助言等を行う。

(内水ハザードマップの作成)

- 内水ハザードマップの作成に向け、市町村による国の防災・安全交付金等を活用した浸水区域図の作成を促進するため、作成勉強会等の開催等により、市町村の取組を支援する。
- 策定済み市町村に対しても、既存ハザードマップの見直し等を支援する。

(ため池ハザードマップの作成)

- 地震や大雨等を起因とする、ため池や農業用ダムの漏水や決壊などによる二次災害を防止するため、ため池や農業用ダムの氾濫解析図を作成し、市町村によるハザードマップ作成と地域住民への公表を支援する。

[指標] 大規模ため池等のハザードマップ策定率 20.8% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(火山ハザードマップの作成)

- 火山噴火時の迅速、適切な避難行動に資するため、火山ハザードマップを作成し、登山者等への周知を行う。

[指標] 火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山 2火山 (H26) ⇒ 3火山 (R2)

《要配慮者等への支援体制の充実》【保健福祉部】

(避難行動要支援者名簿の作成・活用)

- 災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、避難行動要支援者名簿の作成や発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくり、具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定などの市町村の取組を促進する。

[指標] 避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合 33.3% (H26) ⇒ 100.0% (H29)

(福祉避難所の指定・協定締結)

- 災害時に円滑な福祉避難所の設置・運営を行うため、市町村等の職員を対象とした災害救助法等の事務に関する研修会等を実施し、福祉避難所となり得る社会福祉施設等を有する事業者との協議など市町村の取組を促進する。

[指標] 福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合 75.8% (H27) ⇒ 100.0% (H30)

(福祉避難所等における福祉的支援)

- 大規模災害時に、避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集・研修を実施し、チーム員の養成やスキルアップを図るとともに、避難所を運営する市町村や関係団体にチームについて周知し、チームの活動環境の整備を推進す

る。

- 「市町村避難所運営マニュアル」を参考として、市町村において、円滑な避難所運営体制を構築するために行う、地域の実情に合った避難所運営マニュアルの策定や、住民と連携した避難所運営訓練の実施などの取組を支援する。

[指標] 災害派遣福祉チーム数 34 チーム (H26) ⇒ 50 チーム (R2)

(社会福祉施設等との連携)

- 介護老人福祉施設等の被災を想定し、入所者の移送も含めた施設間（施設が所在する広域間）の支援体制の構築を進める関係団体の取組を支援する。

(要配慮者（難病患者等）への医療的支援)

- 県内の非常用電源装置を必要とする在宅難病患者数や当該患者への非常用電源装置の確保状況を調査し、必要に応じて、患者に貸与するための非常用発電の整備について、医療機関への働きかけなどを行っていく。
- 災害時における透析患者への支援を行うため、情報収集及び連絡、透析に必要な水及び医薬品等の確保、後方支援としての代替透析施設の確保や通院手段及び宿泊施設の確保等について定めた「岩手県災害時透析医療支援マニュアル」が災害時に有効に機能するよう、隨時、見直しを実施するなど、透析医療関係機関・団体との連携強化を図る。

(災害用医薬品等の確保)

- 県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部及び県薬剤師会の4者との協定の締結を継続し、協定が災害時に有効に機能するよう、隨時、協定及びマニュアルの見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る。

《防災情報提供・普及啓発の充実》【総務部、県土整備部】

(土砂災害警戒情報の周知)

- 住民の避難行動等に活用するため、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民にとってわかりやすい情報の提供を推進する。

(登山者の安全対策)

- 登山者の安全確保のため、気象庁が提供する火山情報を迅速・的確に提供する方策について検討する。

(防災意識向上に向けた地域住民等への普及啓発)

- 県民の防災意識向上のため、県総合防災訓練において備蓄品の展示等の実施などにより普及啓発を行う。

《学校における防災教育等の推進》【総務部、県土整備部、教育委員会事務局】

(学校防災体制の確立)

- 学校防災体制の確立を図るために、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかける。
- 学校訪問において、学校防災に関する指導助言を行うとともに、学校に防災の専門家を派遣し、学校防災体制の充実を図る。

[指標] 教育計画の中に様々な自然災害等に「そなえる」教育活動（防災教育）を具体的に取り入れて再構築した学校の割合 - (H26) ⇒ 100.0% (H30)

(防災教育の推進)

- 平成26年度までに作成した防災教育教材の活用を促すため、防災教育に携わる教員への研修を

実施する。

- 防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施する。

[指標] 復興教育副読本・防災教育教材活用研修会の開催 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)

(実践的な防災教育（【そなえる】）を中心とした「いわての復興教育」の推進)

- 災害発生時に児童生徒が的確な判断・行動ができる力を育成するため、各学校における復興教育副読本を積極的に活用した学習を促進する。
- 学校・家庭・地域・関係機関が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を進める。

《関係機関との連携の促進》

【総務部、政策地域部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部】 (県総合防災訓練の実施による関係機関との連携)

- 県、市町村、防災関係機関、NPO 及びボランティア団体等との連携をより強化し、災害時に適切な対応が可能となるよう引き続き総合防災訓練を実施する。

[指標] 県総合防災訓練の実施 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)

(消防機関の連携体制整備)

- 毎年度実施されている緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練に参加し、他県部隊との連携や災害対応力の向上を図る。
- 大規模な災害発生に備え、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（第三期計画）に基づく増隊を促進する。

[指標] 緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)

緊急消防援助隊登録数 74 隊 (H26) ⇒ 96 隊 (R2)

(災害時連携体制整備)

- 災害時における応急業務等の連携が図られるよう、引き続き、災害時の連携が必要とされる団体について、協定の締結に取り組む。
- 災害時における農地・農業用施設等の応急対策に備えるため、「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」の応急支援体制を維持し、官民の連携を強化する。

(応急給水の確保・水道施設の応急復旧に係る連携体制の整備)

- 防災訓練により、水道事業者、日本水道協会岩手県支部、飲料水メーカー、水道工事業等の協定締結先の関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急給水、応急復旧を円滑に行えるよう連携の強化を図る。

(防災訓練の推進)

- 県総合防災訓練を通じて、訓練実施地域の市町村の災害対応能力向上や住民の防災意識の醸成を図る。
- 市町村における災害対応能力の向上を図るため、図上訓練等に係る支援を行う。

[指標] 県総合防災訓練実施地城市町村数 3 市町 (H26) ⇒ 16 市町村 (R2)

図上訓練等の実施対象とした市町村 3 市町村 (H26) ⇒ 29 市町村 (R2)

(孤立集落を想定した防災訓練の実施等)

- 県総合防災訓練において、孤立可能性集落を対象とした訓練を実施する。

[指標] 県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練実施回数 1回 (H26) ⇒ 6回 (R2)

(防災ヘリコプターの円滑な運航の確保)

- 岩手県ヘリコプター等運用調整会議を開催し、ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するとともに、大規模災害の発生時における活動の効率的な調整及び安全運航の確保を図る。

[指標] 岩手県ヘリコプター等運用調整会議の開催 1回 (H26) ⇒ 7回 (R2)

(ドクターヘリの運航確保)

- 救命率の向上を図るため、引き続き県全域でのドクターヘリの運用を行う。
- ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場の整備やランデブーポイントの確保等を進めるとともに、他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を強化し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。
- ドクターヘリと消防機関との連携の緊密化及びヘリ運用の習熟を目的として、ドクターヘリ出動事例の事後検証会を今後も定期的に開催し、効果的な運用を図る。

(避難所・緊急車両等への燃料等供給の確保)

- 県石油商業共同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、協定の見直しや防災訓練の実施により連携強化を図る。
- より円滑な燃料供給を図るため、県石油商業協同組合との協定に基づき、優先給油すべき緊急車両等を平成28年度中に定め、周知を図る。

(感染症対策)

- 地域バランス等も考慮した、感染制御支援チーム構成員の追加・拡充を図るとともに、県総合防災訓練や保健所を中心に開催されている感染制御研修会や各種訓練への参加を通し、DMA Tなど関係機関との連携を図り、災害発生時の体制の構築を図る。

(技術職員等による応援体制の構築)

- 現在の法律に基づく職員派遣制度を有効に機能させるため、国による任期付職員の一括採用や技術職員の確保・育成体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、引き続き国に働きかけていく。
- 大規模な農地・農業用施設災害が発生した場合における、被災市町村からの応援要請に対応するため、官民が連携した「農地・農業用施設災害復旧支援隊(NSS)」による支援を継続する。

《災害廃棄物処理対策》【環境生活部、保健福祉部】

- 災害が発生した場合において、県や市町村、関係団体（県産業廃棄物協会、県環境整備事業協同組合）が協定等に基づき円滑に災害廃棄物処理を実施するため、平時においても当該協定等の締結・確認を図り、機動的な連携体制の構築を推進する。
- 市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制を構築するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づく「災害廃棄物処理計画」の策定について助言等を行う。
- 毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物を取り扱う者に対する指導等を実施し、流出時の応急措置実施の徹底を図る。

[指標] 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 48.5% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

2) 老朽化対策分野

《公共施設等の総合的・計画的な管理の推進》【総務部、警察本部】

(公共施設等総合管理計画の策定)

- 将来に向けた財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の現状及び将来見通しを整理・分析し、施設の更新・長寿命化など総合的かつ計画的な管理に関する基本方針となる「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定し、計画的な公共施設マネジメントの取組を推進する。

[指標] 個別施設計画の策定期率 0.0% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(県庁舎等の老朽化対策)

- 大規模災害時においても災害対策本部機能を維持するため、県庁舎及び各地区合同庁舎について、老朽化対策の観点も含めた長寿命化に資する計画的な保全、補修、修繕等を実施する。

(警察施設等の老朽化対策)

- 大地震のみならず、洪水、浸水等の災害に対しても、人命救助や治安維持活動を機動的かつ的確に実施できるよう、国の都道府県警察施設整備費補助金を活用し、警察施設の整備を推進する。
- 老朽化又は狭隘化した交番・駐在所の整備を推進する。

[指標] 災害警備拠点警察施設整備数（累計） 121 箇所 (H26) ⇒ 151 箇所 (R2)

《公営住宅の老朽化対策》【県土整備部】

(個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、未策定期である災害公営住宅の個別施設計画の策定を進めていくとともに、策定済みの施設については、計画に基づく適切な維持管理を推進する。

[指標] 県営住宅の長寿命化型改善及び建替戸数（累計） 280 戸 (H26) ⇒ 570 戸 (R2)

ストックマネジメントに取り組んでいる県有建築施設数（累計）

1 棟 (H26) ⇒ 30 棟 (H30)

《上下水道施設等の老朽化対策》【環境生活部、県土整備部、企業局】

(水道施設の老朽化対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策を進める。

(下水道施設の老朽化対策)

- 避難場所等における公衆衛生確保のため、市町村が国の防災・安全交付金等を活用して実施する老朽化対策事業の促進が図られるよう、必要な助言等を実施する。

(下水道施設の個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定期である管路施設の個別施設計画の策定を進める。

(工業用水道施設の老朽化対策)

- 配管のみならず、工業用水道施設全体についても維持管理要領に基づき、定期的な巡視、点検及び検査を行いながら、老朽化対策を進める。

《道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策》【農林水産部、県土整備部、警察本部】

(道路施設の個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定期であ

る道路トンネルの個別施設計画の策定を進めていくとともに、策定済みの施設については、計画に基づく適切な維持管理を推進する。

[指標] 予防保全型の修繕が必要な橋梁の修繕率 53.2% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

(交通安全施設の老朽化対策)

- 老朽化した交通安全施設の更新整備を行う。

(農林道等の老朽化対策)

- 農林道トンネル等の点検・診断や、老朽化した施設の保全対策が適切に行われるよう、管理者である市町村等が行なう農林道の点検や診断等の取組を支援する。

[指標] 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 1.9% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 69.1% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

《港湾施設等の老朽化対策》【農林水産部、国土整備部】

(海岸施設の個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である水門、樋門、陸閘、ダム等の個別施設計画の策定を進める。

(港湾施設の個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、港湾施設の個別施設計画の策定を進める。

《河川管理施設、ダム及び砂防施設の老朽化対策》【国土整備部】

(河川・ダムの個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である水門、樋門、陸閘、ダム等の個別施設計画の策定を進める。

(砂防施設の個別施設計画の策定)

- 計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、未策定である地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設の個別施設計画の策定を進める。

《農地・農業用施設、漁港施設等の老朽化対策》【農林水産部】

(農業・水産業の生産基盤の老朽化対策)

- 農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、日本型直接支払制度を活用した農地や農業水利施設等の保全管理を推進する。
- 農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを推進する。
- 漁港施設の機能診断及び機能保全計画の策定を進め、計画的な長寿命化を推進する。

[指標] 農業水利施設等の長寿命化対策施設数（累計） 82 施設 (H26) ⇒ 140 施設 (R2)

ため池の詳細調査実施割合 0.0% (H26) ⇒ 100.0% (R2)

漁港施設の長寿命化対策着手率 2.5% (H26) ⇒ 100.0% (H30)

(治山施設の老朽化対策)

- 治山施設の老朽化対策のため、緊急雇用創出事業等を活用した機能診断を行い、老朽化により補修が必要な箇所については、計画的に補修等の保全対策を推進する。

《空港施設の老朽化対策》【県土整備部】

- 個別施設計画に基づく適切な維持管理を推進する。

《県営発電施設の長寿命化対策》【企業局】

- 県営発電施設により発電する電力量の約4分の3は、運転開始後40年以上経過した施設に依存していることから、老朽化による長期供給停止を発生させないよう長寿命化対策を推進する。
- 長寿命化対策は、「企業局電力土木施設維持管理方針」により定期的な機能診断及び優先度評価を行い、計画的に推進する。

3) 人口減少・少子高齢化対策分野

《共助機能の維持・強化》【総務部】

(消防団活動の充実強化)

- 地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

(自主防災組織の結成及び活性化支援)

- 地域防災力強化のため、岩手県地域防災サポーター派遣等により地域の取組を支援し、自主防災組織の結成を促進する。

- 自主防災組織を対象とした研修会等の開催により、自主防災組織活性化に向けた支援を行う。

- 大雨等による災害への適切な対応を促すため、研修会等において防災気象情報や災害発生の仕組みなどに関する理解を一層深めることができるよう、気象台と連携した取組を行う。

[指標] 県地域防災サポーターの地域への派遣回数 11回 (H26) ⇒ 150回 (R2)

自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (R2)

《防災ボランティアの活動支援》【保健福祉部】

(防災ボランティア支援ネットワークの構築)

- 「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づき、防災ボランティアによる支援が効果的に行われるよう、活動推進に係る研修の実施などにより、平時から関係機関・団体による防災ボランティア支援ネットワークを構築するとともに、地域で防災ボランティアを円滑に受け入れる「受援力」を高める取組を推進する。

[指標] 防災ボランティア活動推進に係る研修への参加関係機関・団体数

37団体 (H26) ⇒ 61団体 (R2)

《地域の防災に関する人材育成》【総務部、保健福祉部、県土整備部】

(防災人材の育成)

- 防災人材育成のため、自主防災組織リーダー研修会を開催するとともに、岩手県地域防災サポーターの派遣等を行う。

[指標] 自主防災組織に対する研修会の実施回数 2回 (H26) ⇒ 14回 (R2)

県地域防災サポーターの地域への派遣回数 11回 (H26) ⇒ 150回 (R2)

(災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成)

- 災害医療コーディネーターの育成を図るため、年1回程度の研修等の実施を継続し、災害医療を担う人材を確保する。

- 大規模災害時に避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集・研修を実施し、チーム員の養成やスキルアップを図るとともに、避難所を運営する市町村や関係団体へチームについて周知し、チームの活動環境の整備を行う。

[指標] 災害派遣福祉チーム数 34チーム (H26) ⇒ 50チーム (R2)

(建設業の担い手の育成・確保)

- 地域から期待される建設企業が存続できるような環境づくりのため、本業を中心とした経営改善の取組や次世代を担う人材の育成・確保支援など、「いわて建設業振興中期プラン」に基づく取組を推進する。

- 将来にわたって地域維持事業を担う地域建設企業の安定的な確保を図るため、「地域維持型契約方式」の拡大について、地域の実情を考慮しながら取り組む。

[指標] 経営革新アドバイザー派遣企業数 50社 (H26) ⇒ 68社 (R2)

《地域コミュニティの維持・強化》

【政策地域部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、教育委員会事務局】

(地域コミュニティ力の強化)

- 地域コミュニティ活動のモデルとなる団体を「元気なコミュニティ特選団体」として引き続き選定し、関係団体の活動促進を図るとともに、県内外の先進的な事例を紹介し、地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発を行う。
- 地域づくり活動の担い手の育成のため、地域づくり関連のセミナー等を開催するとともに、地域外の人材（復興支援員や地域おこし協力隊など）の活用を進める。
- 地域コミュニティ機能の維持・再生のため、アドバイザー派遣による支援を行うとともに、各種コミュニティ助成制度の有効活用を図りながら、市町村や地域づくり団体が行う地域の課題解決に向けた取組を支援する。

[指標] 元気なコミュニティ特選団体の認定数（累計） 137 団体 (H26) ⇒ 182 団体 (H30)

コミュニティ助成制度等による活動支援件数（累計） 51 件 (H26) ⇒ 267 件 (H30)

- 災害発生時における、地域住民の対応能力の向上や、地域コミュニティ機能の迅速な再構築が図られるよう、多面的機能支払制度等の活用による農地や農業水利施設等の保全管理活動など、農山漁村における共同活動の取組を維持・活性化する。

[指標] 水田における地域協働等の取組面積割合 68.0% (H25) ⇒ 82.8% (R2)

(森林保全等の活動支援)

- 国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活用による、里山保全活動等の支援を継続する。

(学びを通じた地域コミュニティの再生支援)

- 東日本大震災津波により、当面、新たなコミュニティ形成の必要性が生じており、また、地域における災害時の対応力を向上するため、コミュニティの強化を図る。
- 沿岸部においては、外部から支援を受けて実施してきた事業を、今後も継続するため、研修機会の充実による人材育成を推進する。
- 国、市町村、関係機関と連携しながら、地域住民の学びの場や交流の機会を確保するなど、地域コミュニティを強化するための支援等の取組の充実を図る。

[指標] 放課後の公的な居場所がある小学校区の割合 91.0% (H26) ⇒ 96.3% (R2)

- 子ども・学校・家庭・地域・行政の 5 者の役割分担と連携により、地域の教育課題の解決と、教育を通じた地域づくりを推進する。

(人材育成を通じた産業の体质強化)

- 各産業におけるネットワークの連携を進め、産業人材の育成基盤を強化するとともに、内陸と沿岸の企業連携を支援し、本県産業を担う人材の育成や足腰の強い産業の体质強化を促進する。

(農林水産業の担い手の確保)

- 農業においては、リーディング経営体をはじめ地域の中心となる経営体への農地の利用集積を進め、経営規模の拡大や効率化を促進するとともに、法人化を支援するなど地域農業をけん引する経営体を育成する。
- 農家子弟、若者・女性や新規学卒者、他産業からのU・I ターン者など多様な新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、企業の農業参入を促進する。
- 林業においては、地域けん引型林業経営体の育成や研修機関等による林業技能者の養成、新規就業者の確保・育成などに取り組む。

- 水産業においては、専業漁家の経営規模の拡大を促進するとともに、研修・雇用機会の創出や住居確保など受入れ環境の整備、就業のマッチングなどにより、生産性・収益性の高い中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保に取り組む。

[指標] リーディング経営体の育成数（累計）	21 経営体 (H26) ⇒ 80 経営体 (R2)
法人化した集落営農組織の割合	30.0% (H26) ⇒ 55.0% (R2)
新規就農者数	246 人/年 (H26) ⇒ 260 人/年 (R2)
林業技能者数（累計）	395 人 (H26) ⇒ 575 人 (R2)
中核的漁業経営体	283 経営体 (H26) ⇒ 505 経営体 (R2)
新規漁業就業者数	40 人 (H26) ⇒ 65 人 (R2)

(空き家対策)

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村が国の空き家再生等推進事業を活用して実施する不良住宅等の解体を支援するほか、空き家活用人材育成支援事業により、空き家活用による住み替え・定住・交流の促進などの取組を担う人材の育成やサポート体制の構築など、総合的な空き家対策を推進する。

[指標] 空き家活用等モデル事業の実施地区数(累計)	0 地区 (H26) ⇒ 3 地区 (H30)
----------------------------	-------------------------

《農林水産業の生産基盤・経営の強化》【農林水産部】

(農地利用の最適化支援)

- 市町村、農業委員会及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地集積、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援する。

[指標] 認定農業者等への農地集積面積	82,026ha (H26) ⇒ 95,000ha (R2)
荒廃農地面積	5,947ha (H26) ⇒ 4,950ha (R2)

(効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備)

- 農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する。

[指標] 水田整備率（30a 程度以上）	51.1% (H24) ⇒ 52.8% (R2)
----------------------	--------------------------

(効率的かつ安定的な林業経営の確立)

- 林業事業体の森林経営計画の作成を支援することにより、森林施業の集約化を促進するとともに、計画的な路網整備を推進し、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを進める。

[指標] 造林面積	733ha (H26) ⇒ 1,290ha (R2)
-----------	----------------------------

(漁業生産基盤の有効かつ効率的な活用)

- 漁業生産コストの低減や就労環境の向上を図るため、浮桟橋等の整備や、防波堤・岸壁等の整備を推進する。

[指標] 養殖作業支援（浮桟橋等）の漁港整備数（累計）	0 渔港 (H26) ⇒ 7 渔港 (R2)
-----------------------------	------------------------

《県産食料品の供給体制の強化》【商工労働観光部】

- 本県の地域資源を活用した食料品を安定的に供給するため、関係機関と連携し、食料品製造事業者を総合的に支援し、持続的に事業活動を展開する企業の創出や人材の育成を図る。

[指標] 食料品製造出荷額	3,208 億円 (H26) ⇒ 3,663 億円 (R2)
---------------	--------------------------------

(別紙6) 施策分野ごとの目標指標一覧

～岩手の強靭化を進める100の指標～

(再掲は除く。)

※ 太字の指標は、重点施策に対応する目標指標である、**72**のKPI（重要業績評価指標）。

1. 個別施策分野

1) 行政機能・情報通信分野

指 標	現 況 値	目 標 値
県庁舎等の耐震化率	71.4% (H26)	90.5% (R2)
市町村庁舎の耐震化率	76.3% (H26)	90.0% (R2)
災害時業務継続計画策定済の単独公所数	27 公所 (H26)	94 公所 (R2)
緊急避難場所等を指定した市町村	22 市町村 [67.0%] (H26)	33 市町村 [100.0%] (R2)
避難勧告等発令基準を策定した市町村 (洪水予報河川及び水位周知河川に係る洪水災害)	11 市町村 [44.0%] (H26)	28 市町村 [100.0%] (R2)
備蓄を行う広域防災拠点箇所数	1 箇所 (H26)	5 箇所 (H30)
文化財パトロールの実施回数	152 回 (H26)	156 回 (R2)
災害警備拠点警察施設整備数（累計）	121 箇所 (H26)	151 箇所 (R2)
災害警備に係る教養・訓練修了者数（累計）	80 人 (H27)	180 人 (R2)
停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数（累計）	61 台 (H26)	76 台 (R2)
消防本部、消防署等庁舎の耐震化率	75.3% (H25)	97.8% (R2)
岩手県ヘリコプター等運用調整会議の開催回数	1 回 (H26)	7 回 (R2)
救急救命士の生涯教育における県単位研修会の開催回数	1 回 (H26)	7 回 (R2)
消防設備士講習の実施回数	5 回 (H26)	35 回 (R2)

指 標	現 況 値	目 標 値
緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加回数	1回 (H26)	7回 (R2)
緊急消防援助隊登録数	74隊 (H26)	96隊 (R2)
「岩手県耐震改修促進計画」に基づく県立学校施設の耐震化率	97.8% (H27)	100.0% (R2)
私立学校の耐震化率	72.5% (H26)	89.7% (R2)
私立学校の学校安全計画（災害安全点検）の策定率	68.0% (H25)	90.0% (R2)
県立職業能力開発施設の耐震診断実施率	33.3% (H26)	100.0% (R2)
教育計画の中に様々な自然災害等に「そなえる」教育活動（防災教育）を具体的に取り入れて再構築した学校の割合	— (H26)	100.0% (H30)
復興教育副読本・防災教育教材活用研修会の開催回数	1回 (H26)	7回 (R2)
携帯電話エリア外人口	3,980人 (H26)	3,071人 (R2)
県総合防災訓練の実施回数	1回 (H26)	7回 (R2)
県総合防災訓練実施地城市町村数	3市町 (H26)	16市町村 (R2)
図上訓練等の実施対象とした市町村	3市町村 (H26)	29市町村 (R2)
北海道・東北8道県広域応援ガイドラインに関する各道県連絡会議等の開催回数	0回 (H26)	6回 (R2)
県地域防災サポーターの地域への派遣回数	11回 (H26)	150回 (R2)
自主防災組織に対する研修会の実施回数	2回 (H26)	14回 (R2)
県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練実施回数	1回 (H26)	6回 (R2)

[30 指標 (KPI:17 指標)]

2) 住宅・都市分野

指 標	現 況 値	目 標 値
住宅の耐震化率	73.2% (H25)	85.0% (R2)

指 標	現 況 値	目 標 値
県営住宅の長寿命化型改善及び建替戸数（累計）	280 戸 (H26)	570 戸 (R2)
ストックマネジメントに取り組んでいる県有建築施設数（累計）	1 棟 (H26)	30 棟 (H30)
防災公園数（累計）	52 箇所 (H25)	66 箇所 (R2)
無電柱化延長（累計）	25.8km (H26)	27.9km (H30)
空き家活用等モデル事業の実施地区数(累計)	0 地区 (H26)	3 地区 (H30)
基幹管路の耐震適合率	46.2% (H26)	55.8% (R2)
浄水施設の耐震化率	26.0% (H26)	31.5% (R2)
配水池の耐震化率	36.3% (H26)	44.7% (R2)
元気なコミュニティ特選団体数（累計）	137 団体 (H26)	203 団体 (R2)
コミュニティ助成制度等による活動支援件数（累計）	51 件 (H26)	267 件 (H30)
水田における地域協働等の取組面積割合	68.0% (H25)	82.8% (R2)
放課後の公的な居場所がある小学校区の割合	91.0% (H26)	96.3% (R2)

[13 指標 (KPI: 7 指標)]

3) 保健医療・福祉分野

指 標	現 況 値	目 標 値
病院の耐震化率	61.5% (H26)	76.3% (R2)
災害拠点病院におけるDMA T数	23 チーム (H26)	37 チーム (R2)
電子カルテを導入している病院数	23 施設 (H24)	35 施設 (H29)
周産期医療情報ネットワークへの参加割合 (市町村及び分娩取扱等医療機関)	98.6% (H26)	100.0% (R1)
福祉避難所指定・協定締結済市町村数の割合	75.8% (H27)	100.0% (R1)
避難行動要支援者名簿を作成した市町村の割合	33.3% (H27)	100.0% (H29)

指 標	現 況 値	目 標 値
災害派遣福祉チーム数	34 チーム (H26)	50 チーム (R2)
認知症サポートー数（累計）	97,944 人 (H26)	181,000 人 (R2)
女性委員が参画する市町村防災会議の割合	— (H26)	100.0% (R2)
地域防災計画に動物救護の記載のある市町村の割合	75.8% (H26)	100.0% (R2)
防災ボランティア活動推進に係る研修への参加関係機関・団体数	37 団体 (H26)	61 団体 (R2)

[11 指標 (KPI: 9 指標)]

4) 産業分野

指 標	現 況 値	目 標 値
東日本大震災津波による被害の復旧以降に実施した石油コンビナート等総合防災訓練の回数	0 回 (H26)	3 回 (R2)
再生可能エネルギーによる電力自給率	18.9% (H26)	35.0% (R2)
再生可能エネルギーを活用した県営発電所数	18 か所 (H26)	19 か所 (R2)
産業分野の木質バイオマス導入事業者数（累計）	28 事業者 (H26)	36 事業者 (H30)
リーディング経営体の育成数（累計）	21 経営体 (H26)	110 経営体 (R2)
法人化した集落営農組織の割合	30.0% (H26)	55.0% (R2)
新規就農者数	246 人/年 (H26)	260 人/年 (R2)
林業技能者数（累計）	395 人 (H26)	575 人 (R2)
中核的漁業経営体数	283 経営体 (H26)	510 経営体 (R2)
新規漁業就業者数	40 人 (H26)	70 人 (R2)
経営革新アドバイザー派遣企業数	50 社 (H26)	68 社 (R2)
経営力強化等をテーマとした講習会受講者数	587 人 (H26)	700 人 (R2)

指 標	現 況 値	目 標 値
認定農業者等への農地集積面積	82,026ha (H26)	103,000ha (R2)
荒廃農地面積	5,947ha (H26)	4,950ha (R2)
水田整備率（30a 程度以上）	51.1% (H24)	52.8% (R2)
造林面積	733ha (H26)	1,290ha (R2)
養殖作業支援（浮桟橋等）の漁港整備数 (累計)	0 漁港 (H26)	7 漁港 (R2)
食料品製造出荷額	3,208 億円 (H26)	3,663 億円 (R2)

[18 指標 (KPI:16 指標)]

5) 国土保全・交通分野

指 標	現 況 値	目 標 値
緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率	58.8% (H26)	100.0% (R1)
農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	1.9% (H26)	100.0% (R2)
林道橋・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施率	69.1% (H26)	100.0% (R2)
復興道路・復興支援道路のうち緊急輸送道路の第1次路線における耐震化橋梁の割合	15.0% (H26)	100.0% (R1)
高規格幹線道路等の供用率	55.9% (H26)	85.1% (R2)
新しい津波防災の考え方に基づいた津波防災施設の整備率	32.3% (H26)	100.0% (R2)
海岸水門等の遠隔操作化箇所数（累計）	9 箇所 (H26)	187 箇所 (R2)
津波浸水想定区域の設定市町村	0 市町村 (H26)	12 市町村 [100.0%] (H30)
海上輸送拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率	7.1% (H26)	100.0% (H30)
津波避難誘導デッキの整備割合	0.0% (H26)	100.0% (R1)
河川整備率（県管理）	48.6% (H26)	50.0% (R2)

指 標	現 況 値	目 標 値
洪水浸水想定区域を指定した河川数（累計）	23 河川 (H26)	39 河川 (R2)
ため池の詳細調査実施割合	0. 0% (H26)	100. 0% (R2)
大規模ため池等のハザードマップ策定率	20. 8% (H26)	100. 0% (R2)
山地災害防止機能が確保された集落数（累計）	951 集落 (H26)	990 集落 (R2)
津波避難計画を策定した市町村	9 市町村 [75. 0%] (H26)	12 市町村 [100. 0%] (R2)
土砂災害のおそれのある区域を公表した箇所数（累計）	4, 898 箇所 (H26)	14, 348 箇所 (R1)
火山ハザードマップを策定した県内の常時観測火山	2 火山 (H26)	3 火山 (R2)
水位周知河川に指定した河川数（累計）	21 河川 (H26)	42 河川 (R2)
予防保全型の修繕が必要な橋梁の修繕率	53. 2% (H26)	100. 0% (R2)
県営発電施設及び管理所等の耐震化率	60. 0% (H26)	85. 0% (R2)
県工業用水道施設（管路）耐震化率	53. 0% (H26)	64. 0% (R2)
農業水利施設等の長寿命化対策施設数（累計）	82 施設 (H26)	140 施設 (R2)
流通拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率	20. 0% (H26)	100. 0% (H30)
漁港施設の長寿命化対策着手率	2. 5% (H26)	100. 0% (R1)
市町村における災害廃棄物処理計画の策定率	48. 5% (H26)	100. 0% (R2)
地籍調査進捗率	84. 3% (H26)	86. 0% (R2)

[27 指標 (KPI:22 指標)]

2. 横断的分野

2) 老朽化対策分野

指 標	現 況 値	目 標
個別施設計画の策定率	0. 0% (H26)	100. 0% (R2)

[1 指標 (KPI: 1 指標)]

[計 100 指標 (KPI:72 指標)]

(別紙7) 計画策定までの経過

平成27年 4月 岩手県国土強靭化地域計画検討会議設置

《岩手県国土強靭化地域計画検討会議》

国土強靭化地域計画の策定に当たり、様々な分野の関係者から幅広く意見を聴取するため設置した、委員20名、オブザーバー7名で構成する検討会議。
委員・オブザーバー名簿は次頁のとおり。

平成27年 5月 第1回検討会議

目標・最悪の事態等の設定及び脆弱性評価を議論

平成27年 7月 第2回検討会議

脆弱性評価結果に基づく対応方策を議論

平成27年 9月 第3回検討会議

計画（骨子）及び重点施策の選定を議論

平成27年11月 計画（素案）公表

平成28年 1月 第4回検討会議

計画（案）を議論

平成28年 2月 計画策定

岩手県国土強靭化地域計画検討会議委員・オブザーバー名簿

《委員》		(敬称略)	
	職名等	氏名	分野
1	国立大学法人岩手大学 地域防災研究センター センター長	南 正昭	学識者
2	公立大学法人岩手県立大学 総合政策学部 教授	伊藤 英之	
3	岩手県市長会 事務局長	東藤 郁夫	
4	岩手県町村会 事務局長	向井田 敏宏	行政 (市町村等)
5	盛岡地区広域消防組合消防本部 消防次長兼警防課長	金子 和幸	
6	東日本電信電話株式会社宮城事業部岩手支店 災害対策室長	菊池 強	
7	東北電力株式会社岩手支店 企画・総務部長	菅野 祐司	ライフライン
8	一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会 専務理事	佐藤 次夫	
9	一般社団法人岩手県医師会 常任理事	和田 利彦	
10	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 専務理事兼事務局長	古内 保之	医療・福祉
11	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 安全企画室長	獅子内 清悦	
12	東日本高速道路株式会社東北支社盛岡管理事務所 所長	伊藤 憲和	交通・物流
13	公益社団法人岩手県トラック協会 専務理事	佐藤 耕造	
14	日本放送協会盛岡放送局 放送部長	松本 浩司	情報通信
15	岩手県農業会議 会長	佐々木 和博	土地利用
16	一般社団法人岩手県建設業協会 専務理事兼事務局長	佐々木 幸弘	社会資本整備
17	岩手県商工会議所連合会 県連事務局長	猿川 賢	
18	岩手県商工会連合会 事務局長	熊谷 敏裕	地域経済
19	特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター 事務局長	若菜 千穂	
20	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 事務局長	梶田 佐知子	地域コミュニティ

《オブザーバー》		(敬称略)	
	職名等	氏名	
1	総務省東北総合通信局 総務部総務課長	山田 峰郎	
2	経済産業省東北経済産業局 総務企画部総務課企画室長	藁谷 尊	
3	農林水産省東北農政局 農村振興部設計課長	石井 克欣	
4	農林水産省林野庁東北森林管理局 総務企画部企画調整課長	川原 聰	
5	国土交通省東北地方整備局 企画部企画課長	佐々木 昇平	
6	国土交通省東北運輸局 総務部総務課長	木村 和博	
7	国土交通省気象庁盛岡地方気象台 防災管理官	藤原 政志	

岩手県国土強靭化地域計画

資料編

【改訂版】

平成28年 2月策定
平成29年 6月改訂
令和2年 1月改訂

岩手県政策地域部政策推進室

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10-1

TEL : 019-629-5509 FAX : 019-629-5254
